



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町 1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

条 例

◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(第76号) 161

◇川崎市情報公開条例の一部を改正する条例(第77号) 164

◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第78号) 164

◇川崎市債権管理条例の一部を改正する条例(第79号) 165

◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第80号) 165

◇川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(第81号) 165

◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第82号) 166

◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第83号) 166

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第84号) 166

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第85号) 167

◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第86号) 173

◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第87号) 173

◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(第88号) 175

規 則

◇川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則(第74号) 175

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第75号) 176

◇川崎市市税条例施行規則等の一部を改正する規則(第76号) 176

◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法

施行細則の一部を改正する規則(第77号) 230

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第78号) 230

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第79号) 230

告 示

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの変更の届出(第667号) 231

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第668号) 231

◇川崎港コンテナターミナルの指定管理者の指定(第669号) 231

◇自転車等の撤去と保管(第670号) 231

◇富士見公園の指定管理者の指定(第671号) 232

◇予防接種の業務を行う医師(第672号) 234

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定の案(第673号) 234

◇井田重度障害者等生活施設の指定管理者の指定(第674号) 236

◇社会復帰訓練所の指定管理者の指定(第675号) 236

◇川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センターの指定管理者の指定(第676号) 236

◇川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の指定管理者の指定(第677号) 236

◇川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの指定管理者の指定(第678号) 236

◇物品出納員の設置及び会計管理者の権限に属する事務の委任(第1号) 237

◇道路区域の変更(第2号) 237

◇公印の新調(第3号) 237

◇公印の改刻(第4号) 238

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第5号) 240

◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更 (第6号).....	242	公 告	
◇東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定 (第7号).....	242	◇公募型プロポーザルの実施 (第1327号)	248
◇生活保護法等による指定介護機関の指定 (第8号).....	242	◇開発行為に関する工事の完了 (第1328号)	249
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第9号).....	242	◇一般競争入札の執行 (第1号).....	249
◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第10号)	242	◇一般競争入札の執行 (第2号).....	251
◇高津区北見方一丁目の一般国道409号予定地 (自動車駐車場、自転車等駐車場、広場、公園、移動販売、露店) 入札占用指針 (第11号)	242	◇一般競争入札の執行 (第3号).....	253
◇中原区宮内二丁目の都市計画道路鹿島田菅線予定地 (自動車駐車場) 入札占用指針 (第12号)	243	◇一般競争入札の執行 (第4号).....	256
◇多摩区布田の都市計画道路小杉菅線予定地 (自動車駐車場) 入札占用指針 (第13号)	243	◇公募型プロポーザルの実施 (第5号).....	258
◇中原区宮内四丁目の国道409号予定地 (自動車駐車場) 入札占用指針 (第14号)	243	◇一般競争入札の執行 (第6号).....	260
◇中原区小杉町三丁目の国道409号予定地 (自転車等駐車場、広場、公園、移動販売、露店) 入札占用指針 (第15号)	243	◇一般競争入札の執行 (第7号).....	262
◇麻生区下麻生三丁目の主要地方道横浜上麻生予定地 (自動車駐車場) 入札占用指針 (第16号)	243	◇都市計画公聴会の開催 (第8号).....	264
◇中原区小杉町三丁目の国道409号予定地 (自動車駐車場、広場、公園、移動販売、露店) 入札占用指針 (第17号)	244	◇一般競争入札の執行 (第9号).....	266
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第18号).....	244	◇一般競争入札の執行 (第10号)	268
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第19号)	245	◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第11号)	270
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止 (第20号).....	245	◇一般競争入札の執行 (第12号)	270
◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第21号)	245	◇一般競争入札の執行 (第13号)	272
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (第22号)	245	◇一般競争入札の執行 (第14号)	275
◇道路区域の変更 (第23号)	248	◇一般競争入札の執行 (第15号)	277
◇道路区域の変更 (第24号)	248	◇一般競争入札の執行 (第16号)	279
		◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第17号)	281
		◇公募型プロポーザルの実施 (第18号)	281
		◇公募型プロポーザルの実施 (第19号)	283
		◇公募型プロポーザルの実施 (第20号)	284
		◇一般競争入札の執行 (第21号)	285
		◇一般競争入札の執行 (第22号)	286
		◇一般競争入札の執行 (第23号)	288
		◇一般競争入札の執行 (第24号)	289
		◇一般競争入札の執行 (第25号)	291
		◇一般競争入札の執行 (第26号)	292
		◇一般競争入札の執行 (第27号)	294
		◇公募型プロポーザルの実施 (第28号)	295
		◇一般競争入札の執行 (第29号)	297
		◇一般競争入札の執行 (第30号)	299
		◇一般競争入札の執行 (第31号)	300
		◇一般競争入札の執行 (第32号)	302
		◇一般競争入札の執行 (第33号)	304
		◇一般競争入札の執行 (第34号)	305
		◇一般競争入札の執行 (第35号)	307
		◇一般競争入札の執行 (第36号)	308
		◇一般競争入札の執行 (第37号)	310
		◇一般競争入札の執行 (第38号)	311
		◇一般競争入札の執行 (第39号)	313
		◇一般競争入札の執行 (第40号)	314
		◇一般競争入札の執行 (第41号)	316

◇公募型プロポーザルの実施 (第42号) ……………	318	◇一般競争入札の公告 (第33号) ……………	402
◇一般競争入札の執行 (第43号) ……………	320	◇一般競争入札の公告 (第34号) ……………	404
◇一般競争入札の執行 (第44号) ……………	322	◇一般競争入札の公告 (第35号) ……………	407
◇一般競争入札の執行 (第45号) ……………	323	◇一般競争入札の公告 (第36号) ……………	409
◇一般競争入札の執行 (第46号) ……………	325	◇一般競争入札の執行 (第37号) ……………	412
◇一般競争入札の執行 (第47号) ……………	326	◇一般競争入札の執行 (第38号) ……………	413
◇公募型プロポーザルの実施 (第48号) ……………	328	◇一般競争入札の公告 (第39号) ……………	415
◇一般競争入札の執行 (第49号) ……………	329	◇一般競争入札の公告 (第40号) ……………	417
◇公募型プロポーザルの実施 (第50号) ……………	337	◇一般競争入札の執行 (第41号) ……………	420
◇公募型プロポーザルの実施 (第51号) ……………	338	◇一般競争入札の公告 (第42号) ……………	423
◇道路位置の指定 (第52号) ……………	339	◇一般競争入札の執行 (第43号) ……………	427
◇一般競争入札の執行 (第53号) ……………	339	◇一般競争入札の公告 (第44号) ……………	428
◇一般競争入札の執行 (第54号) ……………	341	◇一般競争入札の執行 (第45号) ……………	430
◇一般競争入札の執行 (第55号) ……………	343	◇一般競争入札の執行 (第46号) ……………	432
◇一般競争入札の執行 (第56号) ……………	345	◇一般競争入札の執行 (第47号) ……………	434
◇一般競争入札の執行 (第57号) ……………	347	◇一般競争入札の執行 (第48号) ……………	435
◇公募型プロポーザルの実施 (第58号) ……………	349	◇一般競争入札の執行 (第49号) ……………	437
◇公募型プロポーザルの実施 (第59号) ……………	352	◇一般競争入札の公告 (第50号) ……………	438
◇公募型プロポーザルの実施 (第60号) ……………	353	◇一般競争入札の公告 (第51号) ……………	441
◇公募型プロポーザルの実施 (第61号) ……………	355	◇一般競争入札の公告 (第52号) ……………	443
◇公募型プロポーザルの実施 (第62号) ……………	356	◇一般競争入札の執行 (第53号) ……………	445
◇公募型プロポーザルの実施 (第63号) ……………	357	◇一般競争入札の執行 (第54号) ……………	447
◇公募型プロポーザルの実施 (第64号) ……………	358	◇一般競争入札の執行 (第55号) ……………	448
◇公募型プロポーザルの実施 (第65号) ……………	360	◇一般競争入札の執行 (第56号) ……………	450
公告 (調達)		◇一般競争入札の公告 (第57号) ……………	451
◇落札者等の公示 (第10号) ……………	362	税公告	
◇一般競争入札の執行 (第11号) ……………	362	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第162号)	
◇一般競争入札の執行 (第12号) ……………	363	……………	454
◇一般競争入札の公告 (第13号) ……………	365	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第163号)	
◇一般競争入札の公告 (第14号) ……………	367	……………	454
◇一般競争入札の公告 (第15号) ……………	369	◇納期限変更告知書の公示送達 (第164号)	
◇一般競争入札の執行 (第16号) ……………	371	……………	454
◇一般競争入札の執行 (第17号) ……………	373	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第165号)	
◇落札者等の公示 (第18号) ……………	374	……………	454
◇一般競争入札の執行 (第19号) ……………	375	◇督促状の公示送達 (第166号) ……………	454
◇一般競争入札の執行 (第20号) ……………	376	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第1号) ……………	455
◇一般競争入札の執行 (第21号) ……………	378	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第2号) ……………	455
◇一般競争入札の執行 (第22号) ……………	379	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第3号) ……………	455
◇一般競争入札の執行 (第23号) ……………	381	◇納期限変更告知書の公示送達 (第4号) ……………	455
◇一般競争入札の執行 (第24号) ……………	383	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行 (第25号) ……………	385	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程 (第30号) ……………	455
◇一般競争入札の公告 (第26号) ……………	386	◇川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程 (第31号) ……………	456
◇一般競争入札の公告 (第27号) ……………	388	上下水道局告示	
◇一般競争入札の公告 (第28号) ……………	390	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第1号) ……………	469
◇一般競争入札の公告 (第29号) ……………	392	上下水道局公告	
◇一般競争入札の公告 (第30号) ……………	394		
◇一般競争入札の公告 (第31号) ……………	396		
◇一般競争入札の公告 (第32号) ……………	399		

◇一般競争入札の執行(第107号)……………	469	書及び交付要求解除通知書の公示送達 (川崎区第194号)……………	526
◇一般競争入札の執行(第1号)……………	471	◇住民票の職権消除(川崎区第1号)……………	527
上下水道局公告(調達)		◇印鑑登録の抹消(川崎区第2号)……………	527
◇一般競争入札の公告(第2号)……………	485	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(川崎区第3号)……………	527
◇一般競争入札の公告(第3号)……………	488	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(川崎区第4号)……………	527
◇一般競争入札の公告(第4号)……………	491	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(川崎区第5号)……………	527
◇一般競争入札の公告(第5号)……………	493	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(川崎区第6号)……………	527
◇落札者等の公示(第6号)……………	501	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(川崎区第7号)……………	528
◇一般競争入札の公告(第7号)……………	502	◇後期高齢者医療保険料に係る過誤納金 還付(充当)通知書の公示送達(川崎 区第8号)……………	528
交通局公告		◇介護保険料に係る納入通知書の公示送 達(川崎区第9号)……………	528
◇一般競争入札の執行(第62号)……………	505	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(幸区第1号)……………	528
◇一般競争入札の執行(第63号)……………	506	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(幸区第2号)……………	528
◇一般競争入札の執行(第1号)……………	507	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送 達(幸区第3号)……………	528
交通局公告(調達)		◇国民健康保険料に係る還付通知書の公 示送達(中原区第1号)……………	529
◇落札者等の公示(第1号)……………	509	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(中原区第2号)……………	529
病院局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知 書の公示送達(高津区第1号)……………	529
◇一般競争入札の執行(第1号)……………	509	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(高津区第2号)……………	529
◇一般競争入札の執行(第2号)……………	511	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(多摩区第1号)……………	529
◇一般競争入札の執行(第3号)……………	512	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送 達(麻生区第1号)……………	529
◇公募型プロポーザルの実施(第4号)……………	515	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公 示送達(麻生区第2号)……………	529
病院局公告(調達)		辞 令	
◇一般競争入札の公告(第2号)……………	516	◇12月22日付け……………	530
◇一般競争入札の公告(第3号)……………	518	◇1月1日付け……………	530
消防局公告		正 誤	
◇サイレンの吹鳴(第15号)……………	521	◇第1858号……………	530
◇指定催しの指定(第1号)……………	521		
◇サイレンの吹鳴(第2号)……………	521		
教育委員会告示			
◇教育委員会定例会の招集(第1号)……………	521		
選挙管理委員会告示			
◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する規 程の一部を改正する規程(第1号)……………	521		
農業委員会告示			
◇川崎市農業委員会総会の招集(第13号) ……………	522		
農業委員会訓令			
◇川崎市農業委員会の農地利用最適化推 進委員の選任に関する規程の一部を改 正する規程(第1号)……………	522		
職員共済組合規程			
◇川崎市職員共済組合保健事業に関する 規程の一部を改正する規程(第1号)……………	526		
区公告			
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本) の公示送達(川崎区第193号)……………	526		
◇国民健康保険料、介護保険料及び後期 高齢者医療保険料に係る差押解除通知			

条 例

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第76号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第 3 条 実施機関（市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の適正な取扱い及び維持管理のため、保有個人情報等管理責任者を定めなければならない。

(利用及び提供に係る届出等)

第 4 条 実施機関は、法第 18 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 69 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(個人情報ファイルの届出等)

第 5 条 実施機関は、個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 4 号から第 7 号まで及び同項第 9 号に掲げるものを除く。以下この条及び附則第 9 項において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 法第 74 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由

- (3) 保有個人情報等管理責任者
- (4) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 33 条に規定する川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

(保有個人情報の業務開始に係る届出等)

第 6 条 実施機関は、保有個人情報（個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げるものを除く。）を構成するものその他規則で定めるものを除く。以下この条及び附則第 10 項において同じ。）の保有に係る業務を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 保有個人情報の対象者
- (4) 保有個人情報の内容
- (5) 前号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨及び当該要配慮個人情報を必要とする理由
- (6) 保有個人情報等管理責任者
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止したとき、又は当該業務が法第 74 条第 2 項第 9 号に該当しないこととなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、第 1 項及び第 2 項の規定による届出に係る事項を公表するものとする。ただし、公表することにより特定の個人が識別されるおそれがある場合は、この限りでない。

(電子計算機の接続に係る届出等)

第 7 条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において電気通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市

長に届け出なければならない。

2 実施機関は、前項の規定による処理を行う場合において、必要があると認めるときは、接続先において十分な個人情報の保護が図られていることを確認するとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第 8 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示情報等)

第 9 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、情報公開条例第 8 条第 1 号ウに掲げる情報(当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)とする。

2 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、情報公開条例第 8 条第 5 号に掲げる情報(人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報(法第 78 条第 1 項第 1 号に係るものを除く。))に係る部分に限る。)とする。

(開示決定等の期限)

第 10 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 11 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第 12 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(訂正請求に係る保有個人情報の対象等)

第 13 条 法第 90 条第 1 項の規定により訂正請求をすることができる保有個人情報には、同項各号に掲げるもののほか、次に掲げる自己を本人とする保有個人情報を含むものとする。

(1) 開示決定に基づく開示を受けていない保有個人情報

(2) 法第 88 条第 1 項の他の法令の規定による開示を受けていない保有個人情報

2 訂正請求については、法第 90 条第 3 項の規定は、適用しない。

(訂正請求書の記載事項)

第 14 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(訂正決定等の期限)

第 15 条 訂正決定等は、訂正請求があった日から 29 日以内にしなければならない。ただし、法第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に係る保有個人情報の対象等)

第 16 条 法第 98 条第 1 項の規定により利用停止請求をすることができる保有個人情報には、法第 90 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる自己を本人とする保有個人情報を含むものとする。

(1) 開示決定に基づく開示を受けていない保有個人情報

(2) 法第 88 条第 1 項の他の法令の規定による開示を受けていない保有個人情報

2 利用停止請求については、法第 98 条第 3 項の規定は、適用しない。

(利用停止請求書の記載事項)

第 17 条 利用停止請求書には、法第 99 条第 1 項各号に掲

げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止決定等の期限)

第18条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にななければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第19条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者

12,600円

(個人情報保護委員)

第20条 市長は、個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この条及び次条において「個人情報等」という。)の取扱いに関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、川崎市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)を置く。

2 保護委員は、前項に規定する苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 保護委員は、3人以内とする。

4 保護委員は、知識経験を有する者で人格識見の高いもののうちから市長が委嘱する。

5 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(実施機関等の是正措置)

第21条 実施機関、事業者等は、前条第2項の規定による保護委員の勧告があつたときは、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

(審議会への諮問)

第22条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 地域の特性に応じた個人情報の保護に関する施策を実施しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(運営状況の報告及び公表)

第23条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、法及びこの条例の運営状況を取りまとめ、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 市長は、実施機関に対し、法及びこの条例の運営状況について報告を求めることができる。

(委任)

第24条 法又はこの条例に定めるもののほか、法又はこの条例の実施のため必要な事項は、市長又は実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)は、廃止する。

(川崎市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の川崎市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第14条第1項に規定する受託業務等に従事していた者

- 4 この条例の施行の日前に旧条例第16条、第21条又は第23条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第36条第4項の規定により委嘱された川崎市個人情報保護委員である者は、この条例の施行の日に第20条第4項の規定により保護委員として委嘱されたものとみなす。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 8 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第5条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 10 この条例の施行の際現に実施機関が行っている保有個人情報の保有に係る業務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行後遅滞なく」とする。
(川崎市市民オンブズマン条例の一部改正)
- 11 川崎市市民オンブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号を次のように改める。
- (3) 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第20条に規定する個人情報保護委員の職務に関する事項

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

令和4年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第77号

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例

川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第26条第1項中「個人情報保護条例第33条第3項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第27条第1項に規定する諾否の決定に係る保有個人情報（同条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。）（以下「諾否の決定に係る保有個人情報」という。）」を「保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項及び第3項において同じ。）」に、「又は諾否の決定に係る」を「又は」に改め、同条第3項中「又は諾否の決定に係る」を「又は」に改める。

第33条第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報保護法施行条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第4項の規定により従前の例によることとされる保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る審査請求についての諮問に関する事項については、なお従前の例による。

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第78号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「18日」の次に「(1 月間の日数（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

川崎市債権管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第79号

川崎市債権管理条例の一部を改正する条例
川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削り、第10条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第80号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例
川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成24年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

11	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎	川崎市多摩区登戸2,981番地
----	---------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(川崎市市税条例の適用)

2 改正後の条例別表11の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第81号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設専用利用料の表中

第 3 研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
---------	---	--------	--------	--------	--------	--------

を

第 3 研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
軽運動室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円

に改める。

別表の 3 個人利用料の表中

大体育室 小体育室 第 1 武道室 第 2 武道室	6 歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生 18歳以上の者（学生を除く。）	120円	120円	120円	120円	240円	240円	240円	240円
------------------------------------	---	------	------	------	------	------	------	------	------

を

大体育室 小体育室 第 1 武道室 第 2 武道室 研修室 第 1 研修室 第 2 研修室 第 3 研修室 軽運動室	6 歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除く。） 18歳以上の学生 18歳以上の者（学生を除く。）	120円	120円	120円	120円	240円	240円	240円	240円
--	---	------	------	------	------	------	------	------	------

に、

「

トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 20円
	18歳以上の学生	120円	
温水プール	18歳以上の者(学生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 40円
	240円		
温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに 60円
	15歳以上の中学生	240円	
温水プール	15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに 150円
	600円		

を

トレーニング室(小学生(小学校に在学する者をいう。)	6歳以上18歳未満の者(小学校入学前の者を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 20円
	18歳以上の学生	120円	
が利用する場合は、ボウリングウォールに限る。)	18歳以上の者(学生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 40円
	240円		
温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに 60円
	15歳以上の中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)	240円	
温水プール	15歳以上の者(中学生を除く。)	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに 150円
	600円		

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第82号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表川崎市中部児童相談所の項中「川崎市高津区末長 1 丁目 3 番 9 号」を「川崎市高津区久本 1 丁目 4 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第83号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

13	長尾 2 丁目地区 整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された長尾 2 丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A - 1 地区 A - 2 地区 B 地区
----	---------------------	--	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第84号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

54	長尾 2 丁目地区 整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された長尾 2 丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----	---------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

54 長尾 2 丁目地区整備計画区域

A-1 地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（自家販売のためのものを除く。） (2) 自動車教習所 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの			たものに5メートルを加えたもの		
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。 (1) 20メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの (3) 建築物の各部分から計画図に示す市道五所塚第24号線の道路境界線までの水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの	B 地区の区域	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。 (1) 10メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの		
附 則							
この条例は、公布の日から施行する。							
川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。							
令和 4 年12月28日							
川崎市長 福 田 紀 彦							
川崎市条例第85号							
川崎市都市公園条例の一部を改正する条例							
第1条 川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。							
第8条の2第3項の表中「10,800円」を「2,030円」に改める。							
第2条 川崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。							
第2条の4第1項中「、100分の7」を「100分の7、等々力緑地にあつては100分の10」に改める。							
第6条第1項の表中							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">等々力緑地</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">釣池</td> </tr> </table>						等々力緑地	釣池
等々力緑地	釣池						
を							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">等々力緑地</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">釣池 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場</td> </tr> </table>						等々力緑地	釣池 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場
等々力緑地	釣池 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場						
に改め、同条第2項の表中							
A-2 地区の区域	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。 (1) 10メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの (3) 建築物の各部分から計画図に示す市道五所塚第24号線の道路境界線までの水平距離に0.6を乗じて得					

駐車場	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	午前 0 時か ら午後 12 時 まで (ただ し、大師公 園及び生田 緑地におけ る入場につ いては、午 前 5 時から 午後 10 時ま で)	なし	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第 18 条 の 2 第 1 項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあっては、 当該指定管 理者は、必 要に応じ、 あらかじめ 市長の承認 を得て、同 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。
駐車場 第 1 駐車場 第 2 駐車場 第 3 駐車場	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	午前 0 時か ら午後 12 時 まで (ただ し、大師公 園及び生田 緑地に設け る駐車場、 第 1 駐車場 並びに第 2 駐車場にお ける入場につ いては、午 前 5 時か ら午後 10 時 まで)	なし	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ し、第 18 条 の 2 第 1 項 に規定する 指定管理者 が管理を行 う有料施設 にあっては、 当該指定管 理者は、必 要に応じ、 あらかじめ 市長の承認 を得て、同 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。

を

に改める。

第 8 条第 1 項の表を次のように改める。

有料施設の使用料

種 別	専 用 使 用 料		個 人 使 用 料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
陸上競技場 (等々力緑地に設けるものを除く。)	1 回 (4 時間以内)	910円		
野球場 (富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	1 箇所 1 回 (2 時間以内)	2,540円		
野球場照明施設 (大師公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同 (1 時間以内)	6,110円		
サッカー場 (等々力緑地に設けるものを除く。)	同 (2 時間以内)	500円		
テニスコート (富士見公園、大師公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	1 面 1 回 (1 時間以内)	760円		
水泳プール	1 箇所 1 回 (4 時間以内)	18,330円	1 人 1 回	15歳以上の者 300円
				3 歳以上15歳未満の者 (中 100円学生を含む。)
野外音楽堂	1 回 (同)	6,350円		

備考 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、この表の 6 倍以内に相当する額とする。

第 8 条の 2 第 3 項の表中

「

野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)	1 箇所 1 回	(2 時間以内)	2,540円
---	-------------	----------	--------

」

を

「

野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園		1 箇所 1 回	(2 時間以内)	2,540円	
	等々力	入場料等を徴収しない場合	1 回	(同)	11,500円	
	緑地	入場料等を徴収する場合	同(同)		69,000円	
野球場 照明施設	大師公園		同	(1 時間以内)	6,110円	
	等々力 緑地	1,000ルクス	同(同)		5,800円	
		750ルクス	同(同)		4,300円	
		500ルクス	同(同)		2,900円	
		350ルクス	同(同)		2,000円	
野球場 会議室	第 1	区画しない場合		同	(4 時間以内)	8,200円
		区画する場合	A 区画	同(同)		4,100円
	B 区画		同(同)		4,100円	
	第 2			1 箇所 1 回	(同)	1,700円
野球場シャワー室			1 箇所 1 回		2,400円	
野球場ロッカー室			同		2,800円	
野球場 関係者 室	第 1			1 回	(4 時間以内)	4,300円
	第 2	区画しない場合		同(同)		3,000円
		区画する場合	A 区画	同(同)		1,500円
	B 区画		同(同)		1,500円	
	第 3			1 箇所 1 回	(同)	2,900円
	第 4			同(同)		2,700円
	第 5			1 回	(同)	1,600円
屋内野球練習場			同	(1 時間以内)	1,000円	

」

に改め、同表球技場の項中「1 回(1 時間以内)」を「同(同)」に改め、同表中

「

野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)		同(同)	6,110円		
テニス コート	富士見 公園	入場料等を徴収しない場合	1 面 1 回	(同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同(同)		6,600円
	大師公園		同(同)		760円
テニスコート照明施設(富士見公園に設けるものに限る。)		同(同)	600円		

を

「

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1 面 1 回 (同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同(同)	6,600円
	大師公園及び等々力緑地	同(同)	760円	
テニスコート 照明施設	富士見公園		同(同)	600円
	等々力緑地		同(同)	810円

に、

「

駐車場	大師公園	普通自動車	1 台	1 時間まで	200円
			1 回	超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台	1 時間まで	500円
			1 回	超過時間30分までごとに	250円
	生田緑地	普通自動車	1 台	1 時間まで	300円
			1 回	超過時間30分までごとに	150円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台	1 時間まで	700円
			1 回	超過時間30分までごとに	350円
富士見公園	普通自動車	1 台	20分までごとに	100円	
		1 回			
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台	20分までごとに	400円	
		1 回			

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

を

「

陸上競技場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1 回 (4 時間以内)	26,480円
		入場料等を徴収する場合	同(同)	158,880円
	個人利用	1 人 1 回	18歳以上の者200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円	
陸上競技場照明施設	全点灯	1 回 (1 時間以内)	103,880円	
	4 分の 3 点灯	同(同)	77,910円	
	2 分の 1 点灯	同(同)	51,940円	
	4 分の 1 点灯	同(同)	25,970円	
陸上競技場第		入場料等を徴収しない場合	1 箇所 1 回 (4 時間以内)	18,330円

1 特別室	入場料等を徴収する場合		同(同)	109,980円	
陸上競技場第2 特別室	入場料等を徴収しない場合		同(同)	6,110円	
陸上競技場第3 特別室	入場料等を徴収する場合		同(同)	36,660円	
陸上競技場第1 特別室	第 1	入場料等を徴収しない場合	同(同)	13,240円	
		入場料等を徴収する場合	同(同)	79,440円	
陸上競技場第4 特別室	第 2	入場料等を徴収しない場合	同(同)	6,110円	
		入場料等を徴収する場合	同(同)	36,660円	
陸上競技場第5 特別室	入場料等を徴収しない場合		1 回 (同)	24,440円	
陸上競技場第6 特別室	入場料等を徴収する場合		同(同)	146,640円	
陸上競技場会議室	第 1	区画しない場合		1 箇所 1 回 (同)	6,110円
		区画する場合	A 区画	同(同)	4,070円
			B 区画	同(同)	1,010円
	第 2			同(同)	4,070円
	第 3			同(同)	1,010円
陸上競技場シャワー室	第 1	1 箇所 1 回		3,050円	
	第 2	同		710円	
陸上競技場ロッカー室	第 1	同		3,050円	
	第 2	同		1,050円	
陸上競技場関係者室	第 1	区画しない場合		1 回 (4 時間以内)	10,180円
		区画する場合	A 区画	同(同)	6,110円
			B 区画	同(同)	4,070円
	第 2	1 箇所 1 回 (同)		1,010円	
陸上競技場練習室			同(同)	4,070円	
陸上競技場多目的室	第 1	入場料等を徴収しない場合		1 回 (同)	6,110円
		入場料等を徴収する場合		同(同)	36,660円
	第 2	入場料等を徴収しない場合		同(同)	2,030円
		入場料等を徴収する場合		同(同)	12,180円
陸上競技場放送室			同(同)	3,050円	
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室			1 箇所 1 回 (同)	6,110円	
陸上競技場大型映像装置			1 箇所 1 日 1 回	50,920円	
陸上競技場写真判定室			1 日 1 回	18,330円	

補助競技場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1 回 (4時間以内)	5,090円
	用	入場料等を徴収する場合	同(同)	30,540円
運動広場	個人利用		1 人	18歳以上の者 200円
			1 回	13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
運動広場			1 回 (1時間以内)	1,010円
サッカー場(等々力緑地に設けるものに限る。)			1箇所 (2時間以内) 1 回	2,540円
サッカー場照明施設			同 (1時間以内)	1,520円
釣池			1 人	15歳以上の者 760円
			1 回	6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 200円
駐車場(等々力緑地)にあつては、第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場)	大師公園及び等々力緑地	普通自動車	1 台	1時間まで 200円
			1 回	超過時間30分までごとに 100円
	生田緑地	準中型自動車	1 台	1時間まで 500円
		中型自動車	1 回	超過時間30分までごとに 250円
	富士見公園	普通自動車	1 台	1時間まで 300円
			1 回	超過時間30分までごとに 150円
	大型自動車	準中型自動車	1 台	1時間まで 700円
		中型自動車	1 回	超過時間30分までごとに 350円
	普通自動車	1 台	20分までごとに 100円	
		1 回		
準中型自動車	1 台	20分までごとに 400円		
	1 回			

備考

- アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の入場料等を徴収しない場合における金額欄に掲げる額に当該有料施設の当該入場料等の収入総額に100分の10以内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の種類欄に掲げる額に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。
- 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,090円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき100円とする。
- 20人以上の団体で釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の種類欄に掲げる額の8割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。
- 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、

附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

(川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例(令和 4 年川崎市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち第 8 条の 2 第 3 項の表の改正規定中「11,000 円」を「2,030 円」に改める。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第 86 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年川崎市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 使用料又は利用料金の表中

分べん料 1 件	月曜日から金曜日 まで(休日(国民 の祝日に関する法 律(昭和 23 年法律 第 178 号)に規定 する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を いう。以下同じ。) を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、 多摩病院において は、土曜日(毎月 の第 1 土曜日及び 第 3 土曜日並びに 休日を除く。)の 午前 8 時 30 分から 午前 12 時までを含 む。	分べん時の住所が 本市の区域内にあ る者については 120,000 円、分べん 時の住所が本市の 区域外にある者に ついては 156,000 円
-------------	---	--

上記以外の時間	上記分べん料の 20 パーセント増しの 額。ただし、午後 10 時から翌日午前 6 時までの間又は 日曜日若しくは休 日は、40 パーセン ト増しの額とする。
---------	--

を

分べん料 1 件	月曜日から金曜日 まで(休日(国民 の祝日に関する法 律(昭和 23 年法律 第 178 号)に規定 する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を いう。以下同じ。) を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、 多摩病院において は、土曜日(毎月 の第 1 土曜日及び 第 3 土曜日並びに 休日を除く。)の 午前 8 時 30 分から 午前 12 時までを含 む。	分べん時の住所が 本市の区域内にあ る者については 120,000 円、分べん 時の住所が本市の 区域外にある者に ついては 156,000 円
	上記以外の時間	上記分べん料の 20 パーセント増しの 額。ただし、午後 10 時から翌日午前 6 時までの間又は 日曜日若しくは休 日は、40 パーセン ト増しの額とする。
無痛分べん加算料		100,000 円

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 4 年 12 月 28 日 川崎市長 福田 紀 彦 川崎市条例第 87 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例 川崎市消防手数料条例(平成 12 年川崎市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。 第 2 条中「(平成 9 年政令第 20 号)」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)」を加える。 別表 25 の項中「(昭和 42 年法律第 149 号)」を削り、同表中 36 の項を 52 の項とし、33 の項から 35 の項までを 16 項ずつ繰り下げ、32 の項の次に次のように加える。	
33 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1 件につき 31,000 円
34 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通につき 630 円
35 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1 回につき 460 円
36 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	1 件につき 34,000 円と 6,900 円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
37 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	1 件につき 14,000 円と 6,900 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
38 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	1 件につき 20,000 円と 6,900 円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
39 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸未満の場合 1 件につき 55,000 円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸以上 10,000 戸未満の場合 1 件につき 80,000 円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 10,000 戸以上の場合 1 件につき 98,000 円
40 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	1 件につき 21,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
41 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 15,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の規定に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1 件につき 31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

<p>43 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>1 件につき 24,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p>
<p>44 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき 28,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>令和 4 年12月28日 川崎市長 福田 紀彦</p>
<p>45 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき 17,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>川崎市条例第88号 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>46 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>1 件につき 36,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 5 年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>47 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>1 件につき 27,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>第 4 条第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。</p>
<p>48 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査</p>	<p>1 件につき 27,000 円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>第 8 条第 1 号中「7 円51銭」を「7 円73銭」に改め、同条第 2 号中「375,500円と 5 円 2 銭」を「386,500円と 5 円18銭」に改める。</p>
<p>附 則 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第11条第 1 号中「525円 6 銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第 2 号中「262,530 円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に、「310,500 円」を「316,250円」に改める。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>
		<p style="text-align: center;">規 則</p>
		<p>川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p>
		<p>令和 4 年12月28日 川崎市長 福田 紀彦</p>
		<p>川崎市規則第74号 川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。</p>
		<p>第 8 条の表こども支援部の部こども保健福祉課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。</p>
		<p>(7) 出産・子育ての支援(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p>
		<p>附 則 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。</p>

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第75号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第46号様式(1)(表)中

氏名	印
生年月日) 明・大・昭・平・令	年 月 日

を

氏名	印
生年月日) 明・大・昭・平・令	年 月 日

に、

作成税理士氏名	()	印
電話番号	()	

を

作成税理士氏名	()
電話番号	()

に、同様式(裏)中

勤務先所在地

を

法人番号又は所在地

に、

所得の種類	所得の生ずる場所
-------	----------

を

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
-------	------------------------

に、

「

配当所得の種類	所得の生ずる場所
---------	----------

を

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
---------	------------------------

に、

種 目	所得の生ずる場所
-----	----------

を

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
-----	------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 改正後の規則の規定は、令和 5 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 4 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第76号

川崎市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市市税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

第 5 号様式	(1)(2)(3)	軽自動車税(種別割)納税通知書 軽自動車税(種別割)納税証明書	条例第11条、 法第20条の10
---------	-----------	------------------------------------	---------------------

を

第 5 号様式	(1)(2)	軽自動車税（種別割）納税通知書 軽自動車税（種別割）納税証明書	条例第11条、 法第20条の 10
---------	--------	------------------------------------	-------------------------

を

第85号様式	(1)(2)	事業所用家屋の貸付申告書 事業所用家屋の貸付状況明細書	条例第93条 の13第 2 項
--------	--------	--------------------------------	--------------------

に、

第 7 号様式	(1)(2)(3) (4)(5)(6) (7)(8)(9) (10)	納付（納入）書	規則第 2 条
---------	---	---------	---------

に改める。

別表第 2 号様式から第 5 号様式(2)までを次のように改める。

を

第 7 号様式	(1)(2)	納付（納入）書	規則第 2 条
---------	--------	---------	---------

に、

第37号様式	(1)(2)(3) (4)(5)(6) (7)(8)(9) (10)	納税証明書	法第20条の 10
--------	---	-------	--------------

を

第37号様式	(1)(2)(3) (4)(5)	納税証明書	法第20条の 10
--------	---------------------	-------	--------------

に、

第42号様式		市民税・県民税 税額決定通知書	法第 321 条 の 7 の 5
第43号様式	削除		
第44号様式	削除		

を

第42号様式 から第44号 様式まで	削除		
--------------------------	----	--	--

に、

第85号様式		事業所用家屋の 貸付申告書	条例第93条 の13第 2 項
--------	--	------------------	--------------------

川 崎 市 領 取 済 通 知 書

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	期別	取扱期限

氏名(名称) CVS 取納用	税額	円	領 取 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	

主管所名 川崎市	取りまわし店	領収金額確認印
-------------	--------	---------

納付書 (原存) 川 崎 市

口座番号	
加入者名	川崎市会計管理者
通知書番号	期別
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

市区町村コード 141305
主管所名 川崎市

領 取 証 書

通知書番号	
期別	
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

神奈川県
川崎市
141305

領 取 日 付 印

第 3 号 様 式

年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書

納 税 者	住所・氏名
	共有者氏名

年 月 日

川 崎 市 長 印

区 分	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
課税標準額(土地)		
課税標準額(家屋)		
課税標準額(合計)		
税 率	100分の1.4	100分の0.3
算出税額		
共用土地税額		
軽減・減免・徴収猶予税額		
年 税 額		
年税額(合計) ㊸(㉔+㉕)	円	通知書番号
既に課税した税額 ㊹	円	宛 名 番 号
既に納付した税額 ㊺	円	
この通知書で納付する税額 ㊻(㉕-㉔-㊹)	円	

※ 課税の根拠などについては 枚目の裏面に記載してあります。

お問合せ先

各期の税額を右の納期限までに納めてください。	期 別	納 期 限	各 期 の 税 額
	第 1 期	年 月 日	円
	第 2 期	年 月 日	円
	第 3 期	年 月 日	円
	第 4 期	年 月 日	円

川崎市 領収済通知書

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
取扱期限	通知番号	期別	

氏名(名称)	税額		円	領収日付印
	延滞金		円	
	合計額		円	
CVS 取納用				

主管所名 川崎市	銀行支店名 横浜銀行 川崎支店	口座番号
-------------	--------------------	------

納付書 (原簿) 川崎市

口座番号	
加入者名	川崎市会計管理者
通知書番号	期別
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

市区町村コード 141305	主管所名 川崎市
-------------------	-------------

領収証書 川崎市

通知書番号	
期別	
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

神奈川県
川崎市
141305

領収日付印

川崎市 領収済通知書

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知番号	期別	取扱期限

氏名(名称)	税額		円	領収日付印
	延滞金		円	
	合計額		円	
CVS 取納用				

主管所名 川崎市	銀行支店名 横浜銀行 川崎支店	口座番号
-------------	--------------------	------

納付書 (原簿) 川崎市

口座番号	
加入者名	川崎市会計管理者
通知書番号	期別
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

市区町村コード 141305	主管所名 川崎市
-------------------	-------------

領収証書 川崎市

通知書番号	
期別	
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

神奈川県
川崎市
141305

領収日付印

第4号様式

年度 固定資産税(償却資産)納税通知書

納 税 者	住所・氏名
	氏名 お問合せ先

年 月 日

川崎市長 印

課税標準額 ①	円
税率 ②	100分の1.4
算出税額 ③ (①×②)	円
減免税額 ④	円
年税額 ⑤ (③-④)	円
既に課税した税額 ⑥	円
既に納付した税額 ⑦	円
この通知書で納付する税額 ⑧ (⑤-⑥-⑦)	円

通知書番号
宛先番号

※ 課税の根拠などについては 枚目の裏面に記載してあります。

お問合せ先

期別	納期限	各期の税額
第1期	年 月 日	円
第2期	年 月 日	円
第3期	年 月 日	円
第4期	年 月 日	円

各期の税額を右の納期限までに納めてください。

川崎市 領収済通知書 (公)

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
取扱期限	通知番号	期別	

氏名(名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
	合計額	円	

CVS 取納用	主管所名 川崎市	支店 横浜銀行 川崎支店
------------	-------------	-----------------

納付書 (原符) 川崎市 (公)

口座番号	
加入者	川崎市会計管理者
通知書番号	期別
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

市区町村コード 141305	主管所名 川崎市
-------------------	-------------

領収証書 川崎市 (公)

通知書番号	
期別	
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

神奈川県 川崎市 141305	領収日付印
-----------------------	-------

川 崎 市 領 取 済 通 知 書

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	期別	取扱期限

氏名(名称) CVS 取納用	税額	円	領 取 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	

主官所名 川崎市
 取りまの店
 指定金融機関印
 横浜銀行 川崎支店

納付書 (原簿) 川崎市

口座番号	
加入者名	川崎市会計管理者
通知書番号	期別
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

市区町村コード
141305
主官所名
川崎市

領取証書

川崎市

通知書番号	
期別	
氏名(名称)	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	

神奈川県
川崎市
141305

領 取 日 付 印

第 5 号様式(1)

<p>川 崎 市 領 取 済 通 知 書</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>川崎市会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレジットカード 納付用番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知書番号</td> <td>期別</td> <td>取扱期限</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">氏名(名称) CVS 取納用</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td rowspan="3">領 取 日 付 印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>主官所名 川崎市 取りまの店 指定金融機関印 横浜銀行 川崎支店</p>	加入者名	川崎市会計管理者	口座番号		クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分	納期限	通知書番号	期別	取扱期限	氏名(名称) CVS 取納用	税額	円	領 取 日 付 印	延滞金	円	合計額	円	<p>納付書 (原簿) 川崎市</p> <table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>市区町村コード 141305 主官所名 川崎市</p>	口座番号		加入者名	川崎市会計管理者	通知書番号	期別	氏名(名称)		税額	円	延滞金	円	合計額	円	納期限		<p>領取証書 川崎市</p> <table border="1"> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>神奈川県 川崎市 141305</p>	通知書番号		期別		氏名(名称)		税額	円	延滞金	円	合計額	円	納期限		<p>年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書</p> <table border="1"> <tr> <td>車両(標識)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>税額(税引)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宛名番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>この税額を右記の納期限までに納めてください。 年 月 日 川崎市長 印</p>	車両(標識)番号		納期限	年 月 日	税額(税引)	円	延滞金	円	合計額	円	通知書番号		宛名番号		<p>軽自動車税(種別割) 納税証明書 (継続検査用)</p> <table border="1"> <tr> <td>車両(標識)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名(名称)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付状況 (年 月 日現在)</td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。 川崎市長 印</p> <p>この証明書の有効期限など 1 領収日付印のある場合 年 月 日 2 領収日付印のない場合 年 月 日 3 納付状況欄に「年 月 日」のあるものは、証明書として使用できません。</p>	車両(標識)番号		氏名(名称)		納付状況 (年 月 日現在)	
加入者名	川崎市会計管理者	口座番号																																																																								
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																							
納期限	通知書番号	期別	取扱期限																																																																							
氏名(名称) CVS 取納用	税額	円	領 取 日 付 印																																																																							
	延滞金	円																																																																								
	合計額	円																																																																								
口座番号																																																																										
加入者名	川崎市会計管理者																																																																									
通知書番号	期別																																																																									
氏名(名称)																																																																										
税額	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計額	円																																																																									
納期限																																																																										
通知書番号																																																																										
期別																																																																										
氏名(名称)																																																																										
税額	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計額	円																																																																									
納期限																																																																										
車両(標識)番号																																																																										
納期限	年 月 日																																																																									
税額(税引)	円																																																																									
延滞金	円																																																																									
合計額	円																																																																									
通知書番号																																																																										
宛名番号																																																																										
車両(標識)番号																																																																										
氏名(名称)																																																																										
納付状況 (年 月 日現在)																																																																										

第 5 号様式(2)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">_____ 様</p> <p style="margin-top: 20px;">軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)在中</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 20px; display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; padding: 2px;">お問合せ先</div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>	<p style="text-align: center;">軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="font-size: small;">納税義務者 氏名(名称)</td> <td style="width: 100%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">車 両 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納 税 済 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">証明書有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">川崎市長 印</p>	納税義務者 氏名(名称)		車 両 番 号		納 税 済 年 月 日	年 月 日	証明書有効期限	年 月 日
納税義務者 氏名(名称)									
車 両 番 号									
納 税 済 年 月 日	年 月 日								
証明書有効期限	年 月 日								

別表第 5 号様式(3)を削り、同表第 6 号様式から第 7 号様式(2)までを次のように改める。

第 7 号様式(2)

領 収 証 書

納 入		歳 計 外 現 金 等		歳 入 歳 出 外 現 金	
他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金	
長から帰託分					
会計年度		年度		年度	
第		期分		月	
受 託 番 号		第		号	
種別コード	課年	税目	通 知 書 番 号	課年	期別
税 額		円			
(円のうち)					
督 促 手 数 料					
延 滞 金					
滞 納 処 分 費					
計		円			
月 日 受 付					
上記の金額を領収しました。					
					領 収 日 付 印

川 崎 市

納 付 書 (外)

納 入		歳 計 外 現 金 等		歳 入 歳 出 外 現 金	
他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金	
長から帰託分					
会計年度		年度		年度	
第		期分		月	
受 託 番 号		第		号	
計					
円					
月 日 受 付					
					領 収 日 付 印

川 崎 市 市 区 町 村
コ ー ド 141305

領 収 済 通 知 書 (外) 受 託

納 入		歳 計 外 現 金 等		歳 入 歳 出 外 現 金	
他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金		他 庁 委 託 徴 収 金	
長から帰託分					
会計年度		年度		年度	
第		期分		月	
受 託 番 号		第		号	
種別コード	課年	税目	通 知 書 番 号	課年	期別
税 額		円			
(円のうち)					
督 促 手 数 料					
延 滞 金					
滞 納 処 分 費					
計		円			
月 日 受 付					
					領 収 日 付 印

川 崎 市 市 区 町 村
コ ー ド 141305

別表第 7 号様式(3)から第 7 号様式(10)までを削り、同表第 10 号様式から第 11 号様式(4)までを次のように改める。

第11号様式(2)

郵便はがき 様 (差出課)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">督 促 状</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 年度 市 民 税 ・ 県 民 税 (特 別 徴 収) (退職所得分離課税) 更 正 年 月 分 決 定 </td> </tr> <tr> <td style="width:50%;">指 定 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告過算金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>重 加 算 金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td style="text-align: right;">川崎市市税条例による金額</td> </tr> </table> <p>上記の税額の納期限は、 年 月 日でしたが、未納となっております。 至急、お納めください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 川 崎 市 長 印</p> <p>この督促状は、 年 月 日現在、未納の方について作成しております。</p>	督 促 状		年度 市 民 税 ・ 県 民 税 (特 別 徴 収) (退職所得分離課税) 更 正 年 月 分 決 定		指 定 番 号		税 額	円	過少・不申告過算金	円	重 加 算 金	円	延 滞 金	川崎市市税条例による金額	あなたの市税等が滞納となっておりますので、地方税法第329条及び第335条の規定により納入を督促します。 [納入場所] [延滞金の計算方法] [滞納処分] [審査請求等] この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この督促の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経なくても取消訴訟を提起することができます。 (お問合せ先) ***** この督促状を受け取られる前に納入された場合は、行き違いですので御承ください。
督 促 状																
年度 市 民 税 ・ 県 民 税 (特 別 徴 収) (退職所得分離課税) 更 正 年 月 分 決 定																
指 定 番 号																
税 額	円															
過少・不申告過算金	円															
重 加 算 金	円															
延 滞 金	川崎市市税条例による金額															

第11号様式(3)

(表)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">川 崎 市 領 収 済 通 知 書</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>記入番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知番号</td> <td>期別</td> <td>納付区分</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> C V S 取 納 用 </td> <td> 領収日付印 領収日付印 </td> </tr> </table>	川 崎 市 領 収 済 通 知 書		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>記入番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知番号</td> <td>期別</td> <td>納付区分</td> </tr> </table>	記入番号	川崎市会計管理者	口座番号		クレジットカード納付番号	納付番号	納付区分		納期限	通知番号	期別	納付区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>	氏名(名称)	税 額	円		延滞金	円		合計額	円	C V S 取 納 用	領収日付印 領収日付印	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">納付(入)書 (取付) 川崎市</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事 業 用 意 旨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td> 領収日付印 </td> <td> 領収日付印 </td> </tr> </table>	納付(入)書 (取付) 川崎市		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td></td> </tr> </table>	口座番号	川崎市会計管理者	加入番号	期別	氏名(名称)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事 業 用 意 旨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>	事 業 用 意 旨	円	延滞金	円	合計額	円	領収日付印	領収日付印	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">督 促 状</th> </tr> <tr> <td style="width:70%; text-align: center;"> 様 担当課 年 月 日 川 崎 市 長 印 </td> <td style="width:30%; vertical-align: top;"> 次の税額が未納になっておりますので、至急、お納めください。 この督促状は、 年 月 日現在、未納の方について作成しております。 この督促状を受け取られる前に納められた場合は、行き違いですので御承ください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種 別</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>川崎市市税条例による金額</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所(欄外)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務用通知印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td></td> </tr> </table> (裏面を御覧ください。) </td> </tr> </table>	督 促 状		様 担当課 年 月 日 川 崎 市 長 印	次の税額が未納になっておりますので、至急、お納めください。 この督促状は、 年 月 日現在、未納の方について作成しております。 この督促状を受け取られる前に納められた場合は、行き違いですので御承ください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種 別</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>川崎市市税条例による金額</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所(欄外)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務用通知印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td></td> </tr> </table> (裏面を御覧ください。)	種 別	円	税 額	円	延 滞 金	川崎市市税条例による金額	納 期 限		住所(欄外)番号		事務用通知印		申告区分	
川 崎 市 領 収 済 通 知 書																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>記入番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知番号</td> <td>期別</td> <td>納付区分</td> </tr> </table>	記入番号	川崎市会計管理者	口座番号		クレジットカード納付番号	納付番号	納付区分		納期限	通知番号	期別	納付区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>	氏名(名称)	税 額	円		延滞金	円		合計額	円																																											
記入番号	川崎市会計管理者	口座番号																																																															
クレジットカード納付番号	納付番号	納付区分																																																															
納期限	通知番号	期別	納付区分																																																														
氏名(名称)	税 額	円																																																															
	延滞金	円																																																															
	合計額	円																																																															
C V S 取 納 用	領収日付印 領収日付印																																																																
納付(入)書 (取付) 川崎市																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>加入番号</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>氏名(名称)</td> <td></td> </tr> </table>	口座番号	川崎市会計管理者	加入番号	期別	氏名(名称)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事 業 用 意 旨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>	事 業 用 意 旨	円	延滞金	円	合計額	円																																																				
口座番号	川崎市会計管理者																																																																
加入番号	期別																																																																
氏名(名称)																																																																	
事 業 用 意 旨	円																																																																
延滞金	円																																																																
合計額	円																																																																
領収日付印	領収日付印																																																																
督 促 状																																																																	
様 担当課 年 月 日 川 崎 市 長 印	次の税額が未納になっておりますので、至急、お納めください。 この督促状は、 年 月 日現在、未納の方について作成しております。 この督促状を受け取られる前に納められた場合は、行き違いですので御承ください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>種 別</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>川崎市市税条例による金額</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所(欄外)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務用通知印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告区分</td> <td></td> </tr> </table> (裏面を御覧ください。)	種 別	円	税 額	円	延 滞 金	川崎市市税条例による金額	納 期 限		住所(欄外)番号		事務用通知印		申告区分																																																			
種 別	円																																																																
税 額	円																																																																
延 滞 金	川崎市市税条例による金額																																																																
納 期 限																																																																	
住所(欄外)番号																																																																	
事務用通知印																																																																	
申告区分																																																																	

(表)

	<p>あなたの市税等が滞納となっておりますので、地方税法第 3 2 9 条、第 3 3 5 条、第 3 7 1 条、第 4 6 3 条の 2、第 4 8 5 条、第 6 1 1 条、第 7 0 1 条の 1 6、第 7 0 1 条の 6 3 又は第 7 0 2 条の 8 の規定により納付(納入)を督促します。</p> <p>〔納める場所〕</p> <p>〔延滞金の計算方法〕</p> <p>〔滞納処分〕</p> <p>〔審査請求等〕 この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この督促の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。</p> <p>〔お問合せ先〕</p>
--	---

備考 1 過少(不)申告・重加算金についての督促状にあつては、この様式中「次の税額が未納となっております」とあるのは「次の金額が未納となっております」とし、「税 額」欄に「円」とあるのは「平成30年4月1日現在円」とする。

2 延滞金のみを督促状にあつては、この様式中「次の税額が未納となっております」とあるのは「次の金額が未納となっております」とし、「延滞金」欄に「川崎市市税条例による金額」とあるのは「延滞金」欄に「円」とする。

第11号様式(4)

(表)

_____ 棟
_____ 様方 _____ 棟

_____ 様ほか _____ 名
_____ 分ほか _____ 名

宛名番号 _____

年 月 日
川崎市長 印

固定資産税(土地)・都市計画税
督促状 (宅地化農地徴収猶予取消分)

次の税額が未納となっておりますので、至急、延滞金を加算して納付してください。

区	分	税 額	納 期 限	調年	税目	通知書番号	課年	期(月)	
年度	月	時	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
年度	第	期	分	円	年	月	日		
合	計	円	裏面を御覧ください。						

(裏)

あなたの市税等が滞納となっておりますので、地方税法第 3 7 1 条及び第 7 0 2 条の 8 の規定により納付を督促します。

納付場所
延滞金の計算方法
滞納処分
審査請求等

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この督促の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第14号様式

号 日
第 年 月 日
印
川崎市長

別表第14号様式から第20号様式までを次のように改める。

様

納付（納入）通知書

あなたが、地方税法第 条 の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、次の金額を納付（納入）しなければならぬことになりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。

1. 納税者（特別徴収義務者）

(1) 住（居）所又は所在地

(2) 氏名又は名称

2. 納税者（特別徴収義務者）の滞納金額

円

3. 上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（保証人）としてあなたが納付（納入）すべき金額

円（他に法律による延滞金）

4. 納付（納入）期限

年 月 日

5. 納付（納入）場所

- 1 川崎市の各市税事務所納税課（こすぎ市税分室納税担当）
- 2 川崎市の指定金融機関等

6. 第二次納税義務（保証義務）を負う根拠規定

〈備考〉

注 上記金額は、納付（納入）期限（ 年 月 日）までのものです。滞納金額及び滞納処分費については、納付（納入）期限の翌日からさらに川崎市市税条例及び国税徴収法の規定により計算した金額を加算します。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第15号様式

第15号様式の 2

第 年 月 日 号

川崎市長 印

様

年 月 日

様

川崎市長 印

納付 (納入) 催告書

先にあなたに納付 (納入) 通知をした第二次納税義務 (保証債務) に係る金額が、次のとおり滞納となっておりますので、至急納付 (納入) してください。

1. 納税者 (特別徴収義務者)

(1) 住 (居) 所又は所在地

(2) 氏名又は名称

2. 納税者 (特別徴収義務者) の滞納金額

円

3. 上記納税者 (特別徴収義務者) に係る第二次納税義務者 (保証人) としてあなたが納付 (納入) すべき金額

円 (他に法律による延滞金)

4. 納付 (納入) 場所

- 1 川崎市の各市税事務所納税課 (こすぎ市税分室納税担当)
- 2 川崎市の指定金融機関等

〈備考〉

注 上記金額は、納付 (納入) 期限 (年 月 日) までのものです。滞納金額及び滞納処分費については、納付 (納入) 期限の翌日からさらに川崎市市税条例及び国税徴収法の規定により計算した金額を加算します。

この催告書の記載事項に不服がある場合は、この催告書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対し審査請求をすることができます。この処分取消しを求め訴え (以下「取消訴訟」といいます。) は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

次の滞納処分費の納付について、地方税法第13条第2項の規定により通知します。

納付すべき滞納処分費	滞納処分費	滞納処分費の徴収の基礎となった市税	納付場所	1 川崎市の各市税事務所納税課 (こすぎ市税分室納税担当) 2 川崎市の指定金融機関等
調年税目	調年税額	調年税目	調年税額	調年税目
金納額	千円	金納額	千円	金納額
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限
調年税目	調年税額	調年税目	調年税額	調年税目
金納額	千円	金納額	千円	金納額
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限
調年税目	調年税額	調年税目	調年税額	調年税目
金納額	千円	金納額	千円	金納額
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限

注 1 納期限までに滞納処分費を完納しない場合は、財産を差し押さえられる場合があります。

2 この告知書の記載事項に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴え (以下「取消訴訟」といいます。) は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第16号様式

第17号様式

様 第 年 月 日 印
川崎市長

第 年 月 日 印
川崎市長

納期限変更告知書

地方税法第13条の2第1項の規定により、繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。

納税者又は特別徴収義務者	住(居)所又は所在地		氏名又は名称	税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	計(円) (法律による金額)	変更前納期限	備考
	課年	通知書番号						
滞								
納								
金								
額								
合								
計								
(法律による金額)								
円								

変更後の納期限 年 月 日 時 分

納付(納入)場所
1 川崎市の各市税事務所納税課(こすき市税分室納税担当)
2 川崎市の指定金融機関等

<備考>

地方税法第14条の16の規定による徴収通知書
地方税法第14条の16第1項の規定により、次の徴収金額をあなたが強制換価処分に
より配当を受けるべき金額のうちから徴収します。

納税者又は特別徴収義務者	住(居)所又は所在地		氏名又は名称	税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考
	課年	通知書番号						
滞								
納								
金								
額								
合								
計								
(法律による金額)								
円								

徴収金額 「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額

担 名称、数量、性質及び所在 執行機関名 差押年月日 年月日

保 所 有 者 住(居)所 又は所在地 氏名又は名称

財 産

注 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた日の翌日から起算して6月以内に(市長が被告となります。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。②処分、処分取消しに対する裁決を経た後でなければ提起することができません。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第18号様式(1)

第18号様式(2)

第 年 月 日 印
 第 年 月 日 印
 様 川崎市長 川崎市 様

第 年 月 日 印
 第 年 月 日 印
 様 川崎市長 川崎市 様

地方税法第 1 4 条の 1 6 の規定による交付要求書
 地方税法第 1 4 条の 1 6 第 5 項の規定により、次の徴収金額を次の担保権者が配当を受
 けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。

地方税法第 1 6 条の 4 の規定による交付要求書
 次のとおり、市税徴収金を確保するため、地方税法第 1 6 条の 4 第 9 項の規定により交
 付要求します。

納税者又は 特別徴収 義務者	住(居)所又は 所在地		氏名又は 名称	税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考
	課年 通知書番号	課年 期月						
滞								
納								
金								
額								
合	計(法律による金額)							円
徴収金額	「地方税法第 1 4 条の 1 6 第 2 項第 1 号の金額」から「地方税法第 1 4 条の 1 6 第 2 項第 2 号の金額」を差し引いた金額							
交付 要求 に係る 事件名	差 押	年 月 日	年 月 日					
担保 権者	所有者	住(居)所 又は所在地	氏名又は 名称	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地
	住(居)所又は所在地	氏名又は 名称	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地

納付又は 納入義務者	住(居)所又は 所在地		氏名又は 名称	税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考
	課年 通知書番号	課年 期月						
滞								
納								
金								
額								
合	計(法律による金額)							円
交付 要求 に係る 財産及 執行機 関名	差 押	年 月 日	年 月 日					
備考	住(居)所又は所在地	氏名又は 名称	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地
	住(居)所又は所在地	氏名又は 名称	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地	氏名又は 所在地

第19号様式(1)

.....様

 第 年 月 日 印
 川崎市長

地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
 次のとおり、市税徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により交付要求しました。

税目	課年	課年	住所又は所在地は氏名又は名称		税額 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)	計 (円) (法律による金額)	納期限	備考
			通知書番号	期(月)					
滞納金額									
合計 (法律による金額)									円

注 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めると、以下「取消訴訟」といいます。は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第19号様式(2)

.....様

 第 年 月 日 印
 川崎市長

地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書
 次のとおり、市税徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により交付要求しました。

税目	課年	課年	住所又は所在地は氏名又は名称		税額 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)	計 (円) (法律による金額)	納期限	備考
			通知書番号	期(月)					
滞納金額									
合計 (法律による金額)									円

交付要求に係る財産及び執行機関名 年 月 日 年 月 日
 交付要求年月日 差押年月日 年 月 日
 備考

第20号様式

..... 号 日
 年 月
 川崎市長 印

地方税法第 14 条の 18 の規定による告知書

次の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち地方税法第 14 条の 18 第 1 項の規定により、あなたから徴収する金額は次のとおりです。

税目	納税者又は特別徴収義務者		住所又は地名		税額 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)	計 (円) (法律による金額)	納期限	備考
	課税年度	氏名	課税年度	住所又は地名					
滞納金額									
合計 (法律による金額)									円
上記の金額のうち徴収しようとする金額									円
(姓名・住所・生年月日・性別・年齢・職業) 備考									

注 この告知書の記載事項に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求めめる訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

別表第22号様式(1)から第28号様式(2)までを次のように改める。

第22号様式(2)

換価の猶予申請書									
(宛先)川崎市長 次のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。									
納税者等	住(居)所又は所在地	年 月 日							
氏名又は名称									
税目	課年(課年(期)別)通知書番号	税額(円)	延滞金(円)(法律による金額)	計(円)(法律による金額)	納期限	備考			
換価の猶予を受けようとする金額									
合計(法律による金額)		円							
換価の猶予を受けようとする期間 年 月 日 から 年 月 日 まで									
納付(納入)すべき徴収金 円									
該 当 条 項									
一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細									
分割納付(納入)計画									
担 保 提 供 <input type="checkbox"/> 有(担保財産の詳細) <input type="checkbox"/> 無(提供できない特別の事情)									
<備 考>									

第22号様式(1)

徴収猶予申請書									
(宛先)川崎市長 次のとおり徴収猶予を受けたいので申請します。									
納税者等	住(居)所又は所在地	年 月 日							
氏名又は名称									
税目	課年(課年(期)別)通知書番号	税額(円)	延滞金(円)(法律による金額)	計(円)(法律による金額)	納期限	備考			
徴収猶予を受けようとする金額									
合計(法律による金額)		円							
徴収猶予を受けようとする期間 年 月 日 から 年 月 日 まで									
納付(納入)すべき徴収金 円									
該 当 条 項									
猶予の要件に該当する事実及び一時に納付(納入)することができない事情の詳細									
分割納付(納入)計画									
担 保 提 供 <input type="checkbox"/> 有(担保財産の詳細) <input type="checkbox"/> 無(提供できない特別の事情)									
<備 考>									

第23号様式(1)

徴収猶予期間延長申請書									
(宛先)川崎市長		年 月 日		第 号をもって許可のあった徴収猶予について、その猶予期間の延長を受けたいので次のとおり申請します。		年 月 日		年 月 日	
住 (居) 所又は所在地									
氏名又は名称									
税目	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年
	通知書番号	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)
		税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)
		計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)
		納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限
		備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
延長を受けようとする徴収金									
合 計 (法律による金額)									
円									
延長を受けようとする期間									
年 月 日 から 年 月 日 まで									
該 当 条 項									
猶予期間内に納付 (納入) することができないやむを得ない理由									
分割納付 (納入) 計画									
□有 (担保財産の詳細) □無 (提供できない特別の事情)									
担保提供									
□有 (担保財産の詳細) □無 (提供できない特別の事情)									
〈備考〉									

第23号様式(2)

換価の猶予期間延長申請書									
(宛先)川崎市長		年 月 日		第 号をもって許可のあった換価の猶予について、その猶予期間の延長を受けたいので次のとおり申請します。		年 月 日		年 月 日	
住 (居) 所又は所在地									
氏名又は名称									
税目	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年
	通知書番号	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)	延滞金 (円)
		税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)	税額 (円)
		計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)	計 (円)
		納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限	納期限
		備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
延長を受けようとする徴収金									
合 計 (法律による金額)									
円									
延長を受けようとする期間									
年 月 日 から 年 月 日 まで									
該 当 条 項									
猶予期間内に納付 (納入) することができないやむを得ない理由									
分割納付 (納入) 計画									
□有 (担保財産の詳細) □無 (提供できない特別の事情)									
担保提供									
□有 (担保財産の詳細) □無 (提供できない特別の事情)									
〈備考〉									

第24号様式(1)

様
第 年 月 日
川崎市長 印

様
第 年 月 日
川崎市長 印

徴収猶予許可通知書									
次の徴収金の徴収猶予を許可しましたので、通知します。									
納税者等	住(居)所又は所在地		氏名又は名称						
	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年
税目	通知書番号	延滞金(円) (法律による金額)	税額(円)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考			
未納金額									
合計(法律による金額)									
猶予期間		年 月 日 から		年 月 日 まで					
分割納付(納入)計画									
該当条項									
担保									
申請日		年 月 日							

第24号様式(2)

様
第 年 月 日
川崎市長 印

様
第 年 月 日
川崎市長 印

換価の猶予決定(許可)通知書									
次の徴収金の換価の猶予を決定(許可)しましたので、通知します。									
納税者等	住(居)所又は所在地		氏名又は名称						
	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年
税目	通知書番号	延滞金(円) (法律による金額)	税額(円)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考			
未納金額									
合計(法律による金額)									
猶予期間		年 月 日 から		年 月 日 まで					
分割納付(納入)計画									
該当条項									
担保									
申請日		年 月 日							

第25号様式(1)

様 川崎市市長 印
第 年 月 日

徴収猶予取消通知書											
次の徴収猶予決定日をもって通知した次の徴収金に係る徴収猶予は、取り消すことに決定しましたので通知します。											
納税者等	住(居)所又は所在地	氏名又は名称			税額 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)	計 (円) (法律による金額)	納期限	備考	未納金額	
		課年	課年	通知書番号							
合 計 (法律による金額)											円
徴収猶予決定日 年 月 日											
取消理由											
<備考>											

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する徴収を遅延後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決をしないでも取消訴訟を提起することができます。

第25号様式(2)

様 川崎市市長 印
第 年 月 日

換価の猶予取消通知書											
次の換価の猶予決定日をもって通知した次の徴収金に係る換価の猶予は、取り消すことに決定しましたので通知します。											
納税者等	住(居)所又は所在地	氏名又は名称			税額 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)	計 (円) (法律による金額)	納期限	備考	未納金額	
		課年	課年	通知書番号							
合 計 (法律による金額)											円
換価の猶予決定日 年 月 日											
取消理由											
<備考>											

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する徴収を遅延後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても徴収がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決をしないでも取消訴訟を提起することができます。

第26号様式

様 第 年 月 日 印
川崎市市長 川崎市市長 印

滞納処分停止取消通知書						
年	月	日	日付けで滞納処分の執行を停止しました徴収金については、次のとおり滞納処分の執行の停止を取り消しますので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。			
滞納者		住所又は所在地				
氏名又は名称						
税目	課年	課年	課年	計(円)	納期限	備考
	通知書番号			(法律による金額)		
滞納						
処分						
の						
停止						
を取り						
消した						
徴収金						
合	計(法律による金額)					円
執行停止取消理由						
<備考>						

この通知書の記載事項に不明がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができ、この処分取消の取消しを求めた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができ、なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決をしないも取消訴訟を提起することができます。

第27号様式

第 年 月 日 印
川崎市市長 川崎市市長 印

納税義務消滅通知書

あなたの次の市税徴収金については、納税義務が消滅しましたので通知します。

税目	課年	課年	課年	計(円)	納期限	備考
	通知書番号			(法律による金額)		
滞						
納						
金						
額						
合	計(法律による金額)					円
消滅理由						
備考						

第28号様式(1)

納付(納入)受託証券										第 号	
住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称	
委託者	証券の種類記号番号	券面金額	支払場所	支払期日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	取費
		円	銀行支店	・	・	・	・	・	・	・	円
			銀行支店	・	・	・	・	・	・	・	
納付		種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年
納入		通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号
委託を受ける		税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)
徴収金		延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)
合計(法律による金額)		計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)
合計(法律による金額)		円									

上記のとおり納付(納入)委託を受け、証券を受領しましたので、その証券の金額を取り立てて徴収金を納付(納入)します。

川崎市金銭出納員 印 徴税吏員

- 受領した証券は横浜銀行川崎支店に取立てを依頼し、徴収金(税金並びにその延滞金及び滞納処分費をいいます。以下同じ。)の納付(納入)を委託することがあります。
- 受領した証券が万一不渡りとなった場合は、納付(納入)の受託を取り消し、証券をお返しします。この場合、銀行から手数料の請求があったときは直ちに銀行にお支払いください。
- 将来本証書記載の徴収金を直ちに徴収しなければならぬ事情が生じたときは、この納付(納入)受託を取り消すことがあります。
- 本証書は徴収金の領収書ではありません。受領した金額を取り立てて、徴収金を納付(納入)したときは、その領収書をお渡します。

第28号様式(2)

納付(納入)受託証券原符										第 号	
住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称		住所又は所在地氏名又は名称	
委託者	証券の種類記号番号	券面金額	支払場所	支払期日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	振出年月日	取費
		円	銀行支店	・	・	・	・	・	・	・	円
			銀行支店	・	・	・	・	・	・	・	
納付		種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年	種年
納入		通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号
委託を受ける		税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)
徴収金		延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)	延滞金(円)
合計(法律による金額)		計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)
合計(法律による金額)		円									

川崎市金銭出納員 印 徴税吏員

引受者 押印欄 引受年月日 処理

別表第32号様式を次のように改める。

第32号様式

..... 号
 年 月 日
 様 川崎市長 印

保全差押金額決定通知書

次のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。

備 考	年 度	年 税	目 税	納 第	期 分	金 額	備 考
保全差押金額						円	

注 1 この通知後は、地方税法第16条の4第1項の規定に基づき直ちに財産の差押えをすることができます。

2 差し押さえられた財産は、この保全差押金額に係る市税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価しません。

3 この保全差押金額に相当する担保として、地方税法第16条第1項各号に掲げるものの提供があれば、差押えの解除を請求することができます。

4 この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた日(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を結ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

備 考

別表第34号様式(1)から第37号様式(2)までを次のように改める。

第34号様式(1)

市税通融納金等還付(先当)通知書

川 崎 市 長

年 月 日

あなたが納めた市税等が納め過ぎとなり返すので、次のとおり還付(充当)します。

納税者 (名称) (別当課税種別)		納め過ぎている税額の明細		
年度(事業年度)	税 目	通知書番号	理 由	
	課税額	納付額	通融納金額	還付(納入)日
加 算 金 計				
合 計 (通 融 納 金 額)		(A)	(B)	(A+B)
				印

充 当 先 の 内 訳					
年 (事業年度)					
税 目					
通知書番号					
期別(印別)					
	本 税 分	延 滞 金	本 税 分	延 滞 金	合 計
未納額					
充当額					(C)
差 引					
未納額					
合計(通融納金額)(A+B)	-		充当金額(C)	還付金額(A+B) - (C)	
	日		日	日	

お問合せ先

通融納番号

第34号様式(2)

市税過誤納金還付(充当)通知書		第 年 月 日 号
.....様		印
次のとおり過誤納金を第2次納税義務者(保証人)に還付(充当)いたしましたので、地方税法施行令第6条の13第2項の規定により通知します。		
納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地	川崎市長
氏名又は名称		
年度(事業年度)	税目	納付(納入)日
徴収金の納付総額	期別(申告)	課税額又は更正額
税額	円	円
計		
充当内訳	未納の金額	円
	充当額	
	差引未納額	
第2次納税義務者(保証人)	住所又は所在地	
理由	氏名又は名称	

第35号様式

過誤納金還付請求書		年 月 日
(宛先)川崎市長		
住所又は所在地 氏名又は名称	
次のとおり請求します。		
還付請求金額	期別(申告)	通知書番号
年度(事業年度)		年 月 日
納付(納入)日		
区内	課税額又は更正額	未納徴収金
税額	円	差引過誤納金額
		への充当額
		円
計		

(注) この請求書は、同封の市税過誤納金等還付(充当)通知書ごとに別紙としてください。

第36号様式

様 号 日
第 年 月 印
川崎市長

滞納処分停止通知書									
次の徴収金については、滞納処分の執行を停止しましたので、地方税法第15条の7第2項の規定により通知します。ただし、納税能力が回復し、納税できる状態になったにもかかわらず、納税されない場合は、停止処分を取り消し、滞納処分を再開することになりますので、申し添えます。									
住(居)所又は所在地		氏名又は名称		税額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	計(円) (法律による金額)	納期限	備考	
滞納者	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年
税目	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号	通知書番号
滞納処分を停止する徴収金									
合 計 (法律による金額)									円
執行停止理由				地方税法第15条の7第1項第号 該当					
＜備考＞									

第37号様式(1)

年度 市民税・県民税 課税額 非課税 納税 証明書

住 所 氏 名

川崎市証明 第 号

年中の合計所得金額	課 税 額	納 税 情 報

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

課 税 区 分	同一生計配偶者 控除対象配偶者			控除対象扶養親族人数		障 害 人 数		本 人 該 当						
	一 般	老 人	無	特 定	老 人		特 別	障 害		未 成 年 者	勤 労 学 生	寡 婦	ひ と り 親	
					内 回 居	其 他		内 回 居	其 他					
年														

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

摘 要

第37号様式(2)

市 税 納 税 証 明 書

川崎市証明 第 号

納 税 義 務 者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

年 度	税 目	課 税 額	納 税 済 額	未 納 税 額	未納税額のうち 納期限未到来額	備 考
摘 要						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 備考 1 法人の市民税についての市税納税証明書にあっては、この様式中「年度」とあるのは「事業年度」とする。
 2 個人の市民税及び県民税の特別徴収についての市税納税証明書にあっては、この様式中「納税義務者」とあるのは「特別徴収義務者」とする。

別表第37号様式(3)から第37号様式(6)までを削り、同表第37号様式(7)を同表第37号様式(3)とし、同表第37号様式(8)を削り、同表第37号様式(9)を同表第37号様式(4)とし、同表第37号様式(10)を同表第37号様式(5)とする。

別表第38号様式を次のように改める。

第38号様式

軽自動車税(種別割)納税証明書

証明書番号	第	号
納税義務者	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
車両番号		
納税済年月日	年	月 日
この証明書の有効期限	年	月 日
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川崎市長

印

- (注) 1 継続検査(車検)において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

別表第42号様式から第44号様式までを次のように改める。

第42号様式から第44号様式まで 削除
 別表第45号様式(1)を次のように改める。

第45号様式(1)

第 号
年 月 日

様
川 崎 市 長 印

法 人 市 民 税 の 通 知 書

年 月 日 から 年 月 日 までの事業年度分の法人市民税について、地方税法第321条の11の規定により、次のとおり しましたので通知します。

納 税 義 務 者		区 分		更正・決定前の額等	更正・決定額等
所在地	法人名				
課税標準となる法人税額		①		円	円
分割標準となる従業員数	当市分/全従業員数	②		人	人
分割法人における課税標準となる法人税額	①×②	③		円	円
税 率		④		%	%
法人税割額	①×④ (分割法人は③×④)	⑤		円	円
市町村民税の特定寄附金控除額		⑥		円	円
税額控除超過額相当額(加算額)		⑦		円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		⑧		円	円
外国の法人税等の控除額		⑨		円	円
仮装整理に基づく法人税割額の控除額		⑩		円	円
差引法人税割額	⑤-⑥+⑦-⑧-⑨-⑩	⑪		円	円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑫		円	円
納付すべき又は減少する法人税割額		⑬		円	円
均等割額		⑭		円	円
納付すべき又は減少する均等割額		⑮		円	円
納付すべき又は減少する市民税額	⑬+⑮	⑯		円	円
指 定 納 期 限			年 月 日		
更正・決定の理由等					
法 定 納 期 限			年 月 日		

別表第45号様式(3)を次のように改める。

第45号様式(6)

第 年 月 日 号
 宛者番号

様

別表第50号様式(1)を次のように改める。

川崎市長 印

更正(決定) 事業所税 加算金決定 通知書

年 月 日 から 年 月 日 までの事業年度又は課税期間に係る事業所税について、地方税法第701条の5.5.8及び第701条の規定により次のとおり更正(決定)及び加算金の決定をいたしましたので通知します。

氏名 (名称)	住 所 (所在地)	更正・決定によるもの	既に確定したもの	差 引
課税標準となる A. 床面積		円		
B. (A×600円)		円		
C. 課税標準となる 従業員給与総額		円		
D. (C×0.25%)		円		
E. (B+D)		円		
F. 減免税額		円		
G. 納付すべき税額 (E-F)		円		
加算金区分	H 基礎となる税額	円	I 算定率 %	J 加算金額 (H×I) 円
更正(決定)理由				
納付すべき又は減少 する金額 (G+J)	円		法定納期限	指定納期限

1 この通知書により納付すべき金額がある場合は、指定期限前までに延滞金とともに出願書の増徴金額があるときは、又は金額が2,000円未満であるときは、その増徴金額又はその金額の半額の延滞金に別表第50号様式(1)の計算式に基づき算出した増徴金額を併せて納付する必要があります。この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができず、この処分は取消しを求めないものとします。(以下「取消権」といいます。)は、前記の審査請求に係る取消の趣意を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長被告として(住所が被告の場合、被告住所は、前記の審査請求に対する裁決を額を載せた後でなければならず、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を遅延しないことにつき正当な理由があるときは、裁決を遅くとも、審査請求を提起することができます。

2 この通知書により納付すべき金額がある場合は、指定期限前までに延滞金とともに出願書の増徴金額があるときは、又は金額が2,000円未満であるときは、その増徴金額又はその金額の半額の延滞金に別表第50号様式(1)の計算式に基づき算出した増徴金額を併せて納付する必要があります。この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができず、この処分は取消しを求めないものとします。(以下「取消権」といいます。)は、前記の審査請求に係る取消の趣意を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長被告として(住所が被告の場合、被告住所は、前記の審査請求に対する裁決を額を載せた後でなければならず、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を遅延しないことにつき正当な理由があるときは、裁決を遅くとも、審査請求を提起することができます。

3 延滞金の計算方法

4 法定期限の翌日

5 法定期限の日

6 法定期限の日

7 法定期限の日

8 法定期限の日

9 法定期限の日

10 法定期限の日

11 法定期限の日

12 法定期限の日

13 法定期限の日

14 法定期限の日

15 法定期限の日

16 法定期限の日

17 法定期限の日

18 法定期限の日

19 法定期限の日

20 法定期限の日

21 法定期限の日

22 法定期限の日

23 法定期限の日

24 法定期限の日

25 法定期限の日

26 法定期限の日

27 法定期限の日

28 法定期限の日

29 法定期限の日

30 法定期限の日

31 法定期限の日

第50号様式(1)

市 税 納 期 延 長 申 請 書 (宛先)川崎市長		納 税 者 (特別徴収義務者) 氏 名 又 は 住 所 又 は 所 在 地		年 月 日	
				押	印
次の理由により納期限の延長を申請します。					
年 度 及 び 通 知 番 号	税 目	期 別 (申 告)	税 額	納 期 限	延 長 期 限
年度			円	・ ・ ・	・ ・ ・
第 号				・ ・ ・	・ ・ ・
				・ ・ ・	・ ・ ・
申請の理由					
※調査					
※決定					
<input type="checkbox"/>のため許可しない。 <input type="checkbox"/> 申請のとおり許可する。 <input type="checkbox"/> 次のとおり許可する。					

注 1 この申請書は納期限の延長を申請する理由がやんだ後速やかに提出してください。
 2 理由欄は、詳細に記載してください。
 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。
 4 ※印の欄は記載しないでください。

別表第51号様式及び第51号様式の2を次のように改める。

第51号様式の 2

第51号様式

年度市民税・県民税減免申請書

年 月 日

住所.....
 申請者 氏名.....

(宛先)川崎市長

川崎市市税条例第34条の規定により市民税及び県民税の減免を受けたいので申請します。

住所	年税額
氏名	第 号
職業	

通知書番号.....

申請の理由.....

.....

.....

.....

.....

福祉事務所 確認欄	押印欄
<input type="checkbox"/> 生活扶助 <input type="checkbox"/> 教育扶助 <input type="checkbox"/> 住宅扶助 <input type="checkbox"/> 医療扶助 <input type="checkbox"/> 介護扶助 <input type="checkbox"/> 出産扶助 <input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助	年 月 日から生活保護を適用 <input type="checkbox"/> 生活扶助 <input type="checkbox"/> 教育扶助 <input type="checkbox"/> 住宅扶助 <input type="checkbox"/> 医療扶助 <input type="checkbox"/> 介護扶助 <input type="checkbox"/> 出産扶助 <input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助

- 注
- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
 - 2 理由欄は、詳細に記載してください。
 - 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。

年 月 日



(宛先)川崎市長

所在地

申請者 氏名
(納税義務者)

代表者

年度法人市民税減免申請書

川崎市市税条例第34条の規定により法人市民税の減免を受けたいので申請します。

管理番号	事業年度又は算定期間	税 額	減免を受けようとする税額
	年 月 日から 年 月 日まで		円
納 期 限	年 月 日		円
申請の理由			

- 注
- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
 - 2 理由欄は、詳細に記載してください。
 - 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。

別表第53号様式を次のように改める。

第53号様式

年度 固定資産税 都市計画税 減免申請書		年	月	日
(宛先) 川 崎 市 長		住所又は所在地		
申請者 (フリガナ)		氏 名又は名 称		
次の理由のため川崎市市税条例第 4 9 条及び第 9 9 条により 年度固定資産税 (土地・家屋・償却資産)・都市計画税の減免を受けたいので申請します。				
納 税 義務者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏 名又は名 称	年税額	姓名番号	摘要
資産区分	所在地	地番又は 家屋番号	地 目 又 は 地 種 類・構 造	地積又は 床 面 積
土地・家屋				m ²
土地・家屋				m ²
資産区分	所 在	資産の種類	資産の名称等	数 量
償却資産				
申請の理由				

福祉 社 務 所 認 認	年 月 日	日から生活保護を適用	押印欄	
		<input type="checkbox"/> 生活扶助 <input type="checkbox"/> 教育扶助 <input type="checkbox"/> 住宅扶助 <input type="checkbox"/> 医療扶助		
		<input type="checkbox"/> 介護扶助 <input type="checkbox"/> 出産扶助 <input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助		
備 考				
1 年税額欄は、納税通知書受領後に申請する場合のみ記載してください。				
2 理由欄は、詳細に記載してください。				
3 この減免申請書は、納期限までに提出してください。				
4 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添付してください。				

別表第53号様式の3(1)から第54号様式の3までを次のように改める。

第53号様式の3(1)

区

固定資産(土地)課税台帳記載事項証明書

川崎市証明 第 号

所有者氏名

土 地 の 所 在		台帳地目	台帳地積	課税地目	課税地積
町 名	地 番				
年 度	価 格 (評 価 額)	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額	都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	年 税 額 相 当 額	
【摘要】					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

第53号様式の3(2)

区

固定資産(家屋)課税台帳記載事項証明書

川崎市証明 第 号

所有者氏名

家 屋 の 所 在				家 屋 番 号	
町 名		地 番			
台 帳 種 類	台 帳 構 造	台 帳 床 面 積	課 税 種 類	課 税 構 造	課 税 床 面 積
年 度	価 格 (評 価 額)	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額	都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	年 税 相 当 額	
【摘要】					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

第53号様式の3(3)

区

固定資産(償却資産)課税台帳記載事項証明書

所有者氏名

川崎市証明 第 号

年 度	資 産 の 所 在	
資 産 の 種 類	価 格 (評 価 額)	課 税 標 準 額
構 築 物		
機 械 及 び 装 置		
船 舶		
航 空 機		
車 両 及 び 運 搬 具		
工 具 、 器 具 及 び 備 品		
合 計		

固 定 資 産 税 年 税 額

【摘要】

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

第54号様式の2

受付印

固定資産税被災住宅用地申告書 整理番号

(宛先)川崎市長

住所又は所在地 () 年 月 日

電話 ()

個人番号又は法人番号

宛名番号

申告者 氏名又は名称

申告者 氏名又は名称

申告者 個人番号又は法人番号

申告者 宛名番号

申告者が震災等発生後に所有者等となった場合の被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者等との関係

申告者が震災等発生後に所有者等となった場合の被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者等との関係

地方税法第384条の2及び川崎市市税条例第51条の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地	被災住宅用地の所在			被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者
	番	地	積	
1	m ²	m ²	m ²	氏名又は名称
2	m ²	m ²	m ²	
3	m ²	m ²	m ²	

震災等により滅失し、又は損壊した家屋

家屋番号	家屋の延床面積	家屋の延床面積	家屋の延床面積	被災等発生した時期		被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者
				延床面積	延床面積	
1	m ²	m ²	m ²	発生した日	発生した日	氏名又は名称
2	m ²	m ²	m ²			
3	m ²	m ²	m ²			

年度の賦課期日(1月1日)において、当該土地を住宅用地として使用することができない理由

- 備考
- この申告書は、地方税法第349条の3(被災住宅用地などに対する固定資産税の課税標準の特例)の規定の適用を受けようとする場合に、同法第384条の2及び川崎市市税条例第51条の規定に基づき、市長に提出するものです。
 - 「土地の所在」、「地積」、「家屋番号」及び「家屋の延床面積」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
 - 「理由」欄には、賦課期日(1月1日)に住宅用地として使用することができない理由をできるだけ具体的に記載してください。また、理由を明らかにする書類等があれば、写しを添付してください。
 - 本特例の適用期間は最長2年度間です。ただし、避難指示等の期間が震災等発生した年の翌年以降に及んだ場合の適用期間は、最長、避難指示等の解除後3年(避難指示等の解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日(1月1日)とする年度までの各年度分)、被災市街地復興推進地域が定められた場合の適用期間は、最長4年(当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日以後4年を経過する日を賦課期日(1月1日)とする年度までの各年度分)です。

第54号様式

受付印

固定資産税住宅用地申告書 整理番号

(宛先)川崎市長

住所又は所在地 () 年 月 日

電話 ()

個人番号又は法人番号

宛名番号

申告者 氏名又は名称

申告者 氏名又は名称

申告者 個人番号又は法人番号

申告者 宛名番号

地方税法第384条及び川崎市市税条例第51条の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地	土地の所在			積	所有者
	番	地	積		
1	m ²	m ²	m ²	(.)	
2	m ²	m ²	m ²	(.)	
3	m ²	m ²	m ²	(.)	

上記の土地に対応する家屋(異動事項: 年月日・用途())

家屋番号	家屋の延床面積	家屋の延床面積	家屋の延床面積	地上階数	住居の戸数	完成年月日(予定)
1	m ²	m ²	m ²			年月日
2	m ²	m ²	m ²			
3	m ²	m ²	m ²			

- 備考
- この申告書は、地方税法第349条の3(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)の規定の適用を受けようとする場合に、同法第384条及び川崎市市税条例第51条の規定に基づき、市長に提出するものです。また、家屋の用途、住居の数及び居住部分の割合等が変わった場合も同様にご提出ください。
 - 「土地の所在」、「地目」、「地積」、「家屋番号」及び「家屋の延床面積」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
 - 「異動事項」の年月日は、居住の用に供した年月日等を記載してください。
 - 賦課期日現在、住宅の建替中の土地・家屋については、次により記載してください。
 - 建築確認申請書等の写しを添付し、予定されている完成後の状況を記載してください。
 - 「家屋の敷地に供している地積」欄の()内には、建替前の敷地よりも敷地が広がる場合に、建替後の敷地のうち建替前の敷地面積を記載してください。

第54号様式の3

固定資産現所有者申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

登記簿又は土地補完課税台帳若しくは家屋補完課税台帳に登記又は登録がされている所有者（以下「登記簿等に登記等がされている所有者」という。）が死亡したため、地方税法第384条の3及び川崎市市税条例第51条の3の規定に基づき、次のとおり申告します。

住所又は所在地 〒	電話番号 ()
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日 年 月 日
登記簿等に登記等がされている所有者との関係	個人番号又は法人番号

住所 〒	宛名番号
(フリガナ) 氏 名	死亡年月日 年 月 日

種 類	所 在 地 番	家屋番号
固 定 資 産	土 地・家 屋	
	土 地・家 屋	
	土 地・家 屋	

- 備考
- この申告書は、登記簿等に登記等がされている所有者との関係を証する書類及び相続の事実がわかる書類（戸籍簿本、遺産分割協議書及び遺言書等）の写しを添付してください。
 - 指定記入欄で書ききれない場合は、別紙記入の上添付してください。

別表第55号様式の3から第55号様式の8までを次のように改める。

第55号様式の4

宅地化農地確認申請書

整理番号 _____

(宛先)川崎市長

住所又は所在地氏名又は名称	電話 ()	年 月 日
申請者	宛名番号	

(受付印)

第1項 第3項 第5条の5 第29条の5 の規定の適用を受けたいので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり申請します。

土地の所在		地目	積地	計画策定等の区分	左の計画策定等がなされた年月日
町	地名番				
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開墾行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日

備考

- 「申請者」欄には、宅地化のための計画策定等がなされたことの確認を受けようとする宅地化農地を所有している人の住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称)を記載してください。
- 「土地の所在」、「地目」及び「地積」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
- 「計画策定等の区分」欄には、市長の確認を受けるため、申請者が所有している宅地化農地につきなされた地方税法施行令第14条の5第3項各号に規定する計画策定等のいずれかを記載してください。

第55号様式の3

様ほか 名 様ほか 名分	川崎市長	年 月 日
住所又は所在地氏名又は名称	印	

固定資産税 都市計画税 の徴収猶予期間延長許可(不許可)通知書

宅地化農地に係る 都市計画税

年度に宅地化農地として認定した次の土地に係る固定資産税及び都市計画税の徴収猶予期間の延長について、次のとおり決定しましたので地方税法附則第29条の5第10項において準用する同法第15条の2の2の規定に基づき通知します。

土地の所在	地目	地積	決定理由		徴収猶予期間
			許可	不許可	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 徴収猶予をする額は、上記徴収猶予期間内の各年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、年度分及び年度分についてはそれぞれ1.0分の9に相当する額、年度分及び年度分についてはそれぞれ3分の2に相当する額です。徴収猶予税額は、別にお送りする納税通知書によりお知らせします。
- この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取消しを求め訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第55号様式の 6

第 年 月 日
様ほか 名
様ほか 名分
川崎市長 印

宅地化農地に係る計画策定等否認・徴収猶予取消通知書

年度に宅地化農地として認定した次の土地について、地方税法附則第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、地方税法施行令附則第 14 条の 5 第 3 項に規定する計画策定等がなされたことの確認をしない旨の決定をいたしましたので、同法附則第 29 条の 5 第 6 項の規定により通知します。また、同条第 9 項の規定により、徴収猶予を取り消すこととしましたので、同条第 10 項の規定により併せて通知します。

町	土地の所在		地目	積	確認しないことと決定した理由
	地名	地番			
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			m ²	

宛 名 番 号	区 分		年度
	固定資産税	都市計画税	
徴収猶予を取り消した税額		円	円
合 計			

(注) この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求めた訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となり)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第55号様式の 5

第 年 月 日
様ほか 名
様ほか 名分
川崎市長 印

宅地化農地に係る計画策定等確認通知書

年度に宅地化農地として認定した次の土地について、地方税法施行令附則第 14 条第 1 項 第 3 項 第 5 条の 5 第 3 項に規定する計画策定等がなされたことを地方税法附則第 29 条の 5 第 3 項の規定により確認しましたので、同条第 6 項の規定により通知します。
なお、これにより、年度から年度までの期間の次の固定資産税及び都市計画税の税額は、納税義務を免除します。

土 地 町	地 名	所 在 地 番	地 目	積	備 考
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	
			<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	

納税義務を免除した税額	区 分		年度
	固定資産税	都市計画税	
		円	円
宛 名 番 号			通知書番号

第55号様式の8

宅地化農地認定申告書

整理番号

年月日

受付印

(宛先)川崎市長		年	月	日
住所又は所在地 氏又は名称	電話	()		
氏又は名称	宛名番号			

地方税法附則第29条の5第1項の認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地の所在地 町名地番	地目	積地	計画的な宅地化のための手続の区分	左の手続が開始された年月日
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()	年 月 日

備考

- 「申告者」欄には、宅地化農地の認定を受けようとする市街化区域農地を所有している人の住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称)を記載してください。
- 「土地の所在」、「地目」及び「地種」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
- 「計画的な宅地化のための手続の区分」欄には、申告者が所有している市街化区域農地につき宅地化農地の認定を受けるため開始された地方税法施行令附則第14条の5第2項各号に規定する計画的な宅地化のための手続のいずれかを記載してください。

第55号様式の7

宅地化農地に係る計画策定等の期限延長申請書

整理番号

年月日

受付印

(宛先)川崎市長		年	月	日
住所又は所在地 氏又は名称	電話	()		
氏又は名称	宛名番号			

地方税法附則第29条の5第3項の認定を受けたいので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

土地の所在地 町名地番	地目	積地	計画策定等の区分
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑	m ²	<input type="checkbox"/> 開発行為の許可申請 <input type="checkbox"/> 優良な宅地化計画の認定申請 <input type="checkbox"/> その他()

期限(年 月 日)までに計画策定等がなされない理由

備考

- 「申請者」欄には、宅地化のための計画策定等の期限の延長の認定に係る宅地化農地の所有者の住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称)を記載してください。
- 「土地の所在」、「地目」及び「地種」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
- 「計画策定等の区分」欄には、市長の確認を受けるため、申請者が所有している宅地化農地につきなされる予定の地方税法施行令附則第14条の5第3項各号に規定する計画策定等のいずれかを記載してください。
- この申請書は、地方税法施行規則附則第8条の3第2項第2号に規定する書類を添付して提出してください。

別表第56号様式(1)及び第56号様式(2)を次のように改める。

第56号様式(1)

通知書番号		年度 軽自動車税(種別割)免除申請書		年 月 日
(宛先)川崎市長 申請者 住所又は所在地 川崎市		氏名又は名称 電話番号		
川崎市市税条例第69条第2項の規定により、軽自動車税(種別割)の免除を受けたいので申請します。				
納税義務者	住所又は所在地(□申請者と同じ)	氏名又は名称(□申請者と同じ)	生年月日	
車両情報	主たる定置場(□納税義務者住所と同じ)	車両(標識)番号	税額	円
申請の理由	<input type="checkbox"/> 精神又は身体に障害を有する者が運転するため(※1) <input type="checkbox"/> 精神又は身体に障害を有する者のために運転するため(※2) <input type="checkbox"/> 社会福祉事業又は_____の事業の用に供するため <input type="checkbox"/> 精神又は身体に障害を有する者の利用に供する車両構造のため <input type="checkbox"/> その他()			
使用目的	<input type="checkbox"/> 通院 病院名 _____ 所在地 _____ <input type="checkbox"/> 通勤 勤務先 _____ 名称 _____ <input type="checkbox"/> 通学 学校名 _____ <input type="checkbox"/> 事業 事業内容 _____ 事業に使用するため <input type="checkbox"/> その他(詳しく記入してください。) _____			
※申請の理由が、※1又は※2に該当する場合は、次の項目を記入してください。				
障害を有する者	住所(□納税義務者と同じ)	氏名(□納税義務者と同じ)	生年月日(□納税義務者と同じ)	納税義務者との親類(□納税義務者本人)
運転する者	住所(□納税義務者と同じ)	氏名(□納税義務者と同じ)	生年月日(□障害を有する者と同じ)	障害の等級(程度)
運転免許証	番号	交付年月日	種類	免許の条件等
福祉事務所 確認欄	年 月 日 から生活保護を適用 <input type="checkbox"/> 生活扶助 <input type="checkbox"/> 教育扶助 <input type="checkbox"/> 住宅扶助 <input type="checkbox"/> 医療扶助 <input type="checkbox"/> 介護扶助 <input type="checkbox"/> 出産扶助 <input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助	押印欄		
備考 1 この申請書は、必ず納期限までに提出してください。 2 申請の理由及び使用目的に記載した事項を証する書類を必ず添えて提出してください。				

第56号様式(2)

通知書番号	
年度 軽自動車税(種別割)免除申請書(身体障害者等継続申請用)	
(宛先) 川崎市長	年 月 日
申請者	
住所 川崎市	氏名
	電話番号

川崎市市税条例第 6 9 条第 2 項の規定により、軽自動車税(種別割)の免除を受けたいので申請します。
 なお、前年度と車両情報、使用目的、障害を有する者(住所・氏名・障害の等級)及び運転する者(住所・氏名)に変更はなく、また、他に自動車税(種別割)又は軽自動車税(種別割)の減免を受けている(又は受けようとしている)車両はありません。

納税義務者	住所(□申請者と同じ)	氏名(□申請者と同じ)	生年月日
車両情報	主たる定置場(□納税義務者住所と同じ)	車両(標識)番号	税額
障害を有する者	住所(□納税義務者と同じ)	氏名(□納税義務者と同じ)	生年月日
			納税義務者との続柄 (□納税義務者本人)

- 備考
- この申請書は、必ず満期限までに提出してください。
 - この申請書は、前年度の車両情報、使用目的、障害を有する者(住所・氏名・障害の等級)及び運転する者(住所・氏名)に変更がある場合は、使用することはできません。
 - 障害を有する者が車両の所有者で、常時介護する者が当該車両を運転する場合は、当該者が常時介護することの誓約書を必ず添えて提出してください。
 - 身体障害者手帳、聴覚障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害手帳が更新され、又は再交付された場合は、改めてこれらの手帳に受付印を押印する必要がある場合があります。必ず市税事務所(分室)において、手続を行ってください。

別表第60号様式を次のように改める。

第60号様式

原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書

標識番号	登録年月日
所有者 (住所 (所在地))	
氏名 (名称)	
車名	型式認定番号
種別	
原型	
エンジンの 排気量	
定格出力	
車台番号	
定置場	

上記のとおり証明します
年 月 日

川崎市長 印

別表第85号様式を第85号様式(1)とし、同様式を次のように改める。

第85号様式(1)

事業所用家屋の貸付申告書

受付印 年 月 日 (宛先)川崎市長		住所又は所在地		整理番号	
		(ふりがな) 氏名又は名称		法人番号 (ふりがな) 法人の代表者氏名 この申告にび署名する者の氏名等	
次のとおり事業所用家屋を貸し付けていますので、地方税法第701条の52第2項及び川崎市市税条例第93条の13項第2項の規定により申告します。					
家屋の所在地	建物の名称				
家屋番号	用途				
構造・階数	防火対象物の用途番号				
合計床面積 (② + ⑤ + ⑥ + ⑦)	①	㎡			
事業所等専用床面積 ②	②	㎡			
②に係る屋内駐車場面積 ③	③	㎡			
③に係る駐車場の収容台数 ④	④	台			
住居部分に係る床面積 ⑤	⑤	㎡			
非課税以外に係る共用床面積 (按分対象となる共用床面積) ⑥	⑥	㎡			
非課税に係る共用床面積 ⑦	⑦	㎡			
共用部分の床面積 (⑥ + ⑦)	特定防火共用床面積 ⑧	㎡			
	消防設備等に係る消防用床面積 ⑨	㎡			
内訳	⑧ ~ ⑩ 以外の施設等 ⑩	㎡			
	消防用設備等に係る消防用施設等 ⑪	㎡			

(注) この申告書は、貸付、変更又は解約が生じた日の属する月の翌月末日までに提出してください。

別表第85号様式(1)の次に、次の1様式を加える。

第85号様式(2)

事業所用家屋の貸付状況明細書

住所又は所在地		氏名又は名称	
貸し付けている事業所用家屋の明細			
階	使用者の住所又は所在地	貸付年月日	⑬ 専用床面積
	使用者の氏名又は名称	事由	⑭ 共用床面積 (⑬×⑬/⑯)
		駐車場の使用台数⑯	⑰ 駐車場床面積 (⑬×⑯/⑱)
		年 月 日	⑲ 事業所床面積 (⑬+⑰)
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡
		年 月 日	㎡
		貸付・変更・解約	㎡
		台	㎡

別表第86号様式を次のように改める。

第86号様式

年度事業所税減免申請書 (宛先)川崎市長		年 月 日
住所又は所在地 申請者		
氏名又は名称 川崎市市税条例第93条の17第2項の規定により事業所税の減免を受けたいので申請します。		
納税義務者	住所又は所在地	事業年度又は課税期間は
氏名又は名称	氏名又は名称	年 月 日 から 年 月 日まで
		宛 名 番 号
		税 額
		円
申請の理由		
.....		
備考		

- 注 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
 2 理由欄は、詳細に記載してください。
 3 申請の理由を証明する書類を必ず添えて提出してください。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第2条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和39年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第12号様式

交 付 要 求 書										
----- ----- 裁判所 ----- ----- 執行官 ----- 様 ----- ----- 印 -----								号	日	
								第	年	月
<p>先に滞納処分による差押え中、強制執行等の執行決定がありましたり滞納者の財産について、次のとおり滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条第3項（□第17条 □第19条 □第20条）の規定により交付要求します。</p>										
住（居）所又は所在地										
氏名又は名称										
税目	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	備考
	通知書番号									
合 計（法律による金額）										
円										
滞納金額										
延滞金（円） （法律による金額）										
計（円） （法律による金額）										
納期限										
備考										
財産の表示及び事件名										
備考										
事件番号										
執行機関名										
差押年月日										
年 月 日										

第11号様式

差 押（通知）書及び交付要求書										
----- ----- 裁判所 ----- ----- 執行官 ----- 様 ----- ----- 印 -----								号	日	
								第	年	月
<p>次のとおり滞納金額を徴収するため、次の財産を差し押えます（ 年 月 日差し押えました）ので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第21条第2項の規定によりこの書面を交付します。（同法第29条第2項の規定により通知します。） なお、次のとおり滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。</p>										
住（居）所又は所在地										
氏名又は名称										
税目	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	課年	備考
	通知書番号									
合 計（法律による金額）										
円										
差押財産（交付要求に係る財産）及び事件名										
備考										
事件番号										
執行機関名										
差押年月日										
年 月 日										

(川崎市金銭会計規則の一部改正)
 第 3 条 川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。
 第18号様式(1)を次のように改める。

第18号様式(1)

領 収 書 (市税)

様					領収書番号 川崎市金銭出納員 印 金銭取扱員 印		
合計金額の内訳は次のとおりです。				右の金額を領収しました。 合計			
調年	税目	通知書番号	課年	期 別	税 額 (円)	延滞金 (円)	計(税額+延滞金) (円)
					(内)	(内)	
					(内)	(内)	
					(内)	(内)	
					(内)	(内)	

金銭取扱員の印のあるものをお受け取りください(この領収書は、5年間大切に保存してください。)

備考 加算金を領収する場合にあっては、この様式中「延滞金(円)」とあるのは「延滞金又は加算金(円)」とし、「計(税額+延滞金)(円)」とあるのは「計(税額+延滞金+加算金)(円)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の川崎市市税条例施行規則の規定により調製した帳票(別表第 22 号様式(1)、第 22 号様式(2)、第 23 号様式(1)、第 23 号様式(2)、第 35 号様式、第 50 号様式(1)、第 51 号様式、第 51 号様式の 2、第 53 号様式、第 54 号様式、第 54 号様式の 2、第 54 号様式の 3、第 55 号様式の 4、第 55 号様式の 7、第 55 号様式の 8、第 56 号様式(1)、第 56 号様式(2)、第 85 号様式及び第 86 号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 77 号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和 47 年川崎市規則第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

振込希望金融機関	口座の種類	口座番号	口座名義人名
銀行	支店	1 普通 2 当座	
※	※	名義人コード	0 本人 1 連帯借主

を

振込希望金融機関	□ 公金受取口座を利用します。(利用する場合、金融機関名等の記載は不要です。)			
金融機関名	支店名	口座の種類	口座番号	口座名義人名
		1 普通 2 当座		名義人コード
				0 本人 1 連帯借主

に改め、同様式注に次の 1 項を加える。

4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 2 項の登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「振込希望金融機関」の欄の「公金受取口座を利用します。」の□内にレ印を記入してください。その場合、「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義人」及び「名義人コード」の記載は不要です。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存

するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 78 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(令和 4 年川崎市条例第 85 号)(第 1 条の規定に限る。)の施行期日は、令和 5 年 1 月 6 日とする。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 79 号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和 39 年川崎市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

株式会社静岡中央銀行	
三井住友信託銀行株式会社	

を

株式会社静岡中央銀行	
------------	--

に改める。

別表第 4 中

株式会社	川崎支店	川崎市川崎区小川町 15 番地 4
静岡中央銀行		
三井住友信託銀行株式会社	川崎支店	川崎市川崎区駅前本町 3 番地 1

を

株式会社	川崎支店	川崎市川崎区小川町 15 番地 4
静岡中央銀行		

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

川崎市告示第667号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第2項の規定による個人情報ファイルの変更の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和4年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 個人情報ファイル(変更)
 - ア 市長 1件
- 2 届出書
 - 別紙のとおり(省略)

川崎市告示第668号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和4年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 目的外利用
 - ア 市長 7件
 - イ 上下水道事業管理者 1件
 - ウ 病院事業管理者 1件
 - エ 教育委員会 3件
 - (2) 外部提供
 - ア 市長 13件
 - イ 病院事業管理者 1件
 - ウ 消防長 3件
 - エ 教育委員会 5件
- 2 届出書
 - 別紙のとおり(省略)

川崎市告示第669号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市港湾施設条例第2条の2第3項の規定により告示します。

令和4年12月27日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(港湾施設の名称) 港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)に掲げる、護岸、荷さばき地、ふ頭用地、事務所、
-------------------	--

	事務所附帯施設、港湾厚生施設、駐車施設、軌道走行式荷役機械及び電気施設 (港湾施設の所在地) 川崎市川崎区東扇島82番地の一部、83番地1の一部、84番地の一部、85番地の一部、92番地及び93番地 (川崎港コンテナターミナル関連施設)
指 定 管 理 者	(所 在 地) 横浜市西区みなとみらい2丁目3番地1号 クイーンズタワーA棟 14階 (名 称) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 (代表者名) 人見 伸也
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

川崎市告示第670号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
 - 別紙のとおり
- 2 保管期間
 - 当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
 - 別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
 - 火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
 - 自転車 2,500円
 - 原動機付自転車 5,000円
 - 自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
 - 自転車等の鍵
 - 印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第671号

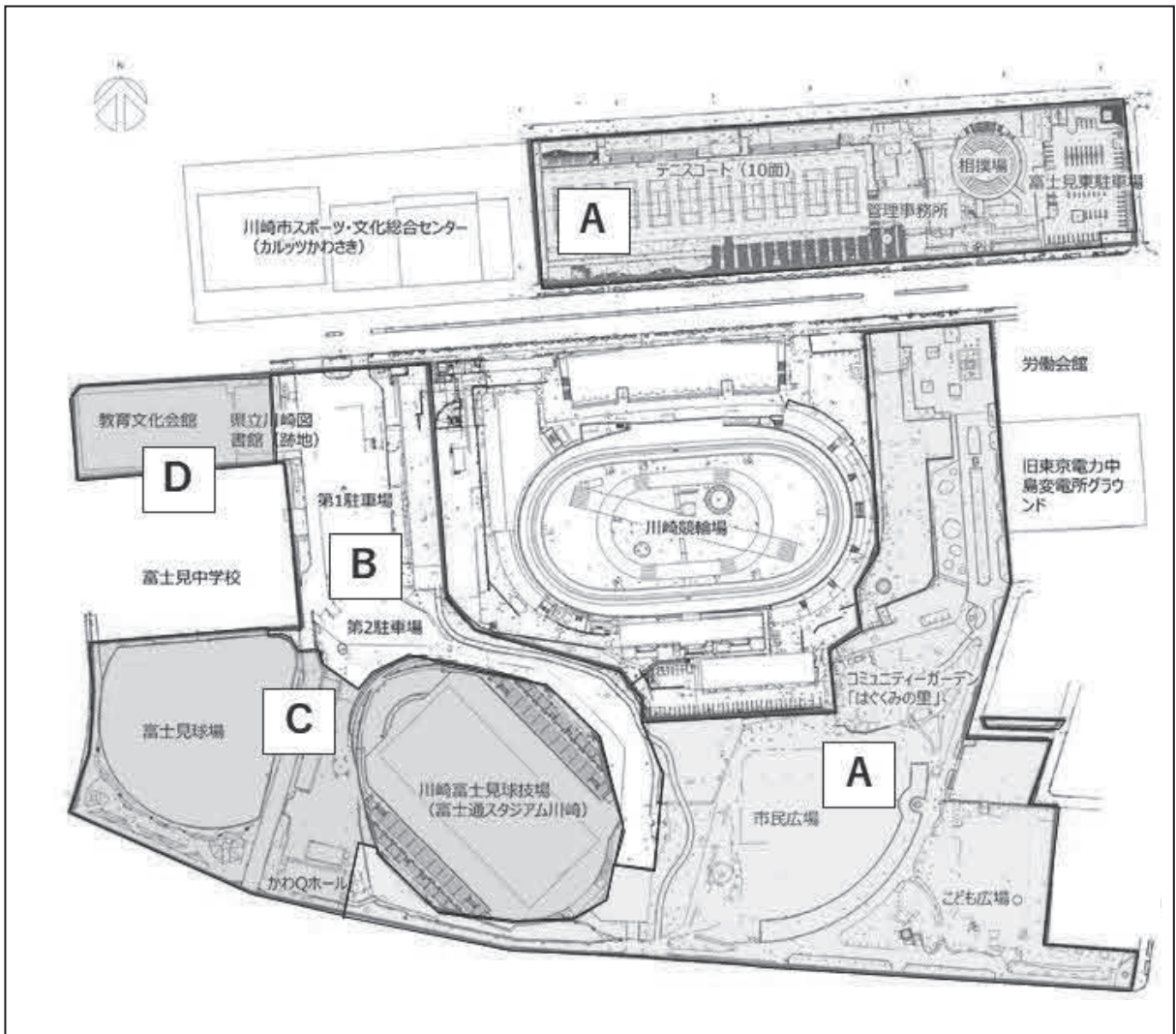
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、富士見公園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の2第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指定管理者		指定期間
	住所	名称及び 代表者名	
富士見公園のうち、テニスコート、駐車場、市民広場等の別図Aの区域	川崎市高津区末長4丁目8番52号	富士見パーク マネジメント 株式会社 代表取締役 山田 直弘	令和5年4月1日から 令和25年3月31日まで
川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内			
富士見公園のうち、駐車場等の別図Bの区域			令和6年4月1日から 令和25年3月31日まで
川崎市川崎区富士見2丁目地内			
富士見公園のうち、川崎富士見球技場及び富士見球場等の別図Cの区域			令和7年4月1日から 令和25年3月31日まで
川崎市川崎区富士見2丁目地内			
富士見公園のうち、現教育文化会館敷地の別図Dの区域			令和8年4月1日から 令和25年3月31日まで
川崎市川崎区富士見2丁目地内			

別図



川崎市告示第672号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年12月27日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
徳江 政英	川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台 2-5-1-301
北 麻里子	みぞのくちユース&ウイメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8 溝の口フラワーメ ディカルモール3 F
堀内 一哉	さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼 1丁目24-4
原 弘典	高津駅前はら内科 ハートクリニック	川崎市高津区溝口 3-7-11 高津駅前J'sビル 3階

川崎市告示第673号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

令和4年12月28日

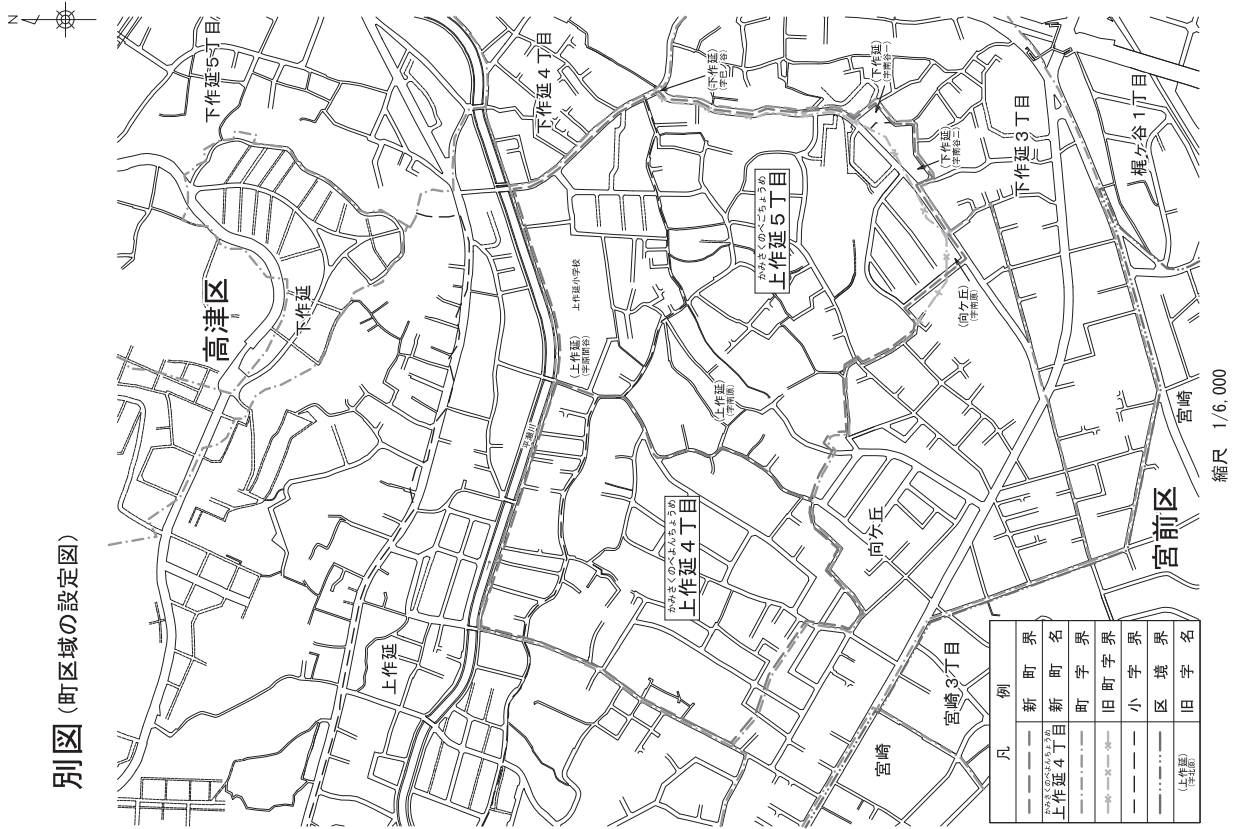
川崎市長 福田紀彦

町区域の設定調書

町区域の設定

新町名	左に含まれる現在の区域
かみさくのべのよんちようめ 上作延4丁目	上作延字原間谷の一部 上作延字南原の一部
かみさくのべのごちようめ 上作延5丁目	上作延字原間谷の一部 上作延字南原の一部 下作延字巳ノ谷 下作延字南谷一 下作延字南谷二の一部 向ヶ丘字南原の一部

別図(町区域の設定図)



縮尺 1/6,000

川崎市告示第674号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市井田重度障害者等生活施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第149条第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市井田重度障害者等生活施設 川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区西加瀬10番3号 (名 称) 桜の風共同事業体 (代表者) 社会福祉法人 育桜福祉会 理事長 萩原 利昌 (構成員) 社会福祉法人川崎聖風福祉会 理事長 野神 昭雄
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで

川崎市告示第675号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市社会復帰訓練所の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第158条第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市社会復帰訓練所 川崎市高津区末長1丁目3番8号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区池上新町3丁目1番8号 (名 称) 社会福祉法人 川崎聖風福祉会 (代表者) 理事長 野神 昭雄
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで

川崎市告示第676号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーション

センター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第41条第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部リハビリテーションセンター 北部地域生活支援センター 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
指定管理者	(所在地) 川崎市多摩区登戸2341番地1 (名 称) 社会福祉法人 SKYかわさき (代表者) 理事長 三橋 良子
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで

川崎市告示第677号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第25条第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部リハビリテーションセンター 北部在宅支援室 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名 称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月31日まで

川崎市告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第32条第3項の規定により告示します。

令和 4 年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部リハビリテーションセンター 北部日中活動センター 川崎市麻生区百合丘 2 丁目 8 番地 2
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地 3 丁目 13 番 1 号 (名 称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

川崎市告示第 1 号

川崎市物品会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 32 号）第 16 条第 3 項の規定により物品出納員を設置し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
健康福祉局総務部危機管理担当の庶務係長	健康福祉局総務部危機管理担当及び臨時特別・緊急支援給付金担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第 2 号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 1 月 18 日まで一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中丸子第 41 号線	川崎市中原区中丸子 628 番 1 先	3.03	68.21	
		川崎市中原区中丸子 631 番 2 先			

新	中丸子第 41 号線	川崎市中原区中丸子 628 番 1 先	3.03 } 3.51	32.22	
		川崎市中原区中丸子 630 番 2 先			

川崎市告示第 3 号

川崎市公印規則（昭和 39 年川崎市規則第 6 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 住民登録事務専用区长印

- (1) 使用開始日 令和 5 年 1 月 6 日
- (2) 専用公印 ひな形番号 60
- (3) 書 体 れい書
- (4) 寸 法 方 6 mm
- (5) 保管場所、個数及び印影

- ア 川崎区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（川崎区长） 2 個



- イ 川崎区役所大師支所区民センター
住民登録専用事務区长印（川崎区长） 2 個



- ウ 川崎区役所田島支所区民センター
住民登録専用事務区长印（川崎区长） 2 個



- エ 幸区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（幸区长） 2 個



- オ 中原区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（中原区长） 2 個



- カ 高津区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（高津区长） 2 個



- キ 宮前区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（宮前区长） 2 個



- ク 多摩区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区长印（多摩区长） 2 個



ケ 麻生区役所区民サービス部区民課
住民登録専用事務区長印(麻生区長) 2 個



川崎市告示第 4 号

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第 6 号)第 8 条
第 1 項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたの
で、同規則第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 住民登録事務専用区長印

- (1) 使用開始日 令和 5 年 1 月 6 日
- (2) 専用公印 ひな形番号 60
- (3) 書 体 れい書
- (4) 寸 法 方 6 mm

(5) 保管場所、個数及び印影

ア 川崎区役所区民サービス部区民課

- (ア) 住民登録専用事務区長印(川崎区長) 2 個



- (イ) 住民登録専用事務区長印(幸区長) 1 個



- (ウ) 住民登録専用事務区長印(中原区長) 1 個



- (エ) 住民登録専用事務区長印(高津区長) 1 個



- (オ) 住民登録専用事務区長印(宮前区長) 1 個



- (カ) 住民登録専用事務区長印(多摩区長) 1 個



- (キ) 住民登録専用事務区長印(麻生区長) 1 個



イ 川崎区役所大師支所区民センター

- (ア) 住民登録専用事務区長印(川崎区長) 1 個



- (イ) 住民登録専用事務区長印(幸区長) 1 個



- (ウ) 住民登録専用事務区長印(中原区長) 1 個



- (エ) 住民登録専用事務区長印(高津区長) 1 個



- (オ) 住民登録専用事務区長印(宮前区長) 1 個



- (カ) 住民登録専用事務区長印(多摩区長) 1 個



- (キ) 住民登録専用事務区長印(麻生区長) 1 個



ウ 川崎区役所田島支所区民センター

- (ア) 住民登録専用事務区長印(川崎区長) 1 個



- (イ) 住民登録専用事務区長印(幸区長) 1 個



- (ウ) 住民登録専用事務区長印(中原区長) 1 個



- (エ) 住民登録専用事務区長印(高津区長) 1 個



- (オ) 住民登録専用事務区長印(宮前区長) 1 個



- (カ) 住民登録専用事務区長印(多摩区長) 1 個



- (キ) 住民登録専用事務区長印(麻生区長) 1 個



エ 幸区役所区民サービス部区民課

- (ア) 住民登録専用事務区長印(川崎区長) 1 個



- (イ) 住民登録専用事務区長印(幸区長) 2 個



- (ウ) 住民登録専用事務区長印(中原区長) 1 個



- (エ) 住民登録専用事務区長印(高津区長) 1 個



- (オ) 住民登録専用事務区長印(宮前区長) 1 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 1 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 1 個



オ 中原区役所区民サービス部区民課

(ア) 住民登録専用事務区長印 (川崎区長) 1 個



(イ) 住民登録専用事務区長印 (幸区長) 1 個



(ウ) 住民登録専用事務区長印 (中原区長) 2 個



(エ) 住民登録専用事務区長印 (高津区長) 1 個



(オ) 住民登録専用事務区長印 (宮前区長) 1 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 1 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 1 個



カ 高津区役所区民サービス部区民課

(ア) 住民登録専用事務区長印 (川崎区長) 1 個



(イ) 住民登録専用事務区長印 (幸区長) 1 個



(ウ) 住民登録専用事務区長印 (中原区長) 1 個



(エ) 住民登録専用事務区長印 (高津区長) 2 個



(オ) 住民登録専用事務区長印 (宮前区長) 1 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 1 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 1 個



キ 宮前区役所区民サービス部区民課

(ア) 住民登録専用事務区長印 (川崎区長) 1 個



(イ) 住民登録専用事務区長印 (幸区長) 1 個



(ウ) 住民登録専用事務区長印 (中原区長) 1 個



(エ) 住民登録専用事務区長印 (高津区長) 1 個



(オ) 住民登録専用事務区長印 (宮前区長) 2 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 1 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 1 個



ク 多摩区役所区民サービス部区民課

(ア) 住民登録専用事務区長印 (川崎区長) 1 個



(イ) 住民登録専用事務区長印 (幸区長) 1 個



(ウ) 住民登録専用事務区長印 (中原区長) 1 個



(エ) 住民登録専用事務区長印 (高津区長) 1 個



(オ) 住民登録専用事務区長印 (宮前区長) 1 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 2 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 1 個



ケ 麻生区役所区民サービス部区民課

(ア) 住民登録専用事務区長印 (川崎区長) 1 個



(イ) 住民登録専用事務区長印 (幸区長) 1 個



(ウ) 住民登録専用事務区長印 (中原区長) 1 個



(エ) 住民登録専用事務区長印 (高津区長) 1 個



(オ) 住民登録専用事務区長印 (宮前区長) 1 個



(カ) 住民登録専用事務区長印 (多摩区長) 1 個



(キ) 住民登録専用事務区長印 (麻生区長) 2 個



川崎市告示第 5 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年1月5日

川崎市長 福田 紀彦

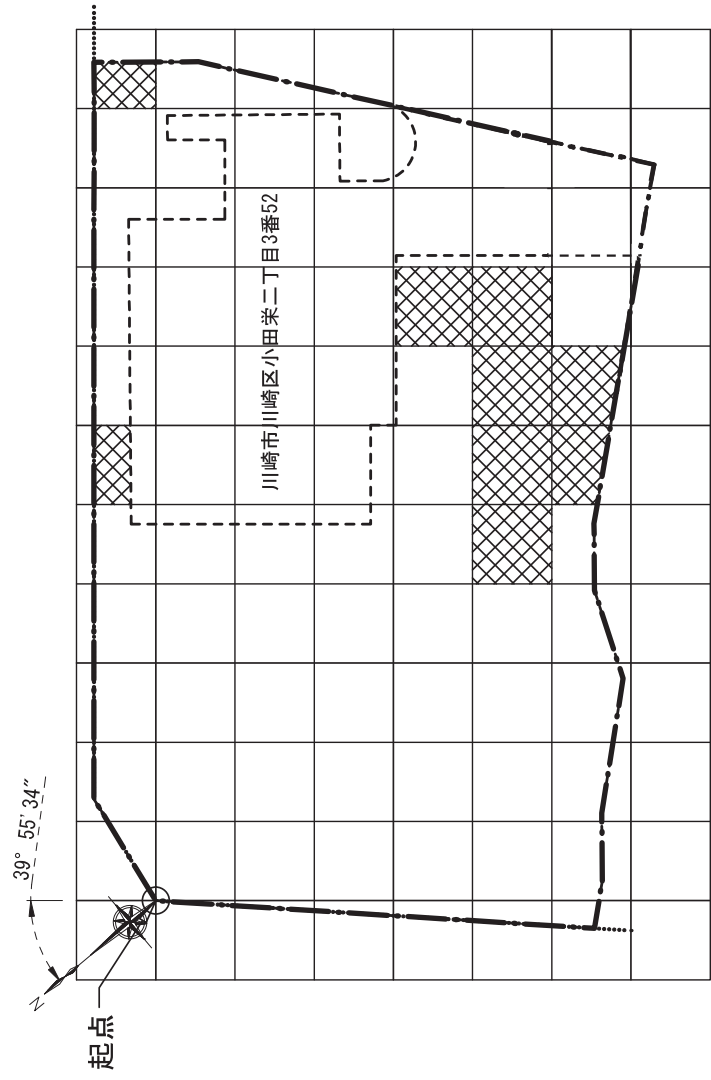
- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和4年川崎市告示第484号により指定した区域(川崎市川崎区小田栄二丁目3番52の一部)の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

【格子の回転角度(39度55分34秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方
 向及び南北方向に引いた線並びにこれら
 と平行して10m間隔で引いた線により構
 成されている格子を、起点を中心として
 右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は、川崎市川崎区小田栄二丁目3番52
 の最北端とする。

【凡例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 対象地範囲
- 形質変更する範囲
- 筆境界



別 図

川崎市告示第 6 号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 7 年川崎市条例第 8 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更があったので告示します。

令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 名 称 東京環境衛生株式会社
- 2 変更事項 代表者
- 3 変更内容（新） 代表取締役 中野 真知子
- 4 変更内容（旧） 代表取締役 中野 武
- 5 変更年月日 令和 2 年 6 月 17 日

川崎市告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて、東海道かわさき宿交流館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、東海道かわさき宿交流館条例（平成 24 年川崎市条例第 39 号）第 4 条第 3 項により告示します。

令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福田 紀 彦 印

管理を行わせる施設の名称及び所在地	東海道かわさき宿交流館 川崎市川崎区本町 1 丁目 8 番地 4
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区大宮町 1310 番地 ミューザ川崎 (名 称) 川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ (代表者) 公益財団法人 川崎市文化財団 理事長 瀬 戸 豊 彦
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

川崎市告示第 8 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第 9 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第 55 条の 3 第 2 号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第 10 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第 55 条の 3 第 2 号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第 11 号

高津区北見方一丁目の国道 409 号予定地（自動車駐車場、自転車等駐車場、広場、公園、移動販売、露店）入札占用指針

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第 7 項の規定に基づき、公示する。

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。（別紙省略）

- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

- (1) 閲覧及び交付期間

令和 5 年 1 月 11 日から令和 5 年 2 月 10 日

- (2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町 12-1

川崎駅前タワー・リパーク 14 階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課 市 HP (下記アドレス) にてダウンロードも可能 (募集の概要 第 8 回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第12号

中原区宮内二丁目の都市計画道路鹿島田菅線予定地(自動車駐車場)入札占用指針
 道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年1月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和5年1月11日から令和5年2月10日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第13号

多摩区布田の都市計画道路小杉菅線予定地(自動車駐車場)入札占用指針
 道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年1月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和5年1月11日から令和5年2月10日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第14号

中原区宮内四丁目の国道409号予定地(自動車駐車場)入札占用指針
 道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の

規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年1月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和5年1月11日から令和5年2月10日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第15号

中原区小杉町三丁目の国道409号予定地(自転車等駐車場、広場、公園、移動販売、露店)入札占用指針
 道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年1月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和5年1月11日から令和5年2月10日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第16号

麻生区下麻生三丁目の主要地方道横浜上麻生予定地(自動車駐車場)入札占用指針
 道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和 5 年 1 月 11 日から令和 5 年 2 月 10 日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第17号

中原区小杉町三丁目の国道409号予定地(自動車駐車場、広場、公園、移動販売、露店)

入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
(別紙省略)
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所
 - (1) 閲覧及び交付期間
令和 5 年 1 月 11 日から令和 5 年 2 月 10 日
 - (2) 閲覧及び交付場所
〒210-8577 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課
市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第8回)
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第18号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 5 年 1 月 12 日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社LUANA	株式会社LUANA	川崎市川崎区浅田四丁目13番4号	居宅介護 重度訪問介護	令和 5 年 1 月 1 日	1415001716
株式会社LUANA	株式会社LUANA	川崎市川崎区浅田四丁目13番4号	行動援護	令和 5 年 1 月 1 日	1415001716
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ武蔵新城	川崎市高津区新作6-9-7 バロン・キャッスル203	居宅介護	令和 5 年 1 月 1 日	1415301280
医療法人社団ユニメディコ	医療特化型ケアメディコ新百合ヶ丘	川崎市麻生区金程2丁目14番地4 1F	居宅介護 重度訪問介護	令和 5 年 1 月 1 日	1415600988
HMカンパニー株式会社	ことのは短期入所	川崎市中原区下小田中三丁目17-10 HMC o m f o r t 1階	短期入所	令和 5 年 1 月 1 日	1415201316
HMカンパニー株式会社	ことのは	川崎市中原区下小田中三丁目17-10 HMC o m f o r t 1階	共同生活援助	令和 5 年 1 月 1 日	1425201306
合同会社みらいりレーションズ	SUN	川崎市多摩区登戸2832	就労継続支援 B型	令和 5 年 1 月 1 日	1415401304
合同会社ONE P E A C E	たんぽぽ	川崎市宮前区野川本町三丁目27-32	就労継続支援 A型	令和 5 年 1 月 1 日	1415501079

川崎市告示第19号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
 基づき別表のとおり告示します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
アンダンテミライ株式会社	t o i r o 宮前平	川崎市宮前区宮前平2-15-3 ダイチビル202	児童発達支援	令和5年1月1日	1455500478
アンダンテミライ株式会社	t o i r o 宮前平	川崎市宮前区宮前平2-15-3 ダイチビル202	放課後等デイサービス	令和5年1月1日	1455500478
株式会社いい食	こぱんはうすさくら 中原教室	川崎市中原区下小田中五丁目11番21号 東計電算中原ビル2階	児童発達支援	令和5年1月1日	1455200699
株式会社いい食	こぱんはうすさくら 中原教室	川崎市中原区下小田中五丁目11番21号 東計電算中原ビル2階	放課後等デイサービス	令和5年1月1日	1455200699
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス川崎田島	川崎市川崎区鋼管通1-19-17	保育所等訪問支援	令和5年1月1日	1455000255

川崎市告示第20号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 て
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定

により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 マイWay	マイWay	川崎市高津区下作延6-4-3	就労移行支援	令和4年11月1日	1415300571

川崎市告示第21号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20
 第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社SKY	みなそら 川崎みなみ園	川崎市川崎区南町18-3 KJビル6F	児童発達支援	令和4年11月30日	1455000248
特定非営利活動法人 高津総合型スポーツ クラブ SELF	放課後等デイサービス SELF	川崎市高津区坂戸2-17-8	放課後等デイサービス	令和4年11月30日	1455300549

川崎市告示第22号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
 区域の一部の指定の解除について
 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項
 の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指

定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

川崎市中原区小杉町一丁目393番、396番の各一部(別
図のとおり)

(令和 2 年川崎市告示第287号により指定した区域)

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種
類

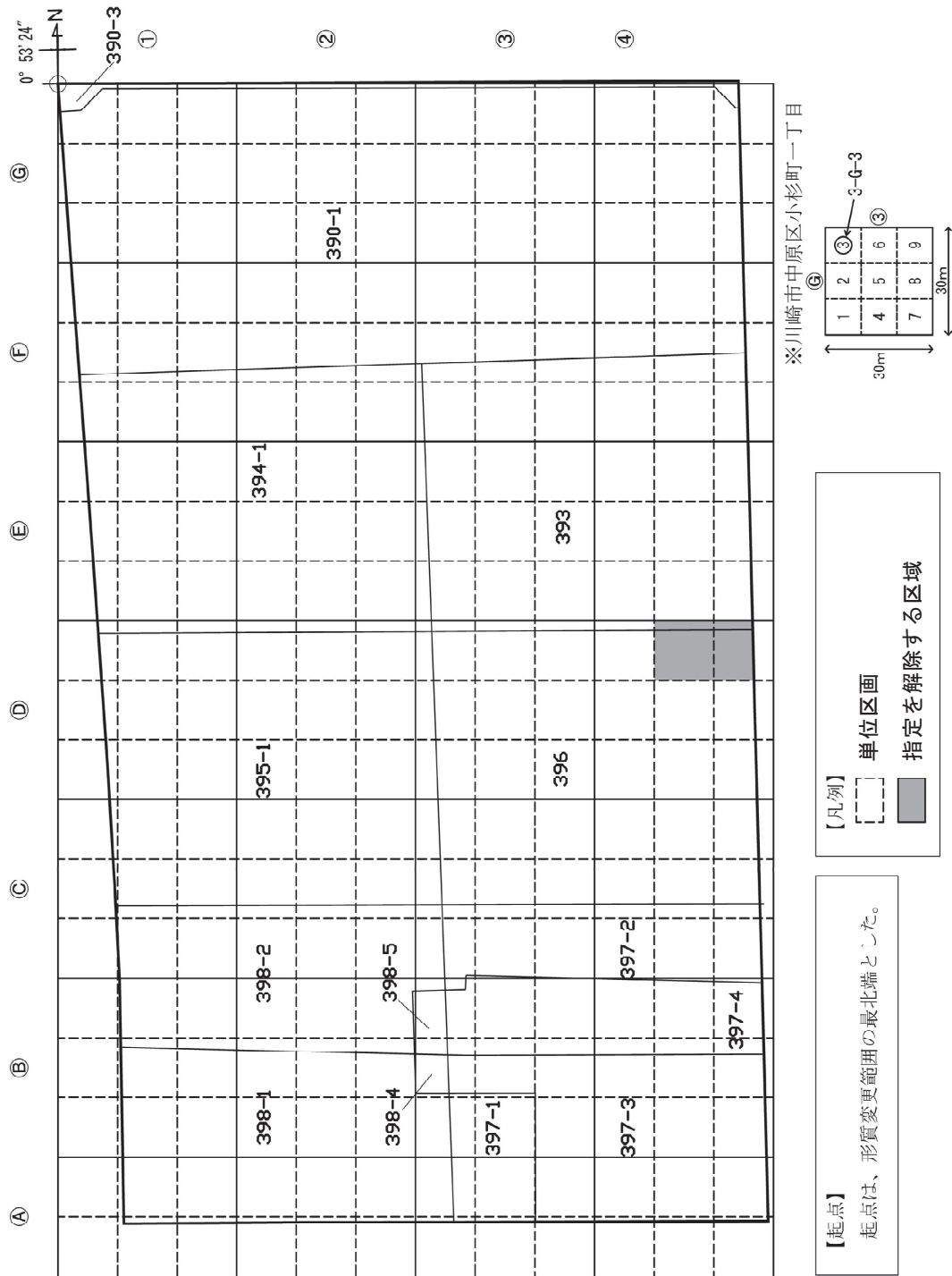
クロロエチレン

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種
類

該当なし

4 講じられた汚染の除去等の措置

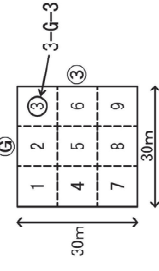
原位置での浄化による除去



【起点】
 起点は、形質変更範囲の最北端とした。

【凡例】

- 単位区画
- 指定を解除する区域



別 図

川崎市告示第23号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年1月13日から令和5年1月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	久末第128号線	川崎市高津区久末628番先	3.70	1.29	
		川崎市高津区久末553番8先			
新	久末第128号線	川崎市高津区久末628番先	4.00	1.29	
		川崎市高津区久末553番7先			
旧	久末第148号線	川崎市高津区久末629番3先	7.00	19.99	
		川崎市高津区久末626番1先			
新	久末第148号線	川崎市高津区久末629番3先	8.84	19.99	
		川崎市高津区久末629番11先	10.50		

川崎市告示第24号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年1月13日から令和5年1月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年1月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長沢第2号線	川崎市多摩区長沢1丁目3022番先	1.82	2.14	
		川崎市多摩区長沢1丁目3022番先			
新	長沢第2号線	川崎市多摩区長沢1丁目3022番先	2.91	2.14	

川崎市多摩区
長沢1丁目
3022番先

公 告

川崎市公告第1327号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和4年12月28日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

堤根余熱利用市民施設整備事業に関する民間事業者募集選定アドバイザー業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地ほか

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 募集手続き

詳細は公募実施要領によります。

2 参加資格

次の条件(1)から(4)をすべて満たした者とします。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5年2月2日までに、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。

(4) 過去10年間に於いて、PFI等、民間活用に関する建設コンサルタント業務の受注実績を有すること。

3 公募実施要領、参加意向申出書（様式1）、仕様書の公表

公募実施要領、参加意向申出書、仕様書については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000146523.html>

（公表期間：令和4年12月28日(水)から令和5年1月13日(金)正午まで）

4 参加意向申出書の提出等

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書及び類似業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。提出方法は、持参とします。

(1) 参加意向申出書

ア 受付期間

令和 5 年 1 月 13 日(金)正午まで
 イ 提出場所
 川崎市環境局施設部施設建設課
 (川崎市川崎区東田町 5 - 4 川崎市役所第 3 庁舎 16 階)

(2) 提案資格確認結果通知書の交付
 参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書等を川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

ア 交付日
 令和 5 年 1 月 16 日(月)

イ 交付方法
 川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

5 質問の受付及び回答
 実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の期限まで受け付けます。質問書(様式 2)により、川崎市環境局施設部施設建設課まで電子メールで送付してください。(電話、FAX による質問には回答しません。)

(1) 受付期間
 令和 5 年 1 月 16 日(月)から令和 5 年 1 月 18 日(水)正午まで

(2) 回答日
 令和 5 年 1 月 23 日(月)

(3) 回答方法
 川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

6 企画提案書類の提出
 企画提案書類を次のとおり受け付けます。提出方法は持参とします。

(1) 受付期間
 令和 5 年 1 月 30 日(月)正午まで

(2) 提出場所
 川崎市環境局施設部施設建設課
 (川崎市川崎区東田町 5 - 4 川崎市役所第 3 庁舎 16 階)

7 提案書提出辞退書(様式 5)の受付
 提案書提出を辞退する場合は、提案書提出辞退書を次のとおり受け付けます。提出方法は持参とします。

(1) 受付期間
 令和 5 年 1 月 30 日(月)正午まで

(2) 提出場所
 川崎市環境局施設部施設建設課
 (川崎市川崎区東田町 5 - 4 川崎市役所第 3 庁舎 16 階)

8 提案内容のヒアリング
 提案内容のヒアリングを次のとおり実施します。

(1) 開催日
 令和 5 年 2 月 2 日(水)【予定】

(2) 開催場所
 川崎市川崎区東田町 5 - 4
 川崎市役所第 3 庁舎 16 階会議室【予定】

(3) 内容
 企画提案書等について、持ち時間 25 分でプレゼンテーションを実施し、その後、評価委員会委員により 10 分間の質疑応答を実施いたします。

9 各種書類提出先・問い合わせ先
 担当：川崎市環境局施設部施設建設課 松本、長澤
 住所：〒210-0005 川崎市川崎区東田町 5 - 4
 (川崎市役所第 3 庁舎 16 階)
 電話：044-200-2554
 F A X：044-200-3923
 メール：30siseke@city.kawasaki.jp

川崎市公告第 1328 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 12 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市多摩区長沢四丁目 7815 番 2
 ほか 4 筆の一部
 1,235 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 川崎市麻生区東百合丘四丁目 8 番 5 号
 株式会社 緑野丘企画 代表取締役 片山 ひろみ
- 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅
 計画戸数：7 戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 令和 4 年 3 月 29 日
 川崎市指令 ま宅審(イ)第 114 号
 令和 4 年 4 月 15 日
 川崎市指令ま宅審(イ)第 5 号(変更)

川崎市公告第 1 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	千代ヶ丘小学校直結給水化工事
	履行場所	川崎市麻生区千代ヶ丘 8 丁目 9 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和 5 年 2 月 1 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事請負契約については、工期を変更（令和 6 年 1 月 31 日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	井田中学校直結給水化工事
	履行場所	川崎市中原区井田杉山町 11 番 1 号
	履行期間	契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	(5) 令和 3・4 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 5 年 2 月 1 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事請負契約については、工期を変更（令和 5 年 8 月 31 日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第 2 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 5～8 年度川崎市立御幸小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立御幸小学校

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 9 年 3 月 24 日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和 5・6 年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。（令和 4 年 10 月 7 日までに、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加

資格審査申請を行っていること）

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が 1,000 万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和 4 年 12 月 1 日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和 2、令和 3 年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和 4 年度の受託実績が 3 校以上あつて令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成 29 年 4 月 1 日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂

運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、桧垣、千葉担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年1月4日(水)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和5年1月13日(金)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和5年1月18日(水)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、桧垣、千葉担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年1月18日(水) 午前8時30分～令和5年1

月24日(火) 午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和5年1月27日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月6日(月) 午前9時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結し

なかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第3号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月4日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5～8年度川崎市立新作小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立新作小学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委

託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で記載されていること。(令和 4 年 10 月 7 日までに、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が 1,000 万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和 4 年 12 月 1 日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和 2、令和 3 年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和 4 年度の受託実績が 3 校以上あつて令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成 29 年 4 月 1 日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成 29 年 4 月 1 日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
明治安田生命川崎ビル 10 階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和 5 年 1 月 4 日(水)から令和 5 年 1 月 13 日(金)までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和 5 年 1 月 13 日(金)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記 3 により、競争参加申込書を提出した者には、令和 5 年 1 月 18 日(水)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
明治安田生命川崎ビル 10 階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、桧垣、千葉担当
電話：044-200-3299・3894 (直通)
F A X：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和 5 年 1 月 18 日(水) 午前 8 時 30 分～令和 5 年 1 月 24 日(火) 午後 5 時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 27 日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てに F A X 又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月6日(月) 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 4 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 5～8 年度川崎市立百合丘小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立百合丘小学校

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 9 年 3 月 24 日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和 5・6 年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。(令和 4 年 10 月 7 日までに、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が 1,000 万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和 4 年 12 月 1 日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和 2、令和 3 年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、

義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和 4 年度の受託実績が 3 校以上あつて令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成 29 年 4 月 1 日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成 29 年 4 月 1 日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
明治安田生命川崎ビル 10 階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、桧垣、千葉担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
F A X：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和 5 年 1 月 4 日(水)から令和 5 年 1 月 13 日(金)までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和 5 年 1 月 13 日(金)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記 3 により、競争参加申込書を提出した者には、令和 5 年 1 月 18 日(水)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書

等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 西村、桧垣、千葉担当
 電 話：044-200-3299・3894 (直通)
 F A X：044-200-1810
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和 5 年 1 月 18 日(水) 午前 8 時 30 分～令和 5 年 1 月 24 日(火) 午後 5 時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 27 日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てに F A X 又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者

心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午前 10 時 30 分
 イ 場所 川崎市川崎区富士見 2-1-3
 川崎市教育文化会館 3 階 第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」

において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は 3(1)と同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 5 号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 件名

地域相談支援センター運營業務委託

2 業務概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項に規定する障害者相談支援事業を実施する地域相談支援センター運營業務を実施す

る。

3 募集する地域相談支援センターの担当区、箇所数及び担当エリア

区	箇所数	担当エリア
幸区	1 か所	幸区（ただし、区内で担当地区を設定。）

4 委託内容

地域相談支援センターは、障害者ケアマネジメントを含むソーシャルワーク等の技法を活用して、障害者等の地域における基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活の支援を行うため、次の各号に掲げる事業を実施するものとします。

- (1) 障害種別及び年齢等を問わない総合相談
- (2) 支援に繋がっていない障害者等への支援
- (3) 福祉サービスの利用支援
- (4) 社会資源を活用するための支援
- (5) 社会生活力を高めるための支援
- (6) 地域の関係者・関係機関等とのネットワークづくり
- (7) 障害者支援施設及び精神科病院等からの地域移行及び地域定着のための支援
- (8) 権利擁護のために必要な支援
- (9) 災害時における障害者の避難等に関する支援
- (10) 専門機関の紹介
- (11) 地域自立支援協議会への参画
- (12) 区サービス調整会議及び区相談支援調整会議への参加
- (13) その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関する業務

5 委託契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

令和 6 年度以降は、原則として年度ごとに市と受託法人との間で委託契約を取り交わすこととします。

6 委託料概算額

23,700,000円以下（消費税及び地方消費税非課税事業）

7 応募資格

社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認めた法人（営利法人を除く）であって、中立・公正な運営を行うことができ、かつ、次の要件を満たす法人とします。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日時点において、指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行う者であること。（応募時点では予定を含む。）
- (2) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 法人又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

8 参加意向申出書

- (1) 提出場所
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
電話：044-200-3945 FAX：044-200-3926
電子メール：40keasui@city.kawasaki.jp
- (2) 提出期間
令和 5 年 1 月 4 日(水)から令和 5 年 1 月 18 日(水)
午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで(土、日、休日を除く)
- (3) 提出書類
ア 参加意向申出書(様式 1)
イ 応募資格を有していることについての申立書(様式 2)
ウ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式 3)
エ 誓約書(様式 4)
- (4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)
※郵送の場合は提出期間内必着
※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。
- (5) 参加資格確認審査
参加資格の審査結果は令和 5 年 1 月 20 日(金)に電子メールで「提案資格確認結果通知書」を送付します。

9 質問の受付・回答

- (1) 照会窓口
8(1)と同じ
- (2) 質問受付期間
令和 5 年 1 月 4 日(水)から令和 5 年 1 月 18 日(水)まで
- (3) 質問受付方法
質問は電子メールにて提出(メール本文又は Word、Excel又は PDF 形式)
質問受付メールアドレス：
40keasui@city.kawasaki.jp
メール件名：【質問】地域相談支援センター設置・運営法人募集に関する質問
- (4) 回答方法
令和 5 年 1 月 20 日(金)に参加意向申出書を提出した全法人に対して電子メールで送付します。

10 応募書類等の提出

- (1) 提出場所
8(1)と同じ

(2) 提出期間

令和 5 年 1 月 20 日(金)から令和 5 年 1 月 27 日(金)まで
午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで(土、日、休日を除く)

(3) 提出書類

- ア 全ての法人が提出
 - (ア) 障害福祉サービス等の実施状況(様式 5)
 - (イ) 企画提案書(様式 6)
 - (ウ) 見積書(様式 7)
 - (エ) 法人の理念や事業内容等がわかる資料(パンフレット等)
- イ 令和 5 年 1 月 1 日時点において川崎市から基幹相談支援センター又は地域相談支援センターの業務委託を受けていない法人のみ提出
 - (ア) 定款又は寄付行為
 - (イ) 履歴事項全部証明書(申請時から 3 か月以内に発行されたものの原本)
 - (ウ) 印鑑証明書(原本)
 - (エ) 役員名簿(任意様式、応募時点のもの)
 - (オ) 決算書(財務諸表)(直近 3 か年分)
 - (カ) 指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことがわかる書類の写し(令和 5 年 1 月 1 日時点で有効なもの。令和 5 年 4 月 1 日までに指定見込みの場合は、指定を受けた時点で提出すること。)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)
※郵送の場合は提出期間内必着
※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

11 プレゼンテーションの実施

- 企画提案法人には、次のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。
- (1) 開催日時及び開催場所
令和 5 年 2 月 3 日(金) 午後
※プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、企画提案法人に別途通知します。なお、プレゼンテーションの出席者は最大 3 名までとします。
- (2) プレゼンテーション内容等
事前に提出した企画提案書(様式 6)に基づき、説明をしていただきます(10分)。
その後、質疑応答を行います(10分)。
※パソコン、マイク・プロジェクター等は使用できません。

12 選定方法

- (1) 審査及び決定

委託法人の選定は、川崎市障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会の審査を経て選定します。

(2) 選定基準

企画提案の評価は、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最も高い得点を得た法人を本委託業務の選定法人とします。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和 5 年 2 月 10 日(金) (予定) に全ての応募法人あて郵便にて文書で通知するとともに、川崎市ホームページで公表します。

13 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロード(「プロポーザル実施要項」及び「仕様書」、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」も同様にダウンロード可能)して作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類の作成及び提出に要する費用負担

応募者の負担とします。

(3) 契約書作成の要否

要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

(5) 本委託契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) 選定の効果

本契約の効果発生には、令和 5 年川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

川崎市公告第 6 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 5 ～ 9 年度川崎市立柿生小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立柿生小学校

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 10 年 3 月 24 日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和 5 ・ 6 年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。(令和 4 年 10 月 7 日までに、令和 5 ・ 6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が 1,000 万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和 4 年 12 月 1 日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和 2、令和 3 年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和 4 年度の受託実績が 3 校以上あつて令和 4 年 12 月 1 日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成 29 年 4 月 1 日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成 29 年 4 月 1 日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教

育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>) において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 西村、桧垣、千葉担当
 電 話：044-200-3299・3894（直通）
 F A X：044-200-1810
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和 5 年 1 月 4 日(水)から令和 5 年 1 月 13 日(金)までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和 5 年 1 月 13 日(金)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記 3 により、競争参加申込書を提出した者には、令和 5 年 1 月 18 日(水)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 西村、桧垣、千葉担当
 電 話：044-200-3299・3894（直通）
 F A X：044-200-1810
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和 5 年 1 月 18 日(水) 午前 8 時 30 分～令和 5 年 1 月 24 日(火) 午後 5 時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 27 日(金)までに、競争入札参加資格が

あると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てに F A X 又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午前 11 時 00 分

イ 場所 川崎市川崎区富士見 2-1-3

川崎市教育文化会館 3 階 第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手

引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第7号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月4日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5～8年度川崎市立はるひ野小中学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立はるひ野小中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所が

あること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 新(しん)担当
 電話：044-200-2538(直通)
 F A X：044-200-1810
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年1月4日(水)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日

等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和5年1月13日(金)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和5年1月18日(水)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 新(しん)担当
 電話：044-200-2538(直通)
 F A X：044-200-1810
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年1月18日(水) 午前8時30分～令和5年1月24日(火) 午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和5年1月27日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に

立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午前 11 時 30 分

イ 場所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階 第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこ

ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は 3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 8 号

川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業)ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和5年1月4日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業)
- イ 川崎都市計画用途地域の変更(京急川崎駅西口地区)
- ウ 川崎都市計画地区計画の決定(京急川崎駅西口地区地区計画)
- エ 川崎都市計画高度利用地区の変更(京急川崎駅西口地区)
- オ 川崎都市計画道路の変更(3・2・2号駅前本町線の廃止)

(2) 都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業)
 - (ア) 追加する部分
川崎市 川崎区 駅前本町地内
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
なし
- イ 川崎都市計画用途地域の変更(京急川崎駅西口地区)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 川崎区 駅前本町 及び 幸区 堀川町地内
- ウ 川崎都市計画地区計画の決定(京急川崎駅西口地区地区計画)
 - (ア) 追加する部分
川崎市 川崎区 駅前本町及び砂子1丁目地内
 - (イ) 削除する部分
なし

- (ウ) 変更する部分
なし

エ 川崎都市計画高度利用地区の変更(京急川崎駅西口地区)

- (ア) 追加する部分
なし

- (イ) 削除する部分
なし

- (ウ) 変更する部分
川崎市 川崎区 駅前本町地内

オ 川崎都市計画道路の変更(3・2・2号駅前本町線の廃止)

- (ア) 追加する部分
なし

- (イ) 削除する部分
川崎市 川崎区 駅前本町及び砂子1丁目地内

- (ウ) 変更する部分
なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年2月18日(土) 午前10時から
- (2) 場 所 川崎市役所第4庁舎4階
第4・5会議室
(川崎市川崎区宮本町3-3)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和5年1月18日(水)から2月1日(水)まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

- ア 日 時 令和5年1月17日(火)
午後7時から午後8時30分まで
- イ 場 所 川崎市役所第4庁舎 2階ホール
(川崎市川崎区宮本町3-3)

(2) 縦 覧

- ア 日 時 令和5年1月18日(水)から2月1日(水)まで
- イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

川崎区役所 3 階市政資料コーナー (川崎区東田町 8)

川崎区役所大師支所 (川崎区東門前 2-1-1)

川崎区役所田島支所 (川崎区鋼管通 2-3-7)

幸区役所 1 階情報コーナー (幸区戸手本町 1-11-1)

幸区役所日吉出張所 (幸区南加瀬 1-7-17)

川崎市立川崎図書館 (川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 4 階)

川崎市立川崎図書館大師分館 (川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2 階 プラザ大師)

川崎市立川崎図書館田島分館 (川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4 階 プラザ田島)

川崎市立幸図書館 (幸区戸手本町 1-11-2)

※都市計画課、川崎区役所、大師支所、田島支所、幸区役所及び日吉出張所は、閉庁日(土・日曜日・祝日)を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

※川崎図書館及び幸図書館は、平日の午前 9 時 30 分から午後 7 時まで及び土・日曜日・祝日の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。大師分館、田島分館は、平日の午前 10 時から午後 6 時まで及び土・日曜日・祝日の午前 10 時から午後 5 時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第 9 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和 5～9 年度川崎市立日吉中学校ほか 7 校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立日吉中学校、平間中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、今井中学校、中原中学校、

野川中学校

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和 5・6 年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で掲載されていること。(令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近 3 か年度(令和 2～4 年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約 2,000 万円以上の年度間を通じた契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1 年分が 2,000 万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
明治安田生命川崎ビル 10 階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
[中学校給食] 今井・新 担当

電 話：044-200-2538・0359(直通)

F A X：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和5年2月2日(木)午後5時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に

立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年2月6日(月) 午後2時10分
イ 場 所 川崎区富士見2-1-3
川崎市教育文化会館 3階
第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、免除

します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	日吉中学校	11学級	11学級	11学級	12学級	12学級
2	平間中学校	13学級	14学級	15学級	13学級	14学級
3	玉川中学校	13学級	13学級	12学級	12学級	12学級
4	住吉中学校	12学級	12学級	12学級	12学級	13学級
5	井田中学校	14学級	16学級	17学級	18学級	18学級
6	今井中学校	12学級	12学級	11学級	11学級	12学級
7	中原中学校	13学級	13学級	13学級	13学級	15学級
8	野川中学校	19学級	19学級	19学級	18学級	18学級

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 10 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和 5 ～ 9 年度川崎市立富士見中学校ほか 6 校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立富士見中学校、川崎中学校、川崎高等学校附属中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、南加瀬中学校

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和 5 ・ 6 年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で掲載されていること。(令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5 ・ 6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近 3 か年度(令和 2 ～ 4 年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約 2,000 万円以上の年度間を通した契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1 年分が 2,000 万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
[中学校給食] 今井・新 担当
電 話：044-200-2538・0359 (直通)
F A X：044-200-1810
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 5 日(木)から令和 5 年 1 月 13 日(金)まで
の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後
5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日
等の本市閉庁日を除きます。
- 4 資料の縦覧
3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書等の交付
3により競争参加申込書を提出した者に、令和 5 年
1 月 23 日(月)午後 5 時までに競争参加資格確認通知書を
交付します。
また、競争参加資格があると認められた者には、入札説
明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法につい
ては、令和 5・6 年度「業務委託有資格業者名簿」に
電子メールアドレスを登録している電子メールに送信
します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
(1) 問い合わせ先
問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必
要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛
送信してください。また、メール後必ず担当者あて
電話連絡をしてください。
- (2) 受付期間
令和 5 年 1 月 24 日(火)～令和 5 年 1 月 26 日(木)
(毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時か
ら午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等
の本市閉庁日を除きます。)
- (3) 回答予定日
令和 5 年 2 月 2 日(木)午後 5 時までに電子メールに
て回答します。
- (4) その他
ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには
回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参
加資格を有する全ての者に回答いたします。
- 7 競争入札参加資格の喪失
競争参加資格があると認められた者が次のいずれか
に該当するときは、この入札に参加することができま
せん。
(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと

- き。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
(1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加
資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参する
こと。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。
ウ 所定の入札書により入札してください。なお、
代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の
代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押
印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要で
す。また、入札書には、住所、商号又は名称、代
表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に
使用した印鑑による押印をしてください。入札書
は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送
は認めない。
エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含ま
ない複数年(契約の全期間 5 年間))の金額を
記載すること。
オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 1 時 40 分
イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階
第 6・第 7 会議室
- (3) 入札保証金
川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免
除します。
ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札
等において、落札したにもかかわらず契約を締結し
なかつた者、又は、本市と契約を締結したにもか
かわらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則
第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しない
こととなるおそれがない」と認められません。
上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の
2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければ
なりません。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	富士見中学校	17学級	18学級	18学級	18学級	18学級
2	川崎中学校	10学級	11学級	10学級	11学級	10学級
3	川崎高等学校附属中学校	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
4	南河原中学校	10学級	11学級	12学級	11学級	11学級
5	御幸中学校	23学級	22学級	22学級	21学級	19学級
6	塚越中学校	20学級	20学級	22学級	22学級	23学級
7	南加瀬中学校	17学級	19学級	20学級	20学級	20学級

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 11 号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和 60 年川崎市条例第 1 号)第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 2 項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦

1 種類

川崎都市計画地区計画の変更

2 名称

戸手 4 丁目北地区地区計画

3 位置及び区域

川崎市 幸区 戸手 4 丁目 小向町及び小向地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命川崎ビル 5 階)

幸区役所 1 階情報コーナー

(幸区戸手本町 1-11-1)

幸区役所日吉出張所(幸区南加瀬 1-7-17)

川崎市立幸図書館(幸区戸手本町 1-11-2)

5 縦覧期間

令和 5 年 1 月 6 日(金)から令和 5 年 1 月 19 日(木)まで

6 意見書提出期間

令和 5 年 1 月 6 日(金)から令和 5 年 1 月 26 日(木)まで

川崎市公告第 12 号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 5~9 年度川崎市立金程中学校ほか 5 校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立金程中学校、長沢中学校、麻生中学校、柿生中学校、王禅寺中央中学校、白鳥中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和10年3月31日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内に本社があること。
- (5) 直近3か年度(令和2～4年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約2,000万円以上の年度間を通した契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1年分が2,000万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
[中学校給食] 今井・新 担当
電話：044-200-2538・0359(直通)
FAX：044-200-1810
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和5年2月2日(木)午後5時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する

委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5 年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 4 時 10 分

イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階
第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	金程中学校	11学級	12学級	11学級	11学級	11学級
2	長沢中学校	16学級	15学級	15学級	15学級	15学級
3	麻生中学校	11学級	12学級	12学級	12学級	12学級
4	柿生中学校	13学級	14学級	13学級	13学級	12学級
5	王禅寺中央中学校	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
6	白鳥中学校	18学級	18学級	17学級	18学級	17学級

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第 13 号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5～9年度川崎市立橋中学校ほか6校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立橋中学校、東高津中学校、宮崎中学校、有馬中学校、宮前平中学校、向丘中学校、菅生中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和10年3月31日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で掲載されていること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近3か年度(令和2～4年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約2,000万円以上の年度間を通した契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1年分が2,000万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[中学校給食] 今井・新 担当

電話：044-200-2538・0359(直通)

FAX：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和5年2月2日(木)午後5時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5 年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 3 時 10 分
イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階
第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資

格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	橋中学校	25学級	24学級	23学級	23学級	24学級
2	東高津中学校	15学級	15学級	15学級	15学級	15学級
3	宮崎中学校	28学級	27学級	28学級	28学級	29学級
4	有馬中学校	22学級	23学級	25学級	25学級	25学級
5	宮前平中学校	33学級	33学級	33学級	33学級	34学級
6	向丘中学校	18学級	18学級	18学級	18学級	17学級
7	菅生中学校	16学級	15学級	15学級	15学級	15学級

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

(6) 令和 4 年 11 月時点で、校舎増築の計画がある学校

は「宮前平中学校」です。配膳室の移動や配膳ルート変更の可能性があります。

川崎市公告第14号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月5日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5～9年度川崎市立柘形中学校ほか5校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立柘形中学校、南菅中学校、菅中学校、生田中学校、南生田中学校、西生田中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和10年3月31日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近3か年度(令和2～4年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約2,000万円以上の年度間を通した契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1年分が2,000万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校

給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[中学校給食] 今井・新 担当

電話：044-200-2538・0359(直通)

FAX：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和5年2月2日(木)午後5時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参

加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 3 時 40 分
- イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階
第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	桁形中学校	11学級	11学級	11学級	12学級	12学級
2	南菅中学校	9学級	9学級	9学級	9学級	10学級
3	菅中学校	10学級	9学級	10学級	10学級	11学級
4	生田中学校	17学級	17学級	16学級	15学級	15学級
5	南生田中学校	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級
6	西生田中学校	15学級	15学級	16学級	17学級	17学級

- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第15号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月5日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5～9年度川崎市立大師中学校ほか7校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和10年3月31日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で掲載されていること。（令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っていること）

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近3か年度（令和2～4年度）のいずれかの年度において、給食配膳業務（給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む）又は建物清掃について、一契約2,000万円以上の年度間を通した契約実績が

あること。契約実績が複数年度契約の場合は、1年分が2,000万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設＞学校給食＞川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」（<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 [中学校給食] 今井・新 担当
 電話：044-200-2538・0359（直通）
 F A X：044-200-1810
 E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必要事項を記載の上、3の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)
 （毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 回答予定日

令和 5 年 2 月 2 日(木)午後 5 時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5 年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 1 時 10 分

イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3

川崎市教育文化会館 3 階

第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免

除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 令和 4 年 11 月現在の学級数(普通級)の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

	中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1	大師中学校	18学級	18学級	17学級	16学級	14学級
2	南大師中学校	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
3	川中島中学校	17学級	17学級	18学級	19学級	19学級
4	桜本中学校	6学級	5学級	5学級	4学級	5学級
5	臨港中学校	15学級	15学級	15学級	15学級	14学級
6	田島中学校	9学級	9学級	9学級	10学級	10学級
7	京町中学校	7学級	8学級	9学級	9学級	9学級
8	渡田中学校	9学級	9学級	9学級	9学級	10学級

- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第16号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月5日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5～9年度川崎市立宮内中学校ほか5校配膳業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮内中学校、西中原中学校、高津中学校、西高津中学校、平中学校、稲田中学校

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和10年3月31日まで

(4) 概要

配膳室等を常に衛生的に管理し、川崎市学校給食センターと連携しながら、各学校に配送される給食関連物資を生徒等に迅速かつ確実に受け渡すことを補助するため、必要な人員を配置し、安心・安全な給食の提供ができるよう支援することを目的とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で掲載されていること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査

申請を行っていること)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内に本社があること。

(5) 直近3か年度(令和2～4年度)のいずれかの年度において、給食配膳業務(給食調理等業務の一部としての配膳業務を含む)又は建物清掃について、一契約2,000万円以上の年度間を通した契約実績があること。契約実績が複数年度契約の場合は、1年分が2,000万円以上あること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校教育・学校施設>学校給食>川崎市の学校給食」の「川崎市立中学校配膳業務委託受託事業者の募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144766.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命川崎ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 [中学校給食] 今井・新 担当
 電 話：044-200-2538・0359(直通)
 F A X：044-200-1810
 E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月5日(木)から令和5年1月13日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年1月23日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している電子メールに送信します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容は、「質問書」様式を使用し、必

要事項を記載の上、3 の(1)にあるメールアドレス宛送信してください。また、メール後必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和 5 年 1 月 24 日(火)～令和 5 年 1 月 26 日(木)

(毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和 5 年 2 月 2 日(木)午後 5 時までに電子メールにて回答します。

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。入札書は入札件名が記載された封筒に入れること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間 5 年間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札

に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 2 月 6 日(月) 午後 2 時 40 分

イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3

川崎市教育文化会館 3 階

第 6・第 7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公表に定めるもののほか、入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3 の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 令和 4 年11月現在の学級数（普通級）の推計値は、以下のとおりです。今後の人口流動によっては、変動する可能性があります。

中学校名	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
1 宮内中学校	18学級	18学級	17学級	18学級	18学級
2 西中原中学校	35学級	34学級	33学級	33学級	32学級
3 高津中学校	15学級	14学級	14学級	15学級	15学級
4 西高津中学校	24学級	24学級	24学級	24学級	24学級
5 平中学校	10学級	10学級	9学級	8学級	8学級
6 稲田中学校	25学級	25学級	24学級	23学級	23学級

- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 6 条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第17号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。
令和 5 年 1 月 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
武蔵中原ショッピングセンター
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 2 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表取締役 根本 英紀
東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
（変更前）代表取締役 出口 秀巳
（変更後）代表取締役 根本 英紀
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社日本一	代表取締役 染谷 幸雄	千葉県野田市目吹 1965番地
②	山和食品株式会社	代表取締役 中嶋 正巳	埼玉県川口市元郷 三丁目 9 番地 4 号
③	株式会社銀座コー ジーコーナー	代表取締役 山内 訓央	東京都中央区銀座 一丁目 8 番 1 号

他計21者

（変更後）

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社ゼントク コーポレーション	代表取締役 伊藤 隆	東京都大田区東海 三丁目 6 番 3 号 サンエバラ 5 階
②	株式会社九十パー カリーシャルン	代表取締役 松尾 英樹	東京都港区港南二 丁目18番 1 号
③	株式会社ハマケイ	代表取締役 田中 章夫	神奈川県横浜市金 沢区福浦一丁目 2 番地 4

他計17者

- 4 変更の年月日
 - (1) 令和 4 年 6 月 24 日
 - (2) 令和 4 年 6 月 9 日 他
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和 4 年 12 月 27 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当
（川崎フロンティアビル10階）
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和 5 年 1 月 5 日から令和 5 年 4 月 5 日の午前 8 時
30分から午後 5 時まで。
ただし、土曜日及び日曜日、休日を除く。
- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和 5 年 4 月 5 日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当

川崎市公告第18号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公

告します。
令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福田 紀彦

公募する事項	件名	令和 5 年度外国語指導助手 (A L T) 派遣業務委託 (中学校・高等学校等)
	所管課 (問合せ先)	教育委員会 総合教育センター 総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3 電話 044-844-3600 FAX 044-844-3604 E-mail : 88csomu@city.kawasaki.jp
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者の行う業務内容 (1) 業務履行場所における学習指導要領及び英語教授法に基づいた外国語 (英語) 科、外国語活動、国際理解教育における英語指導 (2) 児童・生徒との特別活動及び課外活動等における交流、英語指導 (3) 児童・生徒への個別英語指導 (4) 教員とのティームティーチング実施と指導内容や方法の打合せ (5) 教材・資料・指導案等の作成 (6) 英語教育に関する研究会や研修会等の会合への参加と英語指導 (7) 教員の英語力向上の支援 (8) 教員に対する英語教授法や指導方法に関する支援 (9) 各種試験における問題作成への支援と評価の補助 (10) 英語弁論大会や学習発表会における審査と英語指導 (11) 学校内外での行事への参加及び運営支援 (12) 学校に関わる文書・行事等における翻訳や通訳の支援 (13) その他、(1)~(12)に付随または関連する事業で教育委員会が必要性を認め、発注者と受注者が合意し、別途書面で定めた業務 ・労働者派遣事業者の行う業務 (1) 派遣法により、義務付けられている諸手続きを誠実に行うこと (2) 労働関係法上のすべての責任を果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行うこと (3) 業務履行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること (4) 発注者が業務の履行に問題があると判断した場合、受注者は速やかに改善を図るものとする。 (5) 業務履行月の翌月に速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。内容は講師ごとの業務履行場所、日時、担当教諭の検収印を含むものとする。 (6) 業務の履行に関する一切の費用は、受注者の負担とする。
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと (3) 令和 5 年 1 月 16 日(月)までに、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加有資格者 (委託：業種「その他業務」、種目「その他」) として登録されている者。 地域要件は無とします。 (4) 直近 3 年間において、自治体・民間への A L T 業務委託・A L T 派遣業務委託の契約実績 (中学校・高等学校) があること 	
参加申込方法	<p>所管課において配付している参加意向申出書及び上記参加資格(4)の要件を満たすことを証明する書類 (契約書の写し等、実績がわかるようにしてください。) を持参又は郵送してください。参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135950.html</p>	

参加意向申出書提出期間	令和 5 年 1 月 6 日(金)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで 受付時間は、上記期間内の午前 9 時から正午まで及び、午後 1 時から午後 5 時までと します(ただし、閉庁日は除きます)。
-------------	---

川崎市公告第 19 号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公
告します。

令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

公募する事項	件名	令和 5 年度外国語指導助手 (A L T) 派遣業務委託 (小学校等)
	所管課 (問合せ先)	教育委員会 総合教育センター 総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3 電話 044-844-3600 FAX 044-844-3604 E-mail : 88csomu@city.kawasaki.jp
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者の行う業務内容 (1) 業務履行場所における学習指導要領及び英語教授法に基づいた外国語(英語)科、 外国語活動、国際理解教育における英語指導 (2) 児童・生徒との特別活動及び課外活動等における交流、英語指導 (3) 児童・生徒への個別英語指導 (4) 教員とのチームティーチング実施と指導内容や方法の打合せ (5) 教材・資料・指導案等の作成 (6) 英語教育に関する研究会や研修会等の会合への参加と英語指導 (7) 教員の英語力向上の支援 (8) 教員に対する英語教授法や指導方法に関する支援 (9) 各種試験における問題作成への支援と評価の補助 (10) 英語弁論大会や学習発表会における審査と英語指導 (11) 学校内外での行事への参加及び運営支援 (12) 学校に関わる文書・行事等における翻訳や通訳の支援 (13) その他、(1)~(12)に付随または関連する事業で教育委員会が必要性を認め、発注者と 受注者が合意し、別途書面で定めた業務 ・労働者派遣事業者の行う業務 (1) 派遣法により、義務付けられている諸手続きを誠実にを行うこと (2) 労働関係法上のすべての責任を果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行う こと (3) 業務履行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること (4) 発注者が業務の履行に問題があると判断した場合、受注者は速やかに改善を図るも のとする。 (5) 業務履行月の翌月に速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。内容は講師 ごとの業務履行場所、日時、担当教諭の検収印を含むものとする。 (6) 業務の履行に関する一切の費用は、受注者の負担とする。
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと (3) 令和 5 年 1 月 16 日(月)までに、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加有資格者 (委託：業種「その他業務」、種目「その他」)として登録されている者。 地域要件は無とします。 (4) 直近 3 年間において、自治体・民間への A L T 業務委託・A L T 派遣業務委託の契 約実績(小学校)があること 	

参加申込方法	所管課において配付している参加意向申出書及び上記参加資格(4)の要件を満たすことを証明する書類(契約書の写し等、実績がわかるようにしてください。)を持参又は郵送してください。参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000123294.html
参加意向申出書提出期間	令和 5 年 1 月 6 日(金)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで 受付時間は、上記期間内の午前 9 時から正午まで及び、午後 1 時から午後 5 時までとします(ただし、閉庁日は除きます)。

川崎市公告第20号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 委託事業名

教育委員会広報誌作成等業務委託

2 委託内容

教育だよりかわさきの編集及びレイアウトに関する業務、カット及び写真に関する業務、印刷及び PDF ファイル作成業務、梱包業務、配送業務等

3 委託期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 企画提案書提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「99その他業務 09印刷物のデザイン」に登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 社会更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がされていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がないこと
- (5) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等ではない又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと

5 担当部署

教育委員会事務局教育政策室

6 参加意向申出書の提出及び問合せ先

- (1) 配布期間

令和 5 年 1 月 6 日(金)から 1 月 13 日(金)まで

- (2) 参加意向申出書提出期限

令和 5 年 1 月 18 日(水)午後 5 時(必着)

- (3) 配布時間及び参加意向申出書受付時間

平日の午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 5 時まで

- (4) 配布、提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町 6 番

明治安田生命川崎ビル 3 階

教育委員会事務局教育政策室 長谷山・佐藤担当

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

※市ホームページからもダウンロード可

- (5) 提出方法

持参又は郵送による。

- (6) 提出書類

参加意向申出書(様式 1)

7 企画提案書等

- (1) 提出期限

令和 5 年 2 月 1 日(水) 午後 5 時(必着)

- (2) 受付時間

平日の午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 5 時まで

- (3) 提出場所

上記 6(4)に同じ

- (4) 提出方法

持参又は郵送

- (5) 提出書類

ア 企画提案書 10部(A 4判縦横どちらでも可、書式自由。片面 5 枚以内。社名は無記入。補足資料として代表作品を 10部(カラーコピー可)提出すること)

イ 提案紙面 10部

A 3判、両面中折、2 枚以内(表紙・裏表紙 1 枚、特集 1 枚)

ウ 見積書 1 部(総額及び作成作業内訳を記載すること)

エ 会社概要(パンフレット等) 10部

8 企画提案会

- (1) 日時
令和 5 年 2 月 9 日(木) 午後
※詳細時間は、提案者数に応じ別途指定する。
- (2) 場所
明治安田生命川崎ビル 4 階 教育委員会室
- (3) 時間
各社 30 分以内 (質疑応答 10 分を含む)
- (4) 提案方法
ア 提案方法は企画提案書及び提案紙面にに基づき行う。
イ 出席者は 3 名以内とする。
- (5) 評価項目
次の項目に基づき選考する。
ア 企画提案書
 (ア) 組織体制
 (イ) 実績
 (ウ) 作業スケジュールおよび作業分担
 (エ) 独自提案
イ 提案紙面
 (ア) 紙面構成案
 (イ) デザイン
 (ウ) 表現・アイデア

9 関連情報を入手するための照会窓口

教育委員会事務局教育政策室 (住所は上記 6(4)と同じ)

電話番号 044-200-3268

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額
5,115,000円(税抜)以下
- (5) 提出された応募書類等は返却しない。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

川崎市公告第 21 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 6 日

川崎市長 福田 紀彦

(案件 1)

競争入札に付する事項	件 名	令和 4 年度 大師橋駅前交通広場詳細修正設計委託
	履行場所	川崎市川崎区大師河原 2 丁目 3 番地先
	履行期間	令和 5 年 3 月 31 日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者は、技術士(建設部門:道路)又は R C C M (道路)部門のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和 5 年 2 月 7 日 14 時 30 分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 2)

競争入札に付する事項	件 名	土淵保育園解体撤去家屋事後調査委託
	履行場所	川崎市多摩区生田 2 丁目 14 番 5 号
	履行期間	令和 5 年 3 月 31 日限り

参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。 (5) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和 5 年 2 月 7 日 14 時 30 分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 3)

競争入札に付する事項	件名	中央支援学校高等部分教室校舎増築地質調査業務委託
	履行場所	川崎市中原区上小田中 3 丁目 10 番 5 号
	履行期間	令和 5 年 3 月 31 日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、「準市内」で登録されている者。 (4) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 主任技術者は、地質調査技士の資格を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和 5 年 2 月 7 日 14 時 30 分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第 22 号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 視覚障害者用システムパーソナルコンピュータ及び周辺機器の賃貸借並びに保守契約
- (2) 履行場所 川崎市事業所内
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-8577 川崎市川崎区東田町 5-4
(川崎市役所第 3 庁舎10階)
総務企画局人事部人事課 担当 清水
電 話 044-200-3993
F A X 044-200-3753
E-mail 17zinzi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)までとします。
- (土・日及び休日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)
- (3) 提出方法
- 郵送又は持参 (いずれの場合も、令和 5 年 1 月 16 日(月)午後 5 時までに川崎市総務企画局人事部人事課に到着する必要があります。)
- (4) 提出書類
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 本市又は他官公庁において類似の契約実績を証する書類 (コピー可)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 18 日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。
- (1) 交付日
- 令和 5 年 1 月 18 日(水)
- (2) 場所 3(1)に同じ
- 5 仕様に関する質問について
- (1) 問い合わせ先
- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 令和 5 年 1 月 18 日(水)から 1 月 20 日(金)午後 5 時までとします。
- (午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)
- (3) 質問方法
- 一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問

- 書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。(来庁にて提出も可)
- (4) 質問に対する回答
- 令和 5 年 1 月 24 日(火)までに、全社に電子メールにて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 税抜きで総額で行います。月額賃借料(税抜きで 1 円未満の端数を切り捨てた額)を 60 ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 10 階
総務企画局人事部人事課会議室
- (3) 入札保証金
- 免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
- 入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金
- 免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
- 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
- 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

川崎市公告第 23 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市川崎区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒200-0834 川崎市川崎区大島 1 丁目 25 番 10 号
川崎市川崎区役所道路公園センター

電 話 : 044-244-3206

F A X : 044-246-4909

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市川崎区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたは F A X によります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札書の記載における注意事項
入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

- (2) 入札方法

持参による入札

- (3) 入札の日時・場所

- ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 9 時 20 分
- イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター会議室

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

- (2) 契約保証金

契約金額の 10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第 8 条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金

無

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

- (6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 詳細は、入札説明書によります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 24 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市川崎区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所

〒200-0834 川崎市川崎区大島 1 丁目 25 番 10 号
川崎市川崎区役所道路公園センター
電 話：044-244-3206
F A X：044-246-4909

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市川崎区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAX で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044 - 246 - 4909

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次

のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時 40 分

イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の 10% とします。ただし、川崎市金銭会計規則第 8 条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ

る、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第25号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市こくほの健診受診券等作成及び封入封緘業務委託
- (2) 履行期間
委託契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所
履行場所は、原則として川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当とします。
その他、必要に応じ別途協議して定めます。
- (4) 事業内容
川崎市国民健康保険加入者に対して実施する川崎市こくほの健診(特定健康診査及び 35～39 歳健康診査)受診券、特定保健指導利用券、各種お知らせチラシ及び実施機関名簿を作成し、窓あき封筒に封入封緘を行います。
※詳細は「業務委託仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5 年度・令和 6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5 年度・令和 6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (3) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期

間中でないこと

- (4) 過去 5 年間で、本市又は同規模程度の公官庁において、類似の業務に関する契約実績(処理件数 20 万件以上)があり、問題なく履行したこと
 - (5) 本市国保ハイアアップシステム(NEC 製「COKAS-X」)を使用)で取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること
 - ア 川崎市明朝(川崎市独自フォント)
 - イ 川崎市明朝用外字フォント(川崎市独自フォント)
 - ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)
 - エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)
- ※ 上記(ア)から(エ)のフォントを表示するソフトウェアとして「Font Avenue 外字コントロール 2000」(NEC 製)がある。
- ※ 上記(ア)から(エ)のフォントファイル(拡張子: .TTF/.TTE)について、配布する。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒212-0013
川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエア西館 12 階
川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
電 話 044-200-3730(直通)
- (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
時間: 9 時から 17 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出方法
持参とします。
- (4) 提出書類
次の書類を各 1 部作成し提出してください。
ア 一般競争入札参加申込書
イ 実績調書
川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所の上記(2)の期間に配布します。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」

の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、下記のリンクからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120872.html>

5 競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和 5 年 1 月 18 日(水)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和 5 年 2 月 3 日(金)10 時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町 580 番地

ソリッドスクエア西館 12 階 12D 会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 入札書の記載金額

ア 入札書の金額は、業務委託仕様書別紙「特定健康診査受診券 委託予定件数」に記載の委託内容(1)～(6)、「特定保健指導利用券 委託予定件数」に記載の委託内容 1～7、「35～39 歳健康診査受診券 委託予定件数」に記載の委託内容(1)～(6)までの単価の合計額とします。プログラム代等必要な経費は全て委託内容の業務の単価に含めて単価

設定してください。内訳については、別途調整させていただきます場合がございます。あらかじめご了承ください。

イ 入札に際しては、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日川崎市規則第 28 号）第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

9 契約手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の 10% とします。ただし、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書の作成の要否

要

※ 契約は単価契約となります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

10 その他

(1) 各手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第 26 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 二ヶ領用水（宿河原線）樹木伐採委

<p>託</p> <p>(2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内</p> <p>(3) 履行期限 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>(4) 業務概要 本委託は、二ヶ領用水宿河原線における、樹木診断結果等において不健全や倒木の恐れのある樹木の伐採及び剪定を行うものです。</p>	<p>(4) 提出方法 持参</p> <p>4 競争入札参加資格確認通知書の交付</p> <p>(1) 交付場所 入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 18 日(水)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。</p>
<p>2 競争入札参加資格</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。</p> <p>(4) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草, せんてい等樹木管理」で登録されている者。</p> <p>(5) 「1 級造園施工管理技士または 2 級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の資格を有する者が、本委託に 1 名以上携わること。</p>	<p>5 仕様に関する問合せ</p> <p>(1) 質問受付方法 電子メールまたは FAX によります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)</p> <p>E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp F A X : 044-946-0105</p> <p>(2) 質問受付期間 令和 5 年 1 月 18 日(水)午前 9 時から令和 5 年 1 月 23 日(月)午後 5 時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)</p> <p>(3) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。</p>
<p>3 入札参加申込書の配付及び提出</p> <p>一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。</p> <p>(1) 配付・提出場所 〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号 川崎市多摩区役所道路公園センター 電 話 : 044-946-0044 F A X : 044-946-0105 E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp ※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。</p> <p>(2) 配付・提出期間 令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く)</p> <p>(3) 提出書類 ア 入札参加申込書 イ 上記 2(5)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料</p>	<p>(4) 回答方法 令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。 なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。</p> <p>6 入札参加資格の喪失 入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。</p> <p>(1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。 (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。</p> <p>7 入札手続等</p> <p>(1) 入札方法 持参による入札</p> <p>(2) 入札の日時・場所 ア 日時 令和 5 年 2 月 1 日(水) 午前 10 時 00 分 イ 場所 川崎市多摩区役所道路公園センター 会議室 (川崎市多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号)</p> <p>(3) 入札保証金</p>

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第27号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 多摩区内道路側溝等汚泥処分業務委託

(2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。

(5) 処分受入先が多摩区役所道路公園センターから運搬距離で35キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008

川崎市多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号

多摩区役所道路公園センター管理課

電 話 : 044-946-0044

F A X : 044-946-0105

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から多摩区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時 10 分

イ 場所 中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号

中原区役所道路公園センター 2 階会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 28 号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 委託事業名

令和 5 年度小地域における生活支援体制等整備事業業務委託

2 委託内容

小地域における生活支援体制等整備に取り組むため、介護事業所に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題解決にむけた支援を行う。等

3 履行期限

契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日

4 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第

- 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市から介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 19 項に規定される小規模多機能型居宅介護、同条第 23 項に規定される複合型サービスの事業所指定を受けていること。
- (4) 本年度 4 月 1 日から起算して過去 2 年の間に、川崎市から法第 78 条の 9 第 1 項に定める勧告、同条第 3 項に定める命令を受けていないこと。
- (5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- 5 担当部署
健康福祉局地域包括ケア推進室
- 6 参加意向申出書
- (1) 配布期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から 1 月 16 日(月)まで
土日祝日を除く 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00
- (2) 配布場所
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当
所在地：川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエア西館 10 階
- (3) 提出書類
- ① 参加意向申出書（様式 1）
- ② 事業者概要書（様式 2）
- ③ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式 3）
- ④ 誓約書（様式 4）
- (4) 提出期限

- 令和 5 年 1 月 16 日(月)
9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00
- (5) 提出場所
上記(2)と同じ
- (6) 提出方法
郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効
郵送の場合、簡易書留にて送付すること。
- 7 企画提案書等
- (1) 提出期限
令和 5 年 2 月 7 日(火) 17:00
- (2) 提出場所
6(2)と同じ。
- (3) 提出方法
郵送又は持参 * 郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効
- (4) 提出書類
- ① 表紙（様式 7） 1 部
- ② 提案書（様式 8 ⑤-2 を含む） 1 部
- ③ 要件確認書（様式 9） 1 部
- ④ 見積書（様式 10） 1 部
- ⑤ 添付書類 1 部
- 8 選定審査委員会
- (1) 日時
令和 5 年 2 月 14 日(火)
(時間及び開催場所は後日連絡。)
- (2) 時間
各社プレゼンテーション 15 分、質疑 10 分とする。
- (3) 評価項目
次項参照

各項目と配点比率

項目	配点
活動実績	30点
①利用者の自宅や地域での暮らしを支えるために、事業所による直接的な支援以外に、どのような工夫を行っているか。	10点
②利用者へのケアを通じて、近隣住民や地域の関係者との関係づくりが行われているか。	5点
③地域との積極的な関係づくりや、地域課題の解決に向けた取組、介護保険サービスを利用していない地域住民からの相談・支援等に取り組んでいるか。	5点
④活動にあたっては、事業所が直接支援をするだけでなく、地域との協働体制が築けているか。	5点
対象エリアの状況把握	
⑤地域での取組にあたって、対象エリアの状況を収集できているか。また、地域関係者と共有しているか。	5点
活動計画	55点
人員体制	
⑥事業所のスタッフが増える等、事業所全体として円滑な業務実施が可能となる提案になっているか。	10点
⑦対象エリアの状況を把握している等、円滑な事業実施が可能な人材を配置する提案となっているか。又は、地域での活動について実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。	10点

活動計画	
・取組を効果的に進めるために、地域の生活支援ニーズをどのように把握するか。	10点
・取組を効果的に進めるために、どのような地域の資源を把握するか。	5点
⑧ 事業所の資源を活用した支援だけでなく、地域の様々な資源（人・活動・場所 等）を活用・連携する視点が盛り込まれているか。	10点
・地域交流スペース等の事業所の持つ資源を積極的に活用する計画になっているか。	10点
その他の取組	10点
事業所のネットワークづくり等の取組	
⑨事業所間の顔の見える関係づくり、複数事業所による勉強会の開催など、地域の介護サービス事業所のネットワークづくりの取組実績があるか。	5点
行政との連携・制度の理解	
⑩過去1年間に、次の項目に該当した取組の実績があるか。（法人としての取組を評価） ●介護保険制度に関する、国・県・市等の行政機関による検討会への参画、研修企画等への協力実績がある ●かわさきいきいき長寿プランの推進に資する取組がある ●区役所と連携して実施した取組がある	5点
その他評価	5点
⑪積極的な提案が行われているか。	5点
合計	100点

9 関連情報を入手するための照会窓口
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
(ソリッドスクエア西館10階)
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当
永井・川崎
電話 044 (200) 3718
メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額（上限）
1事業所あたり合計3,500,000円（非課税）
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。
- (7) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

川崎市公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 幸区内道路側溝等汚泥処分業務委託

- (2) 履行場所 幸区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市幸区役所道路公園センターから運搬距離で30キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所
〒200-0053 川崎市幸区下平間357番地3
川崎市幸区役所道路公園センター
電 話：044-544-5500
F A X：044-556-1650

E-Mail : 63doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市幸区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAX で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 63doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044 - 556 - 1650

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次

のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 9 時 30 分

イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 - 9 - 1

中原区役所道路公園センター会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第30号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 幸区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 幸区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市幸区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所
〒200-0053 川崎市幸区下平間357番地 3
川崎市幸区役所道路公園センター
電 話：044-544-5500
F A X：044-556-1650
E-Mail：63doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき

ます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 処分受入先から川崎市幸区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたは FAX によります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：63doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽

の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札書の記載における注意事項
入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。
- (2) 入札方法
持参による入札
- (3) 入札の日時・場所
ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時 50 分
イ 場所 川崎市中原区下小田中 2-9-1
中原区役所道路公園センター会議室
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 開札の日時・場所
7(3)と同じ
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約金額
契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。
- (2) 契約保証金
免除とします。
- (3) 前払金
無
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 議決の要否
当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。
- (6) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入力するための照会窓口は 3(1)と同じ。

川崎市公告第 31 号

入 札 公 告

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市こころの健康に関する意識調査業務委託
- (2) 履行場所
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 他
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日
- (4) 業務概要
市民の精神保健や自殺対策に対する意識を明らかにすることを目的としたアンケート調査及びその集計を委託するもの。

調査の実施にあたっては、調査様式一式の作成を行い、対象者に郵送すること。また、対象者から郵送及びインターネットにて、回答を得た上で、回答の結果を集計し、報告書にまとめること。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他調査測定」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 令和 2 年 4 月 1 日以降に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、3(3)に示す書類を3(2)に示す期間内に提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5番地1

川崎市複合福祉センター2階

健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
企画・連携推進課 担当 橋本

電話番号 044-200-3197

F A X 044-200-3974

E-mail 40rikikak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月20日(金)までとします。

なお、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分までとします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)を証明する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年1月24日(火)午前9時から午後5時までとします。なお、正午から午後1時の間は除きます。

5 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年1月24日(火)から令和5年1月30日(月)までとします。

なお、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールに限ります。

E-mail 40rikikak@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和5年2月1日(水)までに、電子メールにて、一般競争入札参加者全員に送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、代表者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。入札前に、委任状を提出してください。委任状の提出に不備があると、入札に参加できない場合があります。

代理人が参加する場合は委任状の他、入札書の代表者名の押印とともに代理人氏名の記入及び押印も必要となります。なお、代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年2月13日(月) 午後2時00分

イ 入札場所

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター会議室

川崎市川崎区日進町5番地1

川崎市複合福祉センター2階

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は除きます。

10 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
契約金額の 10% とします。
ただし、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (4) 議決の要否
当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

11 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)のとおりです。

川崎市公告第 32 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
後期高齢者健康診査受診券等作成及び封入封緘業務委託
- (2) 履行期間
委託契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所
履行場所は、原則として健康福祉局保健医療政策部健康増進担当(以下「健康増進担当」という。)とします。
その他、必要に応じ別途協議して定めます。
- (4) 事業内容
後期高齢者医療制度加入者に対して実施する健康診査の受診券、お知らせチラシ及び実施機関名簿を作成し、窓あき封筒に封入封緘を行います。
※詳細は「業務委託仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定のあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (3) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (4) 過去 5 年間で、本市又は同規模程度の官公庁において、類似の業務に関する契約実績(処理件数概ね 15 万件以上)があり、問題なく履行したこと

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒212-0013
川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエア西館 12 階
川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
電 話：044-200-3730(直通)
 - (2) 配布・提出期間
令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
時間：9 時から 17 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 提出方法
持参とします。
 - (4) 提出書類
次の書類を各 1 部作成し提出してください。
ア 一般競争入札参加申込書
イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書等の写し)
 - (5) その他
一般競争入札参加申込書等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で

縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の提出期間

令和5年1月19日(木)9時から令和5年1月25日(水)15時まで

イ 質問書の提出方法

電子メールにて送付（送信後には送信した旨を担当課宛に連絡してください。）

送付先：40kenko@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和5年1月30日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年1月18日(水)

7 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和5年2月3日(金) 11時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
12D会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

9(1)アに同じ

(4) 開札の場所

9(1)イに同じ

(5) 入札書の記載金額

ア 入札書の金額は、「業務委託仕様書 別紙 委託予定件数」に記載の委託内容(1)～(6)までの単価の合計額とします。プログラム代等必要な経費は全て委託内容(1)～(6)の業務の単価に含めて単価設定してください。

イ 入札に際しては、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28号）第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

10 契約手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書の作成の要否

要

※契約は単価契約となります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

11 その他

- (1) 各手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 麻生区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 麻生区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市麻生区役所道路公園センターから運搬距離で30キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒215-0026 川崎市麻生区古沢120番地
川崎市麻生区役所道路公園センター
電話：044-954-0505

F A X : 044-954-6283

E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 処分受入先から川崎市麻生区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年1月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-954-6283

(2) 質問受付期間

令和5年1月19日(木)午前9時から令和5年1月24日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年1月26日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価（税抜）の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額（税抜）を入札書に記載してください。

- (2) 入札方法

持参による入札

- (3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 11 時 40 分
イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

- (2) 契約保証金

免除とします。

- (3) 前払金

無

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

- (6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 34 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 麻生区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 麻生区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市麻生区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所

〒215-0026 川崎市麻生区古沢 120 番地

川崎市麻生区役所道路公園センター

電 話：044-954-0505

F A X：044-954-6283

E-Mail：73doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市麻生区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAX で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-954-6283

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時 20 分

イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)と同じ。

川崎市公告第35号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名
就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所
ア 本市との申請書等の書式の調整等に係る業務
川崎市川崎区宮本町 6 明治安田生命ビル 3 階
教育委員会事務局総務部学事課
イ 就学援助費申請書(以下「申請書」という。)及び同封する書類、封筒等の作成並びに封入封緘に係る業務
受託者の事業所等
- (4) 委託業務の概要
「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

- 本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。
- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に該当しないこと。
 - (2) 令和 3・4 年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「その他」に登録されていること。
 - (3) 令和 3・4 年度川崎市(業務委託)有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 2 条第 1 項による中小企業者であること。
 - (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指

名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式 1)」を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6
明治安田生命ビル 3 階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
担当：下里、奥村
電話 044-200-3736(直通)
電子メール：88gakuzi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 17 日(火)まで
休庁日を除く毎日 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参とします。

(5) 仕様書等の縦覧

本件入札に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布
令和 5 年 1 月 18 日(水)
- イ 仕様等に関する質問の提出期限
令和 5 年 1 月 25 日(水)
- ウ 仕様等に関する質問への回答
令和 5 年 1 月 30 日(月)
- エ 入札及び開札
令和 4 年 2 月 3 日(金)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布
入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式 2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。
- (ア) 入札参加資格確認結果通知書について
 - a 送付日
令和 5 年 1 月 18 日(水)

- b 送付方法
電子メールにより送付します。
- (イ) 仕様書等について
 - a 配布する資料
 - (a) 入札説明書
 - (b) 仕様書
 - b 送付日
令和 5 年 1 月 18 日(水)
 - c 送付方法
電子メールにより送付します。
- イ 仕様等に関する質問
 - (ア) 質問の方法
入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式 3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。
なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。
 - (イ) 質問の受付期間
令和 5 年 1 月 18 日(水)9 時から令和 5 年 1 月 25 日(水)17 時まで(必着)
 - (ウ) 回答
令和 5 年 1 月 30 日(月)17 時までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。
- ウ 入札及び開札
 - (ア) 入札の方法等
 - a 入札は総価で行います。
 - b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
 - c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
 - d 入札書の提出方法は、持参とします。
 - (イ) 入札及び開札の日時等
 - a 日時
令和 5 年 2 月 3 日(金) 10 時
 - b 場所
川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 11 階会議室
 - (ウ) 入札保証金
入札保証金は、免除とします。
 - (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。
また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開

- 札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。
 - (オ) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (カ) 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
 - (キ) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約手続等
- (1) 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 10% とします。ただし、川崎市契約規則 33 号各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - (2) 契約書作成の要否
契約書の作成を要します。
 - (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>) の契約関係規程において閲覧することができます。
- 6 その他
- (1) 言語及び通貨
本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 本入札説明書に定めのない事項
本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第 36 号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中原区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 中原区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月

31日まで

- (4) 業務概要 仕様書による。
- 2 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市中原区役所道路公園センターから運搬距離で30キロメートル以内であること。
- 3 入札参加申込書の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配付・提出場所
〒211-0041
川崎市中原区下小田中2丁目9番1号
川崎市中原区役所道路公園センター
電 話：044-788-2311
F A X：044-788-1106
E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp
※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配付・提出期間
令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)
- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書
イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
ウ 処分受入先から川崎市中原区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料
- (4) 提出方法
持参
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
(1) 交付場所
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務

- 委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年1月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。
- 5 仕様に関する問合せ
(1) 質問受付方法
電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)
E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp
F A X：044-788-1106
- (2) 質問受付期間
令和5年1月19日(木)午前9時から令和5年1月24日(火)午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 回答方法
令和5年1月26日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。
- 6 入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札書の記載における注意事項
入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。
- (2) 入札方法
持参による入札
- (3) 入札の日時・場所
ア 日時 令和5年1月30日(月) 午前9時40分
イ 場所 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号 中原区役所道路公園センター会議室
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 開札の日時・場所
7(3)に同じ
- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調
査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、
入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額
とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を
要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 件名 | 高津区内道路清掃汚泥処分業務委託 |
| (2) 履行場所 | 川崎市高津区役所道路公園センター
管内 |
| (3) 履行期限 | 令和5年4月1日から令和6年3月
31日まで |
| (4) 業務概要 | 仕様書による。 |

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札
参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎
市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」
種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている
者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録され
ていることを要します。)

(4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。

(5) 処分受入先が川崎市高津区役所道路公園センター
から運搬距離で30キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号

川崎市高津区役所道路公園センター

電話：044-833-1221

FAX：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホーム
ページ「入札情報かわさき」において、本件
の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

(2) 配付・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)(た
だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午
後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市高津区役所道路公園セン
ターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があ
ると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務
委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレス
に、確認通知書を令和5年1月19日(木)までに送付し
ます。なお、当該電子メールアドレスを登録してい

ない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 67doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 11 時 10 分
イ 場所 川崎市中原区下小田中 2-9-1
中原区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 38 号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 高津区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」

種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市高津区役所道路公園センターから運搬距離で30キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号
川崎市高津区役所道路公園センター

電 話：044-833-1221

F A X：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市高津区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年1月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和5年1月19日(木)午前9時から令和5年1月24日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年1月26日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年1月30日(月) 午前9時50分

イ 場所 川崎市中原区下小田中2-9-1

中原区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)と同じ。

川崎市公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中原区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 中原区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市中原区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒211-0041

川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号

川崎市中原区役所道路公園センター

電 話：044-788-2311

F A X：044-788-1106

E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市中原区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたは FAX によります。（ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。）

E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-788-1106

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者か

らの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価(税抜)の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額(税抜)を入札書に記載してください。

- (2) 入札方法

持参による入札

- (3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 11 時 0 分
イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター会議室

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

- (2) 契約保証金

免除とします。

- (3) 前払金

無

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 5 年 3 月頃)を要します。

- (6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

- 9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 詳細は、入札説明書によります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 40 号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 中央支援学校ほか 3 校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

- (2) 履行場所 川崎市高津区久本 3-7-1 ほか 3 校(詳細は別紙のとおり)

- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。

- (4) 過去 2 年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物(金属くず等)の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

- (5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。

- (6) 自社もしくは、上記(3)に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第 3 庁舎17階) 大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

〔入札情報かわさき〕の〔入札情報〕の委託の欄の〔入札公表〕の中にあります。〔入札情報かわさき〕
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和 5 年 1 月10日(火)から令和 5 年 1 月16日(月)まで
 午前 9 時～午後 5 時 (ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後 1 時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに 3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記 2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記 2(5)の許可証の写し

エ 上記 2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月19日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で令和 5 年 1 月19日(木)午後 5 時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で令和 5 年 1 月19日(木)午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

仕様書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月19日(木)から令和 5 年 1 月23日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月26日(木)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月30日(月)
 午前 9 時30分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎15階
 第 3 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報
かわさき」([https://www.city.kawasaki.jp/233300/
index.html](https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	中央支援学校	川崎市高津区 久本3-7-1
2	戸手小学校	川崎市幸区 戸手本町1-165
3	金程小学校	川崎市麻生区 金程2-10-1
4	麻生小学校	川崎市麻生区 上麻生3-24-1

川崎市公告第41号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 旭町こども文化センターほか11施設
電灯設備調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区旭町2-1-5ほか11
施設(詳細は別紙のとおり)
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「設備設計」種目「電気設備設計」、地域区分「市
内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す
る法律第2条第1項各号による中小企業者であるこ
と。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等
の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札
関係書類は、インターネットからもダウンロードす
ることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄
の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)まで
午前9時~午後5時(ただし、正午~午後1時を
除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場
合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してくだ
さい。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度
川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールア
ドレスに令和5年1月20日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない
者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和5年1月20
日(金)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で提出日から令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月 20 日(金)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 26 日(木)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失し

ます。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 31 日(火)
午後 4 時 30 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎
11 階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

別紙

履行場所 (調査対象施設)

番号	施設名	住所
1	旭町子ども文化センター	川崎市川崎区 旭町 2-1-5

2	宮前小学校わくわくプラザ	川崎市川崎区 宮前町 8-13
3	東小田小学校わくわくプラザ	川崎市川崎区 小田 5-11-20
4	古市場小学校わくわくプラザ	川崎市幸区 古市場 1-1
5	中原小学校わくわくプラザ	川崎市中原区 小杉御殿町 1-950
6	下作延小学校わくわくプラザ	川崎市高津区 下作延 5-19-1
7	高津小学校わくわくプラザ	川崎市高津区 溝口 4-19-1
8	坂戸小学校わくわくプラザ	川崎市高津区 坂戸 1-18-1
9	東高津小学校わくわくプラザ	川崎市高津区 北見方 2-5-1
10	宮前平小学校わくわくプラザ	川崎市宮前区 宮前平 3-14-1
11	西菅小学校わくわくプラザ	川崎市多摩区 菅北浦 4-2-1
12	西生田小学校わくわくプラザ	川崎市麻生区 細山 2-2-1

川崎市公告第42号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 業務名

王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託

2 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

王禅寺四ツ田緑地

(川崎市麻生区王禅寺字四ツ田1028-2)

中原区、多摩区における保全緑地 各1か所

橘特別緑地保全地区(川崎市高津区北野川6)

菅生緑地(川崎市宮前区水沢1丁目3)

川崎区、幸区における公園等 各1か所

4 業務概要

(1) 業務目的

保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組のモデル地区となっている王禅寺四ツ田緑地において、王禅寺四ツ田緑地保全活用方針に基づき、良好な自然環境の中で、子どもたちがのびのびと自然にふれあい、成長できる自然体験学習の機会を創出するとともに、利活用をきっかけとした参加者から新たな担い手の発掘・育成を行う。

また、中原区・多摩区の2か所の保全緑地において緑地利活用イベントを開催するとともに、菅生緑地・橘特別緑地保全地区において保全活動団体等が

実施するイベントの支援を実施する。さらに、川崎区・幸区の公園等においては自然体験学習プログラムを提供することで、保全緑地における利活用と保全の好循環へとつなげていくため、本業務を実施する。

(2) 業務内容

ア 王禅寺四ツ田緑地

(ア) 緑地の利活用運営

(イ) 緑地の管理

(ウ) 運営結果の報告

イ 中原区・多摩区における保全緑地

(ア) 緑地の利活用企画立案

(イ) 緑地の利活用運営

(ウ) 結果の検証

ウ 川崎区、幸区における公園等

(ア) 自然体験学習プログラム提供

(イ) 結果の検証

エ 菅生緑地・橘特別緑地保全地区

緑地利活用イベント運営支援

(3) 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

20,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
鶴見、飯田

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号

川崎駅前タワーリパーク17階

電話 044-200-2365(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」に掲載する。なお、プロポーザル参加意向申出書(様式1)及び質問書(様式2)の様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和5年1月10日(火)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により各1部を提出

(1) 提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)午後5時まで

ただし閉庁日(土曜日、日曜日及び休日)を除く。

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書(様式1)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付する。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和5年1月27日(金)に、原則として電子メールにより送付する。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式2)に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和5年1月27日(金)から令和5年2月3日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年2月10日(金)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

参加資格を有する場合には、令和5年1月27日(金)に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付する。次の期日までに、必要書類を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により提出

(1) 提出期限

令和5年2月22日(水)午後5時まで
(郵送の場合は令和5年2月22日(水)までに必着)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 会社(団体)概要書
- ウ 業務計画書
- エ 見積書
- オ 法人の定款、役員名簿(任意帳票)

(4) 留意点

- ア 提出書類は、正本1部と副本9部をそれぞれ製本し、提出
- イ 要旨はA4判横書きとし、左上1か所できとすること。ページ番号を記載の上、片面印刷で提出すること。
- ウ 提出された提案書類は返却しない。
- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託プロポーザル評価選考委員会(以下、「評価選考委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時(予定)

令和5年3月1日(水)
※時間は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所(予定)

川崎市役所第3庁舎 15階第1会議室

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

- ア 事業目的の理解度
- イ 事業執行体制の整備
- (ア) 業務内容

- (イ) 人的配置・サポート体制
- (ウ) 安全確保に対する責任・配慮
- (エ) スケジュール管理能力・実現可能性
- ウ 事業の運営力
 - 広報・コーディネート能力
- エ 同種・類似業務の実績
- オ 業務に対する費用の妥当性
- (4) 受託候補者の特定
 - 評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。
- (5) 受託候補者選定結果通知(予定)
 - 令和5年3月中旬
- 12 プロポーザル参加資格の喪失
 - 次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。
 - (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
 - (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
 - (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
 - (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- 13 その他留意事項
 - (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
 - (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (3) 契約書作成の要否
 - 市指定の契約書により、必要とする。
 - (4) 契約保証金
 - 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。
 - (5) その他詳細について
 - 詳細については、「王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること
 - (6) 選定の効果
 - 当該選定の効果は、令和5年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要する。

川崎市公告第43号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 下沼部小学校ほか4校電灯設備調査業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市中原区下沼部1955ほか4校(詳細は別紙のとおり)
 - (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格
 - 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備設計」、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧
 - 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所
 - 〒210-8577
 - 川崎市川崎区宮本町1番地
 - 川崎市環境局脱炭素戦略推進室
 - (川崎市役所第3庁舎17階)大和田、中野
 - 電話 044-200-1223
 - FAX 044-200-3921
 - 一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。
 - (「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)
 - (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
 - 令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)まで
 - 午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)
 - (3) 提出方法
 - ア 持参
 - イ 郵送
 - なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
 - 入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度

川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 20 日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で提出日から令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月 20 日(金)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 26 日(木)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を

除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 31 日(火)
午後 3 時 30 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎
11 階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

別紙

履行場所 (調査対象施設)

番号	施設名	住所
1	下沼部小学校	川崎市中原区下沼部 1955
2	今井小学校	川崎市中原区今井西町 3-18
3	大戸小学校	川崎市中原区下小田中 1-4-1
4	新城小学校	川崎市中原区下新城 1-15-1
5	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平 3-14-1

川崎市公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則 (昭和 39 年川崎市規則第 28 号) 第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者 (ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 処分受入先が川崎市宮前区役所道路公園センターから運搬距離で 30 キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所
〒216-0003 川崎市宮前区有馬 2 丁目 6 番 4 号
川崎市宮前区役所道路公園センター
電 話 : 044-877-1661

F A X : 044-877-9429

E-Mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 処分受入先から川崎市宮前区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和 5 年 1 月 19 日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X で送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたは FAX によります。(ただし、送信した際はその旨を 3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和 5 年 1 月 19 日(木)午前 9 時から令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 5 時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 26 日(木)午後 5 時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又は F A X にて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価（税抜）の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額（税抜）を入札書に記載してください。

- (2) 入札方法

持参による入札

- (3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 30 日(月) 午前 10 時 00 分
イ 場所 川崎市中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号
中原区役所道路公園センター会議室

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

- (2) 契約保証金

免除とします。

- (3) 前払金

無

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

- (6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 詳細は、入札説明書によります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第 45 号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 はるひ野小学校ほか 3 校電灯設備調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区はるひ野 4 - 8 - 1 ほか 3 校（詳細は別紙のとおり）
- (3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備設計」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第 3 庁舎 17 階）大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

〔「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。〕

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに 3(1)の所管課に必ず電話してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 20 日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で提出日から令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月 20 日(金)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、

速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 26 日(木)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 31 日(火)
午後 4 時 00 分

入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎
11 階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

別紙

履行場所（調査対象施設）

番号	施設名	住所
1	はるひ野小学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1
2	はるひ野中学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1
3	田島支援学校桜校	川崎市川崎区池上新町1-1-3
4	王禅寺中央小学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-1

川崎市公告第46号

入 札 公 告

「本庁舎機械警備業務委託」に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
本庁舎機械警備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎
- (3) 履行期間
令和5年7月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務概要
本庁舎機械警備業務委託仕様書による。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種16「警備」・種目01「機械警備」について掲載されていること。

(4) 本庁舎機械警備業務委託仕様書の内容を遵守し、確実に業務を実施することができるとともに、この機械警備に関する専門的知識を有していること。

(5) 過去5年以内において、本市又は他官公庁における機械警備業務の12か月以上の業務完了実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。なお、提出方法は持参又は郵送とします。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局総務部庁舎管理課 担当 森田・季村

電話 044-200-2081

F A X 044-200-3749

(2) 配布・提出期間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月18日(水)までの開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

- ・一般競争入札資格確認申込書(入札参加申込書)
- ・上記2(5)の完了実績を確認出来る資料(契約書の写し等)

4 入札説明書及び業務委託仕様書について

(1) 入札説明書の閲覧

この入札に関する入札説明書(業務委託仕様書を含む。)は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ「総務企画局総務部庁舎管理課」(<https://www.city.kawasaki.jp/170/soshiki/45-4-3-0-0.html>)で閲覧することができるほか、同ホームページからダウンロードすることができます。

業務委託仕様書のうち、別紙「警備対象範囲・警備機器設置場所図面」については公開していません。入札参加資格があると認められた者にのみ、一般競争入札参加資格確認通知書と共に提供します。

(2) 入札説明書の配布

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、入札説明書の印刷物の配布を希望する者には、上記3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。

5 確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加資格があ

ると認められた者には、次の日時までに令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和 5 年 1 月 23 日(月) 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 場所

上記 3(1)と同じ

6 質問等の受付

- (1) 質問等に関しては、令和 5 年 1 月 27 日(金)までに、F A X、電子メール又は持参により受け付けます。
- (2) F A X 又は電子メールにて質問等を送る場合は、電話により併せて御連絡ください。
- (3) 回答は令和 5 年 2 月 2 日(木)までに電子メールにて送信します。ただし、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A X にて送付します。
- (4) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問等に関しては回答しません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法
持参とします(持参以外は無効とします)。

イ 入札書の提出日時
令和 5 年 2 月 8 日(水) 午前 11 時 00 分

ウ 入札書の提出場所
川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎 15 階第 1 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

ア 入札は総価で行います。
イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(4) 開札の日時

8(1)イと同じ

(5) 開札の場所

8(1)ウと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

イ 9(1)ア以外の場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3(1)と同じ

川崎市公告第 47 号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎能楽堂ほか 8 施設電灯設備調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区日進町 1-37 ほか 8 施設(詳細は別紙のとおり)

(3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備設計」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第 3 庁舎17階) 大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月)まで
午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに 3(1)の所管課に必ず電話してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和 5 年 1 月 20 日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には 3(1)の場所で提出日から令和 5 年 1 月 20 日(金)午後 5 時まで配布します。

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所及び(2)の提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和 5 年 1 月 20 日(金)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X 又はメールにより提出した場合は、速やかに 3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和 5 年 1 月 26 日(木)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 3・4 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には F A X で送付又は 3(1)の場所で配布します。(午前 9 時～午後 5 時 (ただし、正午～午後 1 時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等
 入札書の提出日時 令和 5 年 1 月 31 日(火)
 午後 3 時 00 分
 入札書の提出場所 川崎市役所第 3 庁舎
 11 階会議室
- (2) 入札保証金
 免除とします。
- (3) 開札の日時・場所
 8(1)に同じ
- (4) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格
 をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格
 をもって入札を行った者を落札者とします。
- (5) 入札の無効
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
 これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
 (2) 前払金 無
 (3) 契約書作成の要否 要
 (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
 は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報
 かわさき」([http://www.city.kawasaki.jp/233300/
 index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契約関係規定」で閲覧することが
 できます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、
 日本語及び日本国通貨に限ります。
 (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

- ります。
 (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
 市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
 るところによります。
 (4) 関連情報を入手するための照会窓口
 3(1)に同じ

別紙

履行場所（調査対象施設）

番号	施設名	住所
1	川崎能楽堂	川崎市川崎区日進町 1-37
2	アートガーデンかわさき	川崎市川崎区駅前本 町12-1
3	公益財団法人かわさき市民活 動センター	川崎市中原区新丸子 東3-1100-12
4	多摩川緑地パークボール場	川崎市高津区宇奈根・ 久地
5	南部都市基盤整備事務所	川崎市中原区下小田 中2-9-1
6	中原市民館	川崎市中原区新丸子 東3-1100-12
7	高津道路公園センター	川崎市高津区溝口5 -15-7
8	上河原堰堤事務所	川崎市多摩区菅稲田 堤3-21-1
9	麻生市民館・図書館	川崎市麻生区万福寺 1-5-2

川崎市公告第48号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公
 告します。

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀彦

公募する事項	件名	令和 5 年度川崎市学習状況調査業務委託
	所管課 (問合せ先)	教育委員会 総合教育センター 総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3 電話 044-844-3600 FAX 044-844-3604 E-mail : 88csomu@city.kawasaki.jp
	業務内容	(1) 小学校第 4～第 6 学年用の国語・算数の問題提供と意識調査及び中学校全学年用の 国語・社会・数学・理科・英語の問題提供と意識調査 (2) 本市調査に向けた実施要項等の作成及び印刷・製本 (3) 問題用紙、解答用紙、意識調査等の作成及び印刷・製本 (4) ルビ入り問題用紙、出題のねらい、正答用紙の作成・提供 (5) 小学校第 4～第 6 学年及び中学校全学年用の国語聞き取りテストの CD 作成 (6) 中学校全学年用の英語リスニングテストの CD 作成 (7) 実施要項等に基づき、学校への配送と回収作業 (8) 小学校第 4～第 6 学年及び中学校全学年に係る採点及び結果のデータ処理、分析に 係る作業

公募する事項	業務内容	(9) 児童生徒個別の結果票作成と学校配付 (7月上旬) (10) 結果資料作成と学校配付 (Web提供可) (7月上旬) (11) 委託内容に伴う関係者(学校含む)との連絡調整、打ち合わせ及び説明会等の実施 (12) 教育委員会への報告資料作成 (Web提供可) (7月上旬) (13) 調査結果データ(学習履歴)と学習ソフト等の連携、児童生徒一人ひとりの学力及び学習状況に応じた問題の提供
参加資格		(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に(委託:業種「電算関連」、種目「その他電算関連」として登録をしている者。 地域要件は無とします。
参加申込方法		所管課において配付している参加意向申出書を持参または郵送してください。 参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145955.html
参加意向申出書提出期間		令和5年1月11日(水)から令和5年1月18日(水)まで 受付時間は、上記期間内の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします(ただし、閉庁日は除きます)。

川崎市公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造(その4)工事
	履行場所	川崎市麻生区片平2丁目28番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下、「特定JV」という。)でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申出書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p>	

参加資格	<p>ア 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年2月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事請負契約については、工期を変更(令和5年9月29日限り)することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決(令和5年3月頃)を要します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道殿町39号線ほか道路改良(電線共同溝)工事
	履行場所	川崎市川崎区殿町3丁目25番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」または「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年2月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事請負契約については、工期を変更（令和5年9月29日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	東扇島-7.5m岸壁防食改良その1工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年2月16日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事請負契約については、工期を変更（令和6年2月29日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子跨線部）道路築造（電線共同溝その2）工事
	履行場所	川崎市中原区新丸子東3丁目地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年2月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事請負契約については、工期を変更（令和5年9月29日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和5年3月頃）を要します。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	菅馬場公園防災関連施設整備工事
	履行場所	川崎市多摩区菅馬場3丁目11-1
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年1月25日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 6)

競争入札に 付する事項	件 名	ニヶ領本川小泉堰代替ポンプ施設電気設備撤去他工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1998番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年1月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名	幸スポーツセンター天井改修電気設備その他工事
	履行場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
	履行期間	契約の日から令和5年10月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年2月6日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	新作小学校校舎増築電気設備その他工事
	履行場所	川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年2月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	生田住宅新築第1号衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市多摩区生田三丁目1064番1の一部
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	<p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地)</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和 5 年 2 月 17 日 14 時 30 分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市公告第50号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

川崎市立橋高等学校探究学習支援業務委託

(2) 業務内容

対象学年は令和 5 年度 1・2 学年とする

- ・「総合的な探究の学習」のカリキュラム作成への助言
- ・生徒向け講演会の実施
- ・1・2 学年の探究学習への支援
- ・委託事業全体に関する報告書の作成

(3) 履行場所

川崎市立橋高等学校

(4) 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日(月)から令和 6 年 3 月 29 日(金)まで

(5) 募集手続

詳細は参加要領によります。

2 提案資格

(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格名簿に、業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 参加要領、仕様書の配布

参加要領、仕様書については、次のホームページか

らダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146686.html>

※同様のものを川崎市教育委員会事務局教育政策室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

4 参加意向申出書、団体に関する確認書の提出等

(1) 参加意向申出書、団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式 1)、団体に関する確認書(様式 2)を提出してください。

参加意向申出書(様式 1)、団体に関する確認書(様式 2)については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146686.html>

ア 提出期間：令和 5 年 1 月 11 日(水)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで

イ 提出場所：川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話 044-200-3068

ウ 提出方法：持参

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、提案資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

5 提案資格を有した事業者の企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：令和 5 年 1 月 31 日(火)から令和 5 年 2 月 3 日(金)まで

(2) 提出場所：川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話 044-200-3068

(3) 提出方法：持参

6 問い合わせ・連絡先

担当：川崎市教育委員会事務局教育政策室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話：044-200-3068

F A X：044-200-3950

電子メール：88seisaku@city.kawasaki.jp

7 その他

- (1) 提出された書類等は原則返却いたしません。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4) 契約書の作成を要します。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年 3 月頃）を要します。

川崎市公告第51号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 11 日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

川崎市立幸高等学校地域協働学習等支援業務委託

(2) 業務内容

- ・令和 5 年度「幸探究」2 学年「地域探究」の支援
- ・令和 5 年度「幸探究」2 学年「自己探究」の支援
- ・令和 5 年度「幸探究」3 学年「近未来探究」の支援
- ・令和 5 年度「幸探究」に関するアドバイザー・コーディネート業務
- ・教員向け研修
- ・報告書の作成 等

(3) 履行場所

川崎市立幸高等学校

(4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日(金)まで

(5) 募集手続

詳細は参加要領によります。

2 提案資格

- (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに、令和 5・6 年度競争入

札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格名簿に「業種コード：99その他業務」「種目コード：99」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 参加要領、仕様書の配布

参加要領、仕様書については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146630.html>

※同様のものを川崎市教育委員会事務局教育政策室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

4 参加意向申出書、団体に関する確認書の提出等

(1) 参加意向申出書、団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書（様式 1）、団体に関する確認書（様式 2）を提出してください。

参加意向申出書（様式 1）、団体に関する確認書（様式 2）については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146630.html>

ア 提出期間：令和 5 年 1 月 11 日(水)から令和 5 年 1 月 24 日(火)まで

イ 提出場所：川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話 044-200-2607

ウ 提出方法：持参

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、提案資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

5 提案資格を有した事業者の企画提案書等の提出
企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：令和 5 年 1 月 30 日(月)から令和 5 年 2 月 3 日(金)まで

(2) 提出場所：川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話 044-200-2607

(3) 提出方法：持参

6 問い合わせ・連絡先

担当：川崎市教育委員会事務局教育政策室

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

電話：044-200-2607
 F A X：044-200-3950
 電子メール：88seisaku@city.kawasaki.jp

7 その他

- (1) 提出された書類等は原則返却いたしません。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4) 契約書の作成を要します。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第52号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年1月11日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市港北区高田東一丁目17番14号 株式会社ホームセンター 代表取締役 根岸 浩		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅城下21番2先 別図省略		
幅 員	4.51メートル	延 長	6.18メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第213号	指定 年月日		令和5年 1月11日

川崎市公告第53号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和5年度川崎市学校給食用食材衛生検査業務委託
- (2) 履行場所
給食調理施設のある市立小・中・特別支援学校(12校)、定時制高校(4校)、学校給食センター(3施設)、教育委員会事務局健康給食推進室のうち6か所程度

- (3) 履行期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

- (4) 委託概要
学校給食用食材の衛生検査

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」で登録が予定されている者。(ただし落札決定にあたっては、実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 食品衛生法上の登録検査機関であること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページ「令和5年度川崎市学校給食用食材衛生検査業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146037.html>)において、ダウンロードすることができます。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔中学校給食〕：今井担当
電 話：044-200-0359(直通)
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和5年1月12日(木)から令和5年1月20日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

- (3) 提出方法
持参または書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和5年1月19日(木)必着とします。

- (4) 提出するもの
①競争入札参加申込書
②食品衛生法上の登録検査機関であることを証明するものの写し

4 入札説明書等の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者に、令和5年1月27日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札書、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に登録の電子メールアドレスにメールを送信します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問合せ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールで送信し、送信後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和5年1月30日(月)～令和5年2月2日(木)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

(3) 回答予定日

令和5年2月10日(金)までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 競争参加資格確認通知書の交付後にこの公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書及び見積内訳書をもって行い、入札書等は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、各検査等の単価額及び単価額に予

定数量を乗じた推定総金額(税抜き)を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年2月14日(火) 午後2時30分
イ 場 所 川崎区富士見2-1-3
川崎市教育文化会館 3階
第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、各検査等の予定単価額に予定数量を乗じて算出した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。なお、落札者の見積もり内訳書に記載された単価を契約単価とし、実際の各検査等の発注数量にかかわらず、契約単価を用いるものとします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3の(1)と同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第54号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和5年度川崎市学校給食用食材産地判別検査業務委託
- (2) 履行場所
給食調理施設のある市立小・中・特別支援学校(122校)、学校給食センター(3施設)、教育委員会事務局健康給食推進室のうち6か所程度
- (3) 履行期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- (4) 委託概要
学校給食用食材の産地判別検査

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」で登録が予定されている者。(ただし落札決定にあたっては、実際に登録されていることを要します。)

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和2年度以降において、行政機関から産地判別検査業務を受託した実績があつて不履行がないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページ「令和5年度川崎市学校給食用食材産地判別検査業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146040.html>)において、ダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[中学校給食]: 今井担当

電 話: 044-200-0359(直通)

E-mail: 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年1月12日(木)から令和5年1月20日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参または書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和5年1月19日(木)必着とします。

(4) 提出するもの

- ①競争入札参加申込書
- ②2(4)を証明するものの写し

4 入札説明書等の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者に、令和5年1月27日(金)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札書、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に登録の電子メールアドレスにメールを送信します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問合せ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールで送信し、送信後に必ず担

当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和 5 年 1 月 30 日(月)～令和 5 年 2 月 2 日(木)
(毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。)

(3) 回答予定日

令和 5 年 2 月 9 日(木)に電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 提出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 競争参加資格確認通知書の交付後にこの公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の「入札書」及び「見積内訳書」をもって行いますので、必ず両様式を同封してください。入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

エ 入札金額は、「入札書」には各検査等の単価額に予定数量を乗じた推定総金額(税抜き)を、「見積内訳書」にはその内訳(税抜き)を記載すること。「見積内訳書」の記入方法については別紙を確認してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第 7 条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 2 月 14 日(火) 午後 2 時 00 分

イ 場 所 川崎区富士見 2-1-3
川崎市教育文化会館 3 階
第 5 会議室

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況によっては書留郵便による郵送での取り扱いとする場合があります。その場合、入札の参加を認められた者に別途連絡いたします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づき、各検査等の予定単価額に予定数量を乗じて算出した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。なお、落札者の「見積内訳書」に記載された単価を契約単価とし、実際の各検査等の発注数量にかかわらず、契約単価を用いるものとします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、所定の「入札書」及び「見積内訳書」以外で行った入札並びに「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則 33 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第55号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和5年度検便検査業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立学校、教育委員会事務局他
- (3) 履行期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- (4) 概要
検便検査の実施、検査容器・提出用袋・検査説明書等の送付、検査結果成績書の作成等の一連の検便検査業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「医療関連業務」・種目「衛生検査」で登録が予定されている者。(ただし落札決定にあたっては、実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に検査場所があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[小学校給食] 西村担当

[中学校給食] 今井担当

イ 閲覧期間 令和5年1月12日(木)～令和5年1月20日(金)

(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページ「令和5年度検便検査業務委託受託事業者募集について」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145116.html>)

イ 閲覧期間 令和5年1月12日(木)～令和5年1月20日(金)

4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[小学校給食] 西村担当

[中学校給食] 今井担当

電話：044-200-3894・0359(直通)

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書は、上記3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

上記3(1)イに同じ。ただし、書留郵便による場合は、令和5年1月19日(木)まで必着とします。

(3) 提出書類

競争参加申込書

上記 3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記 3(1)イの期間に配布します。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便とします。

(5) その他

- ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記(1)の場所とします。

5 資料の縦覧

3(1)アの場所、3(1)イの期間で縦覧に供します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認通知書等は、競争参加申込書等を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者に、令和 5 年 1 月 27 日(金)までに、令和 5・6 年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録の電子メールアドレスにメールを送付します。

7 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

上記 4(1)まで入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、持参又は電子メールの送信をしてください。電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。電話・FAX による問合せは一切応じません。

なお、質問書は、上記 3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

イ 質問受付期間

令和 5 年 1 月 30 日(月)～令和 5 年 2 月 2 日(木)
(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

(2) 回答

ア 回答予定日 令和 5 年 2 月 10 日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、全ての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルに

し、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メール又は FAX で送付します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格申請について、虚偽の申請をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札、開札の場所及び日時

ア 日時 令和 5 年 2 月 14 日(火) 午後 3 時 00 分

イ 場所 川崎区富士見 2-1-3

川崎市教育文化会館 3 階 第 5 会議室

(2) 入札の方法、金額等

ア 所定の入札見積書及び入札内訳書により入札してください。

代表者以外の方が代理で入札する場合には、委任状の提出、及び入札見積書・入札内訳書に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一もの印鑑)が必要です。また、入札見積書・入札内訳書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。

イ 入札見積書の入札金額は、「赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌血清型 O157 検査」及び「ノロウイルス検査」の単価に、想定件数を乗じた金額を記載してください。なお、計算方法は次のとおりとします。

(「赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌血清型 O157 検査」の見積単価×想定件数) + (「ノロウイルス検査」×想定件数)

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

※想定件数はあくまで想定であり、当該件数を保証するものではありません。

※各検査項目の見積単価には、契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結し

なかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約手続き等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

11 その他

- (1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は4(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

川崎市公告第56号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月13日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度川崎市立学校介助員派遣業務

(2) 履行場所

川崎市立学校

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

ア 本派遣業務は、川崎市立学校の障害のある児童生徒に支援を行うことを目的とする。

イ 詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 過去5年間（平成30年度～令和4年度）のいずれかの年度において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札に関する事務を担当する所属

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課支援教育係 二ノ宮担当

電 話 044-200-3278 (直通)

F A X 044-200-2853

E-Mail 88sien@city.kawasaki.jp

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出期間

令和 5 年 1 月 13 日(金)から令和 5 年 1 月 19 日(木)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記 3 に同じ。

また、川崎市教育委員会のホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146896.html>) からダウンロードすることができます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記 3 に同じ。

(2) 交付日時

令和 5 年 1 月 23 日(月)

令和 5・6 年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合、電子メールで配信します。

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は上記 3 の場所において、令和 5 年 1 月 13 日(金)から令和 5 年 1 月 19 日(木)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。受付時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)縦覧に供します。

また、川崎市教育委員会のホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146896.html>) からダウンロードすることができます。

6 仕様書及び入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記 3 に同じ。

(2) 受付期間

令和 5 年 1 月 23 日(月)から令和 5 年 1 月 25 日(水)

(毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、F A X 及び電子メール後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 27 日(金)午後 5 時までに F A X 又は電子メールにて回答します。電話等による結果の問い合わせには一切応じません。

(5) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

ウ 万一質問したにも関わらず、期日までに回答がなかった場合は電話にてご連絡ください。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

入札は、所定の入札書をもって行います。入札書に記載する金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない金額)を記載してください。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書留郵便による応札とします。

※封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に 1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、令和 5 年 2 月 3 日(金)【必着】までに 3 の宛先に必ず書留郵便により送付してください。また、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和 5 年 2 月 6 日(月) 午前 9 時 00 分

イ 開札場所

上記 3 に同じ。

※郵送により応札を実施しますので、来庁いただく必要はありません。

※入札結果につきましては、開札後、速やかにお知らせいたします。

(3) 再度入札等の実施

落札者がいない場合、または、くじにより落札者を決定する場合は、別途事業者に連絡の上、実施いたします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において、閲覧することができます。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第57号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年1月13日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度汚泥処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市近郊

(3) 履行期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(4) 概要

給食室内部の排水管から学校敷地内の最終排水管(埋設管)までの排水導入管内部や、最終枳及びグリストラップ又は排水槽内部の洗浄の際に排出された汚泥やグリス等の処分業務を委託する。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格審査の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」・種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者。(ただし落札決定にあたっては、実際に登録されていることを要します。)

(3) 処分場所の自治体における、産業廃棄物処分業の「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可を有していること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 川崎市又は横浜市、東京都区内に中間処理又は最終処分場所があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[小学校給食] 担当 西村

イ 閲覧期間 令和5年1月13日(金)～令和5年1月20日(金)

(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市教育委員会ホームページの「令和5年度汚泥処分業務委託受託

事業者公募」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000146446.html>)

イ 閲覧期間 令和 5 年 1 月 13 日(金)～令和 5 年 1 月 20 日(金)

4 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

また、提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

明治安田生命川崎ビル 10 階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[小学校給食] 担当 西村

電話：044-200-3894 (直通)

F A X：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書、競争参加申込書は、上記 3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

(2) 提出期間

上記 3(1)イに同じ。ただし、書留郵便による場合は、令和 5 年 1 月 19 日(木)まで必着とします。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

上記 3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記 3(1)イの期間に配布します。

イ 処分場所の自治体における産業廃棄物処分業許可証の写し

「汚泥」及び「廃油」の処分業務許可が分かるものを提出してください。

中間処理施設を有している場合は、中間処理施設の産業廃棄物処分業許可証の写しも提出してください。

許可証の更新手続をしている場合は、更新手続に関する書類の写しを提出してください。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便にて提出してください。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記(1)の場所とします。

5 資料の縦覧

3(1)アの場所、3(1)イの期間で縦覧に供します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に、令和 5 年 1 月 24 日(火)までに送付します。

(1) 「令和 5・6 年度川崎市業者委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A X により送付。

7 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、4(1)の場所へ持参又は 4(1)の連絡先へ電子メール若しくは F A X で送付してください。

なお、質問書は、上記 3(2)アのとおり、インターネットからダウンロードすることができます。

イ 質問受付期間

令和 5 年 1 月 25 日(水)～令和 5 年 1 月 27 日(金)

(土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

(2) 回答

ア 回答予定日 令和 5 年 1 月 31 日(火)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メール又は F A X で回答します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後の再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請について、虚偽の申請をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和5年2月2日(木) 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 3階

第4・第5会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、委任状の提出、及び入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、1m³あたりの単価（税抜）を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を

受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約手續等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

11 その他

(1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は4(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

川崎市公告第58号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和5年1月13日

川崎市長 福田紀彦

1 件名

介護人材マッチング・定着支援事業委託

2 事業概要

受託事業者において積極的な広報を行い、介護職員初任者研修(又はホームヘルパー 2 級研修)等の資格を有していない求職者(正規職員を希望する求職者や、パート、アルバイトを希望する主婦、学生、中高齢層等の多様な人材層をターゲットとする。)を募集する。その後、求職者に対し、介護職員初任者研修等の求職者向け研修を実施し、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等で就労するために必要な知識・技術を習得させるほか、事業所との交流研修、実習、見学を組み合わせた研修を実施し、市内介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等への就労支援を行う。また、事業効果を確かなものとするため、研修受講者に対しフォローアップ研修を実施する。

並行して、市内介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の職員等に向けて、事業所全体のボトムアップにつながるコミュニケーション力、コーチング、メンタルコントロール、採用力等のノウハウを培うインストラクター研修等を実施する。また、経験年数の浅い職員の定着促進を図るための研修を実施する。

市内介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等が感染症等の影響により人員が不足した場合に、支援スタッフをあっ旋することや、市内事業所向けに事業継続計画(BCP)作成等の支援を行う。

市内介護保険サービス事業所等が、当該事業所に従事する介護職員等の資質向上を図る目的で研修等を受講させる場合に代替職員を派遣する。

3 履行期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和 4 年 10 月 7 日までに令和 5・6 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「業種 その他」「種目 その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 職業安定法による職業紹介事業許可を得ていること。
- (5) 労働派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を得ていること。
- (6) 個人情報の取扱いに係るプライバシーマークを取得していること。
- (7) 本事業について確実に履行することができること。

5 評価項目

(1) 事業効果

- ① 適切な事業達成目標の設定(重点項目)
- ② 効果的な広報・アプローチ等の実施(重点項目)
- ③ 求職者の適切な選考の実施
- ④ 効果的な研修の実施(求職者向け研修)(最重要項目)
- ⑤ 効果的な研修の実施(インストラクター研修等)(重要項目)
- ⑥ 介護職員応援あっ旋等支援の適切な実施
- ⑦ 効果的な研修受講時における代替職員の派遣の実施(重要項目)
- ⑧ 具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施(重要項目)

(2) 事業基盤

- ⑨ 事業を円滑に実施できる運営基盤
- ⑩ 事業の適切な運営体制
- ⑪ 類似する事業の実績

(3) 適正実施

- ⑫ 個人情報保護の取組
- ⑬ 適切な経費の積算

6 担当部署

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

7 参加資格の確認

(1) 提出期間

令和 5 年 1 月 13 日(金)から令和 5 年 1 月 19 日(木) 午前 9 時から正午及び午後 1 時から 5 時まで(土日を除く)

(2) 提出場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580
ソリッドスクエア西館 10 階
(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式あり)
- イ 職業紹介事業許可を証する書類の写し
- ウ 労働派遣事業許可を証する書類の写し
- エ 取得規格認証書の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送
※郵送の場合は、書留郵便等の記録が残るもので、宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とします。

郵送の場合の宛先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係